

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

新時代創造課→新時代・SDGs推進課(内線:7650)

#### 2目 計画調査費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県版SDGs推進事業	4,527	0	4,527	2,232			2,295	
トータルコスト	13,971千円 (前年度 0千円) [正職員:1.2人]							
主な業務内容	SDGs推進体制の整備やパートナー制度の創設、フォーラム開催等							
工程表の政策目標(指標)	県民とともに創る鳥取県の新時代づくりの推進							
事業内容の説明	<b>【「地方創生推進交付金」充当事業】</b>							
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>2015年9月の国連サミットで採択された国際目標「SDGs(持続可能な開発目標)」の本県における取組推進と普及啓発を図るため、県庁内組織「鳥取県SDGs推進本部(仮称)」と官民連携のSDGs推進組織「とっとりSDGsネットワーク会議(仮称)」を立ち上げるとともに、パートナー制度の創設、フォーラムの開催、パンフレット作成等に取り組むことで、オール鳥取による鳥取発の持続可能な社会づくりを推進する。</p>								
<b>【参考】SDGs(Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))</b>								
<p>2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される2016年から2030年までの国際目標。日本政府も、SDGs実施指針を策定し、SDGsの取組を推進している。</p>								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">(単位:千円)</span>								
区分	内 容							予算額
SDGs推進体制の整備	<p>ア 鳥取県SDGs推進本部(仮称) [構成] 県庁内各部署 [目的] 県庁内におけるSDGsの合意形成、普及啓発活動の実践 等</p> <p>イ とっとりSDGsネットワーク会議(仮称) [構成] 民間団体、行政 [目的] SDGsの理念や情報の共有、SDGs活動の情報発信 等</p> <p>ウ とっとりSDGsパートナー制度(仮称)の創設 SDGsに取り組む個人・団体にSDGsパートナーとして参画してもらい、SDGsの認知度向上と取組の「見える化」によるSDGsゴール達成に向けた活動の活性化を図る。 [内容] パートナー証等の交付、県ホームページや事例紹介パンフレット等による取組発信</p>							2,215
SDGsの普及啓発	<p>ア SDGsフォーラムの開催 SDGsの認知度向上と普及、活動の横展開を図るフォーラムを開催する。 [内容] SDGsパートナー証授与、基調講演、パネルディスカッション、活動事例発表 等</p> <p>イ SDGsパンフレット(県内取組事例集)の作成・配布 パートナーの取組事例等を掲載したパンフレットを作成・配布し、SDGsの普及啓発と優良取組事例の横展開を図る。 [配布先] 関係機関、市町村窓口、SDGsパートナー、高校・大学 等</p>							2,312
合 計							4,527	

令和2年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

女性活躍推進課(内線:7077)

1目 企画総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
活躍の場をひろげるワーク・ライフ・バランス推進事業	2,000	2,000	0	1,000			1,000													
トータルコスト	4,361千円(前年度2,794千円)[正職員:0.3人]																			
主な業務内容	連絡調整、委託契約事務等																			
工程表の政策目標(指標)	仕事と家庭の両立支援、女性活躍の推進																			
事業内容の説明				【「地域女性活躍推進交付金」充当事業】																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>働く女性を取り巻く環境が共通する山陰両県が連携して、女性の働きづらさの要因となっているパートナー間の“家事育児の偏り”を解消し、男性の家庭での活躍を促進するとともに、働く場における女性の働きやすさ・活躍機会の増大にも繋げるワーク・ライフ・バランスの実践を促す広域的な情報発信・普及啓発を行う。「One-In連携」</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b> (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業トップに向けた情報発信・普及啓発</td> <td>1,000</td> <td>男性の家事育児等への参画を肯定し、応援する企業風土を醸成するため、企業トップをはじめ同僚ら働く場の理解を深める情報発信・普及啓発を行う。 [取組内容] ・男性の育児休業、介護休業、定時退社など、ワーク・ライフ・バランスの実践を肯定する企業向けポスター等の作成 ・啓発動画の作成(男女共同参画センターが開催する各種セミナー等の機会を捉え啓発)等</td> </tr> <tr> <td>社会全体の機運醸成のための情報発信・普及啓発</td> <td>1,000</td> <td>「家事シェア」や「男性の家事育児参画」を手伝いではなく当たり前のこととして捉え、肯定する社会全体の機運を醸成する広域的な情報発信・普及啓発として「家族はチームだ!しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーン」を行う。 [取組内容] テレビCMやウェブ広告等、多様な媒体を使った集中的な広報及び特設サイトによる情報発信</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	内容	企業トップに向けた情報発信・普及啓発	1,000	男性の家事育児等への参画を肯定し、応援する企業風土を醸成するため、企業トップをはじめ同僚ら働く場の理解を深める情報発信・普及啓発を行う。 [取組内容] ・男性の育児休業、介護休業、定時退社など、ワーク・ライフ・バランスの実践を肯定する企業向けポスター等の作成 ・啓発動画の作成(男女共同参画センターが開催する各種セミナー等の機会を捉え啓発)等	社会全体の機運醸成のための情報発信・普及啓発	1,000	「家事シェア」や「男性の家事育児参画」を手伝いではなく当たり前のこととして捉え、肯定する社会全体の機運を醸成する広域的な情報発信・普及啓発として「家族はチームだ!しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーン」を行う。 [取組内容] テレビCMやウェブ広告等、多様な媒体を使った集中的な広報及び特設サイトによる情報発信	合計	2,000	
区分	予算額	内容																		
企業トップに向けた情報発信・普及啓発	1,000	男性の家事育児等への参画を肯定し、応援する企業風土を醸成するため、企業トップをはじめ同僚ら働く場の理解を深める情報発信・普及啓発を行う。 [取組内容] ・男性の育児休業、介護休業、定時退社など、ワーク・ライフ・バランスの実践を肯定する企業向けポスター等の作成 ・啓発動画の作成(男女共同参画センターが開催する各種セミナー等の機会を捉え啓発)等																		
社会全体の機運醸成のための情報発信・普及啓発	1,000	「家事シェア」や「男性の家事育児参画」を手伝いではなく当たり前のこととして捉え、肯定する社会全体の機運を醸成する広域的な情報発信・普及啓発として「家族はチームだ!しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーン」を行う。 [取組内容] テレビCMやウェブ広告等、多様な媒体を使った集中的な広報及び特設サイトによる情報発信																		
合計	2,000																			
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>島根県と連携して、両県共通のイメージロゴやキャッチフレーズを用いた、しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーンを令和元年度に初めて実施するとともに、男女ともに仕事と家庭を両立し、家庭・地域・働く場でいきいきと活躍できるよう、パートナーと負担を分かち合う“家事シェア”を考える参加型セミナーなどを通じて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる。</p>																				

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

4 項 市町村振興費

1 目 自治振興費

ふるさと人口政策課（内線：7639）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
移住定住推進 基盤運営事業	110,690	115,676	△4,986	18,658			92,032	
トータルコスト	123,709千円（前年度 125,995千円） [正職員：1.3人、会計年度任用職員：1人]							
主な業務内容	移住定住に係る相談、情報提供業務							
工程表の政策目標 (指標)	移住者目線での支援の拡充により、R1～4年度の4年間で移住者1万人							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

### 1 事業の目的、概要

全国的に移住定住の地域間競争が激化する中で鳥取県への移住者を増やすため、鳥取県への移住を希望される方の視点に立ち、住宅・就職等の相談や情報発信を総合的かつ一元的に実施するとともに、今現在移住を考えていない層への周知も併せて行い、将来的な移住者につながるような取組を行っていく。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
鳥取県移住定住サポートセンター運営業務等委託	IJUターンに関する相談や情報発信業務を（公財）ふるさと鳥取県定住機構に委託して実施する。 ● 鳥取県移住定住サポートセンターの運営（移住コーディネーター4名） ● 県外相談窓口の運営（移住コーディネーター：東京1名、関西1名、移住コーディネーター（ファイナンシャルプランナー）：東京1名、関西1名） ● 県外相談会、とっとり暮らし体験ツアーの実施、とっとり移住定住ポータルサイトの運営 など	81,542
ふるさと回帰支援センター鳥取県ブース出展等委託	都市部で「鳥取県」の知名度を上げ、とっとり暮らしを全国区とするため、首都圏及び関西圏における情報発信・相談の中心拠点である「ふるさと回帰支援センター」に鳥取県ブースを設置するとともに、専任相談員（東京1名）を配置する。	16,012
とっとり暮らし住宅相談員設置業務委託	（公社）鳥取県宅地建物取引業協会への委託により、住宅相談員を配置（東中西部に各1名）し、移住定住希望者からの住宅に関する相談に対応するとともに、住宅情報を収集し、ホームページで情報発信する。	10,986
鳥取県移住定住サポートセンター補助金	民間による移住希望者の新規開拓につながる取組や移住支援組織のネットワーク化を支援する。（補助率：10/10、上限：1団体300千円）	1,800
ふるさと回帰支援センター等への会費		350
計		110,690

### 3 これまでの取組状況、改善点

移住定住サポートセンターの運営を（公財）ふるさと鳥取県定住機構に委託することにより、就職相談と田舎暮らし相談をワンストップで行える体制を整備し、県外へとっとり暮らしの魅力や地域の移住定住に有用な情報を発信してきた。

また、幅広い層への情報提供等の効果が高まるよう、他県と共同で取り組んできた相談会・イベント等の事業の実施や移住前後に便利なサービスなどの優待が受けられる「とっとり移住応援メンバーズカード」の発行、ライブステージに応じた相談体制の充実等を図ってきており、今後もこれらの取組の利用拡大を通じて鳥取県への移住を推進する。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

4 項 市町村振興費

1 目 自治振興費

ふるさと人口政策課（内線：7639）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
移住定住促進情報発信事業	9,200	4,400	4,800	4,600			4,600	
トータルコスト	18,644千円（前年度 13,926千円） [正職員：1.2人]							
主な業務内容	移住定住に係る情報発信やイベント開催に係る委託・実施							
工程表の政策目標（指標）	移住者目線での支援の拡充により、R1～4年度の4年間で移住者1万人							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

### 1 事業の目的、概要

移住者12,500人（令和2年からの5年間）の受入れを目指し、大都市部を中心とした県外在住の子育て世代や、結婚を機会としたIJUターンの可能性がある鳥取県出身の婚活者等の潜在的な移住希望者（移住潜在層）に向けたイベント開催や、WEB媒体を活用した情報発信を行い、とっとり暮らしの魅力を紹介し、鳥取県へのIJUターンにつなげる。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
他県連携による子育て世代を対象にした移住定住促進イベント	「日本創生のための将来世代応援知事同盟」に加盟する17県連携による「いいね！地方の暮らしフェア」を開催する。	3,400
婚活マッチングアプリ運営会社と連携した婚活者に向けた情報発信等	婚活アプリに「とっとり暮らし」PR特設ページを開設するとともに、アプリ運営事業者と連携した移住相談会や移住下見ツアーを開催し、結婚を契機とした鳥取県へのIJUターンを促進する。	3,800
移住者発掘強化のためのインターネット広告配信	潜在的な移住希望者（移住潜在層）に向けたインターネット広告により効果的な情報発信を行う。	2,000
合計		9,200

### 3 これまでの取組状況、改善点

これまで鳥取に目の向いていない移住に関心のある方などに向けて情報発信を行ってきたところであるが、若年層の県外への流出に歯止めがかかっていないことから、若年層の目に留まりやすい情報ツールを活用するなど、これまで以上に対象者を意識し、積極的な情報発信を行っていく。

# 令和2年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

4 項 市町村振興費

1 目 自治振興費

ふるさと人口政策課 (内線：7652)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
移住定住受入体制整備事業	60,669	63,667	△2,998	4,597			56,072	
トータルコスト	65,391千円 (前年度 68,434千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	要綱制定・交付決定・額の確定 市町村との意見交換、制度見直し							
工程表の政策目標(指標)	移住者目線での支援の拡充により、R1～4年度の4年間で移住者1万人							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

## 1 事業の目的、概要

移住の受け皿となる地域の受入体制の強化を進めるため、市町村等が取り組む移住定住に係る事業を支援する。

## 2 主な事業内容

### (1) 鳥取県移住定住推進交付金 (交付率1/2) 予算額50,000千円

交付対象事業	上限額
専任相談員の設置・活動への支援	1市町村当たり 1,000千円
空き家活用によるお試し住宅等の整備	1戸当たり 2,000千円
移住定住者等への住宅支援	1戸当たり 1,000千円
空き家改修費等の概算見積支援	1戸当たり 10千円
空き家活用のための家財道具処分支援	1戸当たり 400千円
移住者受入地域組織・団体の立ち上げ支援	1組織・団体当たり 4,000千円
民間団体との協働による移住定住の推進	1件当たり 1,000千円
複数の市町村が連携して行う移住定住の取組への支援	1件当たり 5,000千円
複数の市町村と民間団体との協働による取組の支援【新規】	1件当たり 200千円

### (2) 鳥取県新たな起業・創業人材移住強化補助金 (補助率1/2) 予算額1,474千円

地域が必要とする起業・創業人材の移住者としての受け入れによる元気な地域づくりを促進するため、市町村又は地域の組織・NPO法人等が行う必要な条件整備の取組を支援する。

内容	上限額
空き家を活用した住居兼作業場の確保等生業の場づくりの支援	1事業当たり 4,000千円
地域での研修や生活基盤の確保等に要する経費	事業当たり 60千円/月 (最大2年間支給)

### (3) 鳥取県地域での空き家確保支援補助金 (補助率1/2) 予算額475千円

補助対象事業	上限額
市町村や自治会が行う空き家確保の取組への支援	1件当たり 50千円

### (4) アクティブシニアも含めた多世代移住推進事業 予算額8,720千円

生涯活躍のまち(日本版CCRC)づくりを推進するため、首都圏等における多世代の呼び込みを実施する。

## 3 これまでの取組状況、改善点

移住者への相談体制づくり、住宅支援、お試し住宅の整備等、移住施策の主体となる市町村の取組が功を奏し、毎年順調に移住者が増加している。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

4 項 市町村振興費

1 目 自治振興費

ふるさと人口政策課（内線：7128）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりとの関係人口をふやす事業	16,849	22,909	△6,060	2,250			14,599	
トータルコスト	25,506千円（前年度 41,166千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	委託契約の締結、委託業者との調整 補助金制度PR、交付決定、額の確定 関係機関との調整							
工程表の政策目標（指標）	観光以上、定住未満の繋がり、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を増やしていくことで、地域活性化を図るとともに将来的な移住者増に繋がることを狙っていく。							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

### 1 事業の目的、概要

都市圏在住者や企業が地域に関わることができる受入プログラムや地域と関わる活動に対する支援の充実を図るとともに、県外本部（とっとり歓迎案内所ウエルカニ）と連携し、都市圏に向けた情報発信や本県と関わりたい都市在住者の掘り起こしにより、地域とのマッチングを強化し、観光以上、定住未満の関わりで、地域と多様に関わり応援する関係人口を増やすことで、地域活性化とともに将来的な移住者の裾野の拡大を図る。

### 2 主な事業内容

（1）地域の受入体制づくりと都市圏へのアプローチ

（単位：千円）

区分	内 容	予算額
受入プログラムの充実とマッチングの強化	受入プログラムの充実を図り、地域と関わりを持ちたい都市圏在住者や企業（以下「都市圏在住者」という。）とマッチングを強化するため、コーディネーター（関係案内人）を設置し、以下の事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内地域コミュニティや活動団体（以下「地域等」という。）を対象に、都市圏在住者が地域に関わることができる受入プログラムづくりワークショップの実施等による受入地域等の掘り起こし</li> <li>● 都市圏において、都市圏在住者と地域等をつなげるワークショップの実施</li> <li>● 県外本部と連携し、都市圏在住者の掘り起こし及び交流先や受入プログラムを紹介</li> </ul>	6,349

（2）都市在住者等を対象とした受入プログラムの実施と実施等に対する支援

（単位：千円）

区分	内 容	予算額
課題解決人材（県外在住社会人・若者ボランティア（プロボノ））の受入	都市圏に在住し、さまざまな企業等で働く者が協力し、仕事等で培った知識やスキルを活かして、県内で活動する地域団体の課題解決に取り組むプログラムを実施する。（県民参画協働課の社会人・若者ボランティア（プロボノ）推進事業と連携）	2,300

補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率（上限額）	予算額
とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金	県内に滞在し、働きながら、地域住民との交流などを通じて地域での暮らしを体験する者の受入に要する経費（旅費、宿泊費等）	県内企業・団体	10/10 (116千円)	2,700
地域活動応援事業費補助金	地域の安全・安心な暮らしづくり支援や地域活性化に向けた活動等に要する経費	地域外の団体、NPO、その他任意組織、個人	1/2 (300千円)	2,000
合 計				4,700

（3）都市圏での潜在的な関係人口の掘り起こし（ファンづくり）

（単位：千円）

区分	内 容	予算額
都市圏での若者交流会	都市圏において、今の鳥取の魅力を伝え、鳥取で活躍する若者との交流を通じて、鳥取とつながるきっかけをつくる交流会を実施する。	3,500

### 3 これまでの取組状況、改善点

平成29年度からワーキングホリデー事業、平成30年度から地域課題解決人材呼び込み等の受入プログラムを実施している。

令和元年度からは、県内受入体制づくりのため、地域等を対象に、受入プログラムづくりにつながるワークショップ等を実施するとともに、都市圏在住者へのアプローチとして、東京本部・関西本部に地域との多様な関わり方を紹介する「とっとり歓迎案内所ウエルカニ」を開設し、都市圏において、県内地域活動団体（者）と連携した地域講座の実施やウェブサイトによる情報発信等を実施している。

さらに取組を強化するため、都市圏在住者が地域と関わる活動への支援を拡充するとともに、コーディネーターを設置し、地域と都市圏在住者とのマッチングの充実を図る。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

ふるさと人口政策課（内線：7128）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)とっとりワーケーション推進事業	〔債務負担行為〕 12,000 11,850		〔債務負担行為〕 12,000 11,850				〔債務負担行為〕 12,000 11,850	

トータルコスト 22,081千円（前年度 0千円） [正職員：1.3人]

主な業務内容 補助金制度PR、事務処理

工程表の政策目標(指標) 観光以上、定住未満の繋がりで、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を増やしていくことで、地域活性化を図るとともに将来的な移住者増に繋がることを狙っていく。

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

都市部の企業人材等による本県でのワーケーション（テレワークや研修・会議の実施、休暇先として活用）を通じて、県内の企業人材や地域との交流等により関係人口の拡大を図るため、受入体制の強化及び実施への支援、全国への普及の取組を実施する。

(1) 受入体制の強化

- 県外企業等のニーズにあった交流先等を紹介するコンシェルジュ機能を設ける。
- 県内のワーケーション受入関係機関との意見交換、情報共有を行う。
- ワケーション受入環境整備及びプログラム造成に対する支援を行う。

(単位：千円)

補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率(上限額)	予算額
ワーケーション拠点整備事業費補助金	ワーク環境や交流環境の整備、ワーケーション体験・交流イベント実施に要する経費(改修費、借室料、通信費、謝金、人件費、旅費等)	企業・団体	1/2 (1年目 4,000千円、 2年目 2,000千円)	8,000
ワーケーション型企業研修プログラム造成事業費補助金	民間事業者等が、都市部に所在する企業を対象に本県の環境を生かしたワーケーション型研修プログラムを造成する場合に要する経費(来県旅費、県内移動費等)	企業・団体	1/2 (600千円)	600

(2) ワケーション実施に対する支援

(単位：千円)

補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率(上限額)	予算額
とっとりワーケーション実施企業支援事業費補助金	県内に滞在し、県内企業・団体等の人材や地域との交流又は、ボランティア活動等の地域貢献活動を含んだワーケーションを実施する場合の宿泊費(社員等の子どもが同行する場合も対象とする。)	県外企業・団体	1/2 (1泊5千円、 計75千円)	750

(3) 全国への普及の取組

(単位：千円)

区分	内容	予算額
個人を対象としたモニター事業	ワーケーション制度導入企業の社員やフリーランスの方にモニター協力者として、本県でワーケーションを3泊4日以上行程で実施し、体験レポートの作成等していただき、ウェブサイト等で紹介する。	300
企業を対象とした視察ツアー	鳥取県とのゆかりのある企業やワーケーションの導入を検討している県外企業の担当者を対象に、県内のコワーキングスペースや地域ならではの体験や宿泊等、ワーケーション環境を視察してもらうツアーを実施する。	1,200
情報発信の強化	本県でのワーケーションPR動画を作成し、ワーケーション自治体協議会が実施するワーケーションイベントやウェブサイトを通じてPRする。	1,000

3 これまでの取組状況、改善点

平成30年度より、県外企業の社員等を対象としたワーケーションモニター事業や視察ツアーを実施し、全国に本県でのワーケーションをPRするとともに、県外企業のニーズや本県での実施における課題等を把握するとともに、県内関係機関の意識啓発のためのセミナーや意見交換等によりワーケーションの受入体制づくりをスタートした。

さらに、受け入れ体制の強化のため、ワーケーションコンシェルジュ機能を設けるとともに、ワーケーション拠点整備や企業向け研修プログラム造成の支援等により受け皿の充実を図る。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

ふるさと人口政策課 (内線：7964)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「STOP若者流出!プロジェクト」事業	34,212	0	34,212	2,750		<寄付金> 4,907	26,555	

トータルコスト 43,656千円 (前年度 0千円) [正職員：1.2人]

主な業務内容 移住定住・若者定着に係る情報発信やイベント開催に係る委託・実施

工程表の政策目標(指標) ・移住者目線での支援の拡充により、R1～4年度の4年間で移住者1万人  
・県内学生等若者の県内就職を推進し、若者の転出超過に歯止めをかける。

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

県民がとっとり暮らしの豊かさを実感し、社会全体で若者定着やUターン促進に取り組む機運を盛り上げていくよう、産学官金労言による「STOP若者流出!プロジェクト」を県民運動として展開する。

2 主な事業内容

【県民運動としての取組】

(1) 県高等学校PTA連合会と連携した保護者への県内就職・鳥取暮らし魅力発信 1,200千円

県高等学校PTA連合会と連携し、県内で働くこと、暮らすことの魅力を保護者に知ってもらうためのセミナーを、PTAの総会や研修会にあわせて実施する(教育委員会と共催)。

(2) 県民や企業による運動の盛上げ 4,000千円

(単位：千円)

区分	内容	予算額
とっとり若者定住応援企業、とっとり若者定住サポーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の企業・団体が、若者が鳥取に誇りを持ち地元定着につながる取組を行う「とっとり若者定住応援企業」として宣言、実践・発信する。</li> <li>鳥取での夢を語る大人を「とっとり若者定住サポーター」として、学校の授業、県内外の若者の交流会やSNS等で夢を語ってもらう。</li> </ul>	500
移住定住促進強化月間の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議を推進母体に、ふるさとへの関心が高まる帰省シーズン(盆、年末年始)を移住定住推進強化月間として産学官金労言による県民運動を展開する。</li> <li>テレビCMやインターネットを通じて、若者Uターン促進の盛上げを呼びかけ、「鳥取ふるさとアプリ」のPRを行う。</li> </ul>	1,500
マスメディアとの共同事業「若者定着プロジェクト」連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞社と連携して、鳥取県に県外大学からUターンした若者が活躍できる企業が多くあることを、連載記事や特集で紹介する。</li> <li>高校生や保護者が鳥取県での暮らしや仕事について考えるフォーラムを開催するとともに、新聞紙面を通して県内の高校生や保護者に伝える。</li> </ul>	2,000

【学生等への取組】

(1) スマートフォンアプリを活用した学生等への情報発信 13,033千円

学生等に対し、鳥取との繋がりを持ち続けてもらうため、鳥取の暮らしに役立つ情報や旬な話題、就活情報等を「ふるさと鳥取アプリ」を通じて配信するとともに、アプリの登録・利用促進のため、登録時や就活・交流イベント等の参加に応じて特典ポイントを付与する。

(2) 県内大学と連携した学生の県内就職・定着推進 2,500千円

県内の元気企業(OB・OG・若手社員等)、地域活動グループ、学生グループがブース出展し、大学生、高校生等と広く楽しく交流する「とっとり元気大交流会」を開催し、県内就職・進学につなげる。

○実施主体：連携大学(県補助率：1/2)

(参考) 県内大学との連携では、「とっとり元気大交流会」のほか、「学生と企業の交流促進事業」、「学生の県内就職フォーラム」、「コーディネータの配置」を実施(総合教育推進課：連携大学への補助、県補助率：1/2、予算額：3,886千円)

【県外の若者等への取組】

(1) 結婚や出産を機会とした若年者のIJUターン促進 10,000千円

結婚や出産の機会に「鳥取で暮らす」ことを選択する若年IJUターン者を後押しするための補助金を創設し、鳥取での新しいライフステージを支援する。

○実施主体：市町村(県補助率：市町村負担額の1/2、限度額：1世帯当たり100千円)

(2) ビッグデータを活用した若者に届く情報発信の強化 3,479千円

県外に居住する本県出身者及び潜在的な関係人口、IJUターン関心層等のニーズ、隘路、情報収集経路等をビッグデータを活用して調査・分析し、ターゲットのニーズ等に合わせた情報発信等につなげる。

3 これまでの取組状況、改善点

令和元年の人口動態では、全体で1,248人の転出超過、特に10代後半から20代前半の転出超過(1,136人)が8割以上を占めており、若者の流出対策やUターンの促進が急務である。このため、本県では、学生への企業・就活情報等の発信などの雇用促進や充実した子育て施策に取り組んでいる他、他県に先駆けて、移住者に寄り添った受入・定住施策を進めているところである。

しかし、高校生・保護者を対象に実施したアンケートでは、「将来的には鳥取県に住みたい」という高校生が55.7%なのに対して、「子どもに将来鳥取県に就職してもらいたい」という保護者は45%であり、本人だけではなく、保護者を含めた県民の意識を変えていくとともに、若年者のIJUターン促進を更に進める。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

#### 2目 計画調査費

総合教育推進課（内線：7824）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）「STOP若者流出！プロジェクト」事業（大学連携）	3,886	0	3,886	1,943			1,943	
トータルコスト	4,673千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	県内の高等教育環境の充実を図る							
事業内容の説明				【「地方創生推進交付金」充当事業】				
<p><b>1 事業の目的・概要</b>                      県内の高等教育機関の学生の県内就職・定着を推進するため、大学生と企業や地域および高校生との交流の取組を促進する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b>                      実施主体：県内連携大学                      補助率：県1／2、県内連携大学1／2</p>								
（単位：千円）								
区分	内 容							予算額
学生と企業の交流促進事業	企業説明会やインターンシップといった従来からの取組に加え、学生が企業をより深く知る機会を創出するため、県内企業に就職したOB・OGや企業の方との交流を行う。							650
学生の県内就職フォーラム	学生の県内就職にかかる活動内容を広く周知するとともに、関係機関間の連携した取り組みを強化し、学生や教員の機運の醸成及び県民への発展のためにフォーラムを開催する。							150
コーディネーター人件費	学生の県内就職・地元定着の促進を図るため、事業を推進するコーディネーターを基幹大学である鳥取大学に配置する。							3,086
合 計							3,886	
<p><b>3 これまでの取組状況・改善点</b>                      鳥取大学を中心に平成27年度から5年間に渡り実施しているCOC+（※）事業では、県内高等教育機関が連携し地域志向人材を育成するための教育プログラムの開発や地域課題解決に取り組む共同研究支援事業および県内企業へのインターンシップ事業等を積極的に推し進めてきた。                      更に、新たな仕組みを構築し、学生と企業や県内で活躍する団体及びOB・OG等の人材との交流の場を提供し、県内企業や地域の良さを知る機会を創出する。                      （※）COC（Center of Community）+とは、県内高等教育機関が地方公共団体や企業等と協働し、キャリア教育の実施等により、地域を担う人材を育成するとともに、インターンシップの充実や県内企業フェアの開催など若者の地元定着を推進することで、「ひと」の地方への集積を目的とする。</p> <p>&lt;参考&gt;                      「STOP若者流出！プロジェクト」事業では、本事業のほか、県内の元気企業と大学生、高校生との交流事業、スマートフォンアプリを活用して学生等への情報発信（交流人口拡大本部ふるさと人口政策課所管）など県民がとっとり暮らしの豊かさを実感し、社会全体で若者定着やUターン促進に取り組む機運情勢を図る事業に部局を超えて取り組む。</p>								

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

県民参画協働課（内線：7071）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり県民活動活性化センター事業	57,959	57,444	515	1,375			56,584	
トータルコスト	76,060千円（前年度 75,701千円） [正職員：2.3人]							
主な業務内容	委託契約・補助金交付事務、各種連絡調整 等							
工程表の政策目標（指標）	NPO・ボランティア活動の促進・支援							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

### 1 事業の目的、概要

ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援するとともに、NPO、行政、企業、大学、自治組織等多様な主体との連携・協働を行うことにより、地域課題の解決を図り、県民の社会参画機会の拡充と持続可能な地域社会づくりを進めるための事業を公益財団法人とっとり県民活動活性化センターに委託又は補助することにより実施する。

### 2 主な事業内容

#### (1) 組織基盤強化支援事業 4,531千円

NPO等団体の育成、活動基盤の強化を図るため、経営実態把握や専門家派遣等を実施し、団体のスキルアップを支援する。

##### ア 委託事業（1,119千円）

項目	内容
専門家派遣事業	NPO等からの法人業務や会計等の専門的な相談に対して、専門家の派遣や支援のためのネットワーク会議を行う。
NPO経営実態把握事業	NPO法人経営実態調査を実施し、きめ細かな相談支援のための基礎資料「NPO経営実態把握資料」を整備する。
助成金活用促進事業	県内外の企業・団体が行う助成金の情報を紹介し、効果的な活用を促す「助成金合同説明会」を開催する。

##### イ 補助事業（3,412千円）

区分	内容	補助率・補助上限
控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金	鳥取県NPO法人条例個別指定制度に基づく指定を受けようとするNPO法人が司法書士等へ相談等する際の経費を補助する。	10/10 150千円
とっとりSDGs推進補助金	広報活動支援型	3/4 112千円
	【拡充】研修等支援型	10/10 50千円
	【新規】若者団体活動支援型	10/10 100千円

#### (2) ネットワークを活用した地域づくり活動の支援 91千円

多様な主体が参加することにより、課題解決力を高め、持続性・実効性のあるネットワーク形成に取り組む。

- ・NPO等と市町村とのネットワーク構築のための交流会の開催
- ・県社協などボランティア支援団体と、ボランティア情報等の情報交換・共有など、必要な連携を実施

#### (3) 相談体制整備・情報発信事業 2,659千円

県民活動に共通する課題に対応するため、きめ細かな相談体制の整備、情報発信等を実施する。

- ・県民・NPO等からの県民活動に関する幅広い相談対応、出前相談会を実施
- ・情報誌及び機関誌の発行及びウェブサイト等を通じた情報発信を実施

#### (4) 間接事業費（職員人件費・管理費） 50,678千円

### 3 これまでの取組状況、改善点

（公財）とっとり県民活動活性化センターにより、窓口や出前による相談対応、伴走型支援（個別支援）に重点を置いて取り組んでいるほか、民間主体の圏域部ごとのプログラム実施や、県内でSDGsの取組を拡げるための情報交換や情報発信のプラットフォームとしての「とっとりSDGs推進会議」の設立など、民間団体の活動や交流を積極的に推進している。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費  
2項 企画費  
2目 計画調査費

県民参画協働課（内線：7617）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県×日本財団共同プロジェクト推進事業	7,053	0	7,053				7,053	
トータルコスト	20,432千円（前年度 0千円） [正職員：1.7人]							
主な業務内容	実行委員会運営、関係機関との調整調整事務、情報発信 等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的、概要</b></p> <p>これまでの鳥取県×日本財団共同プロジェクトの成果をとりまとめ、さらなる活動の深化や拡大を図ると共に、「鳥取モデル」として全国へ発信することを目的として、共同プロジェクトで支援した様々な取組の実例を取り上げながら、全国に発信力のある著名な有識者や活動団体の代表等を招いて社会的な意義や価値を再評価し、今後の取組へつなげるフォーラムを開催する。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 共同プロジェクト事業の取組成果のとりまとめ</p> <p>(2) 「鳥取モデル」を全国発信するフォーラムの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称：鳥取県×日本財団共同プロジェクト鳥取モデル発信フォーラム（仮称）</li> <li>・時期：令和3年3月（予定）</li> <li>・場所：とりぎん文化会館（鳥取市）</li> <li>・対象：鳥取県民及び全国のまちづくり、地域づくりに関わる地域住民及び活動団体関係者</li> <li>・内容：開会式、基調講演、シンポジウム、分科会、参加者交流会、現地視察エクスカージョン</li> <li>・その他：活動団体ブース出展、福祉事業所ブース出展（フリースペース、展示室）</li> </ul>								
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>(1) 日本財団とは平成27年11月に協定を締結して、これまで5年間にわたり3分野9事業の共同プロジェクトを実施してきている。</p> <p>(2) 地方自治体と連携して地域課題に継続して取り組む、日本財団として初めての取組であり、日本財団幹部としても、人口減少と高齢化が進む課題先進県である鳥取県内を対象として行ったことで、全国のモデルとなり得る取組（持続可能な地域づくり、障がい者の工賃向上、誰もが活躍できる社会づくり、将来を担う若者の活躍など）の成果が、鳥取県内部だけのものとして終わるのではなく、全国へも発信されることで視察対象となったり、全国的な拡大へつなげる期待が寄せられている。</p>								

令和2年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費  
2項 企画費  
2目 計画調査費

県民参画協働課（内線：7248）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
令和新時代創造県民運動推進事業	48,119	52,722	△4,603			<財産収入26、寄付金20,000> 20,026	28,093	
トータルコスト	71,729千円（前年度 76,536千円） [正職員：3人]							
主な業務内容	補助金交付事務、委員会運営、広報・PR活動等							
工程表の政策目標（指標）	令和新時代創造県民運動の推進による地域の活性化							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和新時代創造県民運動の展開により、新時代を担う若者が主体の活動を広げるとともに、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して、多くの人の共感を得ながら取り組む活動を支援するなど、令和新時代の新しい活力を創造し、地域の活性化を一層進める。

また、活動表彰等により県民の自信につながる機会も設けることで、若者をはじめすべての県民が、自分の住む地域の魅力を再認識し、ふるさと鳥取に対する誇りを醸成することを促進する。

※「令和新時代創造県民運動」とは

令和新時代の新たな住民参加型運動として、若者を中心としたあらゆる年代や主体が地域をよくするために行う活動や、クラウドファンディング等の新たな方式で、多くの人の共感を得て行う活動の総称。

2 主な事業内容

(1) 地域づくり活動の支援 37,344千円

ア 令和新時代創造県民運動推進補助金(32,990千円)

令和新時代を担う若者が主体の地域づくり活動を広げるとともに、多くの人の共感を得ながら取り組む活動を支援する。

(単位：千円)

区分	対象事業	上限	補助率	予算額
若者チャレンジ型	若者による新たな取組やこれまでの取組を拡充するもの	150	10/10	2,250
とっとりドリーム型（ふるさと納税活用）	クラウドファンディング型ふるさと納税で、より広く人々を巻き込み、共感が得られる取組	2,000	10/10	20,000
スタートアップ型	スタート支援（1年目）	100	10/10	4,000
	ステップアップ支援（2年目）	300	3/4	3,000

イ とっとり創生支援センターによる伴走支援(3,589千円)

活動団体等による地域づくりに資する取組を支援する。

ウ 令和新時代創造県民運動推進委員会の運営等(765千円)

補助金、表彰に係る審査を行う。

エ 地域づくり活動団体交流会

地域づくり活動の拡大や、活動団体の交流・ネットワーク形成のため、地域づくり活動に取り組む者を対象とした視察・意見交換会を開催する。

(2) 若者の地域づくり活動への参加機運の醸成 795千円

（公財）とっとり県民活動活性化センターへの委託により、次の事業を実施する。

ア 夏の体験ボランティア事業の実施(614千円)

夏休み期間を中心としてイベント、地域づくり団体等の活動を県内外の多くの若者に体験してもらう機会「夏の体験ボランティア」を実施する。

イ 若者向け地域課題ワークショップ（出前講座）の開催(181千円)

潜在的に地域づくりに興味がある若年層が一定数見込まれる大学等の協力を得ながら、大学等に出向き、地域づくり活動を紹介する出前講座を行う。

(3) 地域づくり活動の裾野の拡大 7,456千円

地域づくり活動を広く発信することで、活動への参加意欲を喚起し、県民運動としての機運を醸成する。

ア 「ととりの魅力PR動画コンテスト」の開催(550千円)

ととりのことが好き、ととりに行きたい・住みたい、ととりをもっと良くしたいという機運が盛り上がる動画を募集し、優秀作品を発信して地域づくりにつなげていく。併せて、自分の住む地域の魅力を再認識し、ふるさと鳥取に対する自信を醸成することを目指す。

イ 「とっとり元気フェス」の開催(2,000千円)

県内で行われている地域づくり活動、「令和新時代創造県民運動」PRと県民の地域づくり活動への参加促進を図ることを目的に「とっとり元気フェス」を開催する。（「鳥取県×日本財団共同プロジェクト推進事業」の「鳥取モデル発信フォーラム（仮称）」と同時開催）

ウ 令和新時代創造県民運動活動表彰(120千円)

県内で、それぞれの地域や団体等の特性などを活かし、意欲を持って地域づくり活動を積極的に展開している団体又は個人の優良事例を表彰する。

エ 令和新時代創造県民運動情報発信事業(4,786千円)

県のホームページやメディア広報により、令和新時代創造県民運動を広く発信することで県民への浸透を図るとともに、運動の機運を高めていく。

(4) 地域づくり活動の支援の輪を広げる取組 2,524千円

(公財)とっとり県民活動活性化センターへの委託により、次の事業を実施する。

ア 寄付・ボランティアによる支援の推進(1,418千円)

多くの人々が地域づくり活動の支援に携わる機会を創出するための支援メニューを提供する。

- ・寄付つき商品開発普及事業
- ・とっとりカンパニチャリティー普及事業
- ・社会人・若者ボランティア（プロボノ）推進事業

※「プロボノ」とは

社会人や学生が仕事や勉学で培ったスキルを活かしてNPO団体等を支援するボランティア活動

イ 企業による社会貢献活動の推進(1,106千円)

企業や企業で働く社員による社会貢献活動を促すためのセミナー等を開催する。

### 3 これまでの取組状況、改善点

- ・令和元年7月から新たな住民参加型の県民運動として「令和新時代創造県民運動」を開始し、若者をはじめあらゆる年代による様々な地域づくり活動の展開を促進してきた。
- ・令和2年度は県民運動の認知度を一層高めるとともに、さらに多くの人々が地域づくり活動に参加したり、活動を支援していくという機運の醸成を図っていく。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

中山間地域政策課（内線：7961）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業	〔債務負担行為〕 3,332 24,327	25,782	〔債務負担行為〕 0 △1,455	9,356			〔債務負担行為〕 3,332 14,971	
トータルコスト	43,494千円（前年度 44,833千円）〔正職員：2.4人、会計年度任用職員：0.1人〕							
主な業務内容	事業周知、事業推進、補助金事務、事業取りまとめ等							
工程表の政策目標（指標）	人口減少と高齢化が進行する中山間地域やまちなかにおいて、地域住民の安全・安心な暮らしを守るためのしくみづくりを推進する。							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

### 1 事業の目的、概要

中山間地域の活性化を図るため、中山間地域の地域資源や遊休資産を活用したコミュニティビジネス（地域事業）及び地域活性化の取組を支援する。併せて、条件の厳しい小規模高齢化集落等の過疎化の進行に歯止めをかけるため、将来の集落を担う新たな人材を確保する地域活性化の取組を支援する。

### 2 主な事業内容

#### （1）中山間地域活性化総合支援事業（19,535千円）

地域資源や遊休施設などを活用したコミュニティビジネス、地域活性化の取組などを支援する。

項目	内容
地域活性化支援事業	伝統文化の伝承、都市部との交流、地域産業の発掘（施設整備含む）等 補助率（県補助限度額）：ソフト県1/2、市町任意（1,000千円/事業） ハード県1/3、市町1/6（3,000千円/事業）
中山間地域コミュニティビジネス支援事業	特産品加工製造販売施設、農家レストラン、宿泊施設、配食サービス等 補助率（県補助限度額）：ソフト県1/2、市町任意（1,000千円/事業） ハード県1/3、市町1/6（3,000千円/事業）
地域遊休施設活用支援事業	遊休施設を活用しソフト・ハードの両面から地域活性化を図る取組 補助率（県補助限度額）：県1/2、市町1/3（10,000千円/事業）
安全・安心活動支援事業	雪害や鳥獣害被害等から生活を守るために集落等が事前に共同で行う取組 補助率（県補助限度額）：県1/3、市町1/6（500千円/事業）

#### （2）若者定住等による集落活性化総合対策事業（3,532千円）

小規模高齢化集落等の過疎化の進行に歯止めをかけるため、将来の集落を担う新たな人材となる移住者を確保し、集落や地域が一体となって取り組む地域活性化の取組を支援する。

[対象地域]

小規模高齢化集落において、地域課題の解消に向けた計画を策定し、地域の住民組織が一体となって移住者を受け入れるなど、地域活性化の取組を重点的に行う地域。

[移住者への支援]

- ・移住者への奨励金（補助率：県2/3、市町1/3 県補助限度額：1,666千円/年 3年限度）
- ・住宅の整備、農林業機械の購入等（補助率（現補助限度額）：県2/3、市町1/3（1,666千円））

[集落の取組への支援]

- ・地域の保全対策や地域活性化に向けた取組支援（県補助金等を活用する場合の地元負担額を軽減）

#### （3）中山間地域づくりサポート事業（500千円）

- ・高校と連携した中山間地域の活性化事業（補助率（補助限度額）：定額（1,000千円/事業））  
中山間地域において、高校生が地域と連携して魅力発信等の取り組みを支援する。

#### （4）地域おこし協力隊サポート事業（760千円）

- ・地域おこし協力隊員の研修会の開催、地域おこし協力隊相談窓口設置
- ・地域おこし協力隊自主起業塾開催支援（補助率（補助限度額）：定額（150千円/グループ））

#### （5）中山間地域見守り活動支援事業

- ・中山間地域等で事業活動を行っている事業者と市町村及び県との間において、高齢者等の見守り活動を行う協定を締結し、異常を早期発見する体制を整備することで、安心な地域づくりを推進する。

### 3 これまでの取組状況、改善点

事業による支援により、住民主体の地域づくりや地域資源を活用したコミュニティビジネス、小規模高齢化集落等の担い手確保、地域の高校との連携事業など多様な地域活性化の取組に繋がっている。

今後も市町と連携を取り、地域おこし協力隊や高校生、県内事業者など外部人材の力も活用しながら、中山間地域の活性化を総合的に支援していく。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

中山間地域政策課（内線：7961）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
まちなか暮らし総合支援事業	4,100	5,100	△1,000	2,000			2,100	
トータルコスト	6,461千円（前年度 10,657千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	補助金事務、市等との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	人口減少と高齢化が進行する中山間地域やまちなかにおいて、地域住民の安全・安心な暮らしを守るためのしくみづくりを推進する							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

人口流出・高齢化が進む各市のまちなかにおいて、高齢者等をはじめとした地域住民が安心して暮らしやすい地域づくりとともに、駅前活性化をはじめとした賑わいの創出を支援し、一体的なまちなかの振興を目指す。

### 2 主な事業内容

○まちなか暮らし総合支援事業（4,100千円）

高齢者をはじめとした地域住民の安心な暮らしに向け、地域コミュニティの強化に向けた新たな取組の開始、まちなかにおける課題解決のためのコミュニティビジネスの取組、多様な主体によるコミュニティ活性化の取組を支援する。

項目	内容
スタートアップ事業	ワークショップ、アンケート調査、組織づくり、地域の将来像を定める計画策定、専門家や大学生など外部人材の活動に要する人件費などの初期活動経費を支援する。 補助率（県補助限度額） 県10/10（100千円/地区） ※高齢化率が概ね30%以上の地域又は自治会を対象とする。
買い物弱者対策事業	店舗が不足している地域において必要な食料・日用品などを入手しやすい環境づくりのため、空き店舗を活用した小売りや移動販売などに取り組む事業者を支援する。 ・仕組みづくり支援 補助率（県補助限度額） 県1/2、市任意（500千円/事業） ・店舗改装、移動販売車導入等支援 補助率（県補助限度額） 県1/2、市任意（5,000千円/事業） ※移動販売車の更新は、県1/3、市1/3（3,000千円/台） ・移動販売車運営費助成（3年間を限度） 補助率（県補助限度額） 市負担額の1/2（1,000千円/台（1年目）、700千円/台（2年目）、400千円/台（3年目））
まちなか居住促進事業	まちなかで増加する空き家の改修等を行い、コミュニティの新たな担い手として期待される若い世代のまちなか定住を促進する取組を支援する。 補助率（県補助限度額） 市負担額の1/2（1,000千円/戸）
まちなかコミュニティ活性化事業	地域資源を活用したコミュニティの拠点施設・ゲストハウスの整備など、コミュニティビジネスの起業や世代間・地域間交流などを通じて地域を活性化させる取組等に要する経費を支援する。 （ソフト）補助率（県補助限度額） 県1/2、市任意（1,000千円/事業） （ハード）補助率（県補助限度額） 県1/3、市1/6（3,000千円/事業）
まちなか遊休施設活用事業	遊休施設（空き店舗等）を活用した地域の交流サロンの設置など、ハードとソフトの両面から総合的に地域活性化に取り組むために必要な経費を支援する。 補助率（県補助限度額） 県1/2、市1/3（10,000千円/事業）

### 3 これまでの取組状況、改善点

- 平成29年度に行ったまちなか生活実態調査で明らかとなった、増加する空き家への対策や高齢者等の日常的な憩いの場の不足などの課題について、各市及び関係所属と共有し、必要な支援を行っている。
- 今後も関係機関と連携を図りながら、自治会等での話し合いの機会などを捉えて、住民による日常的な支え合いの体制づくりや地域課題解決の取組を支援し、安全・安心なまちなか暮らしにつなげる。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

中山間地域政策課 (内線：7961)

1目 自治振興費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 特定地域づくり事業推進支援事業	12,400	0	12,400	3,000			9,400	
トータルコスト	17,122千円 (前年度 0千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	事業周知、実施調整、補助金事務等							
工程表の政策目標 (指標)	人口減少と高齢化が進行する中山間地域やまちなかにおいて、地域住民の安全・安心な暮らしを守るためのしくみづくりを推進する							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

人口の急減に直面している地域の事業者等が特定地域づくり事業協同組合を設立し、地域づくり人材の確保及び地域社会の維持、地域経済の活性化等を図る取組について、市町村と連携して支援する。

[特定地域づくり事業協同組合]

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律 (令和2年6月4日施行) に基づき、人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため、特定地域づくり事業を行うものとして、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合 (中小企業等協同組合法上の事業協同組合)

[特定地域づくり事業]

特定地域づくり事業協同組合が行う次の事業

- ・地域づくり人材に対して組合員 (一次、二次、三次産業などの組織・個人事業者) の行う事業に従事する機会を提供する事業
- ・地域づくり人材の確保・育成及び活躍の推進のための事業

2 主な事業内容

(1) 特定地域づくり事業スタートアップ支援 (400千円)

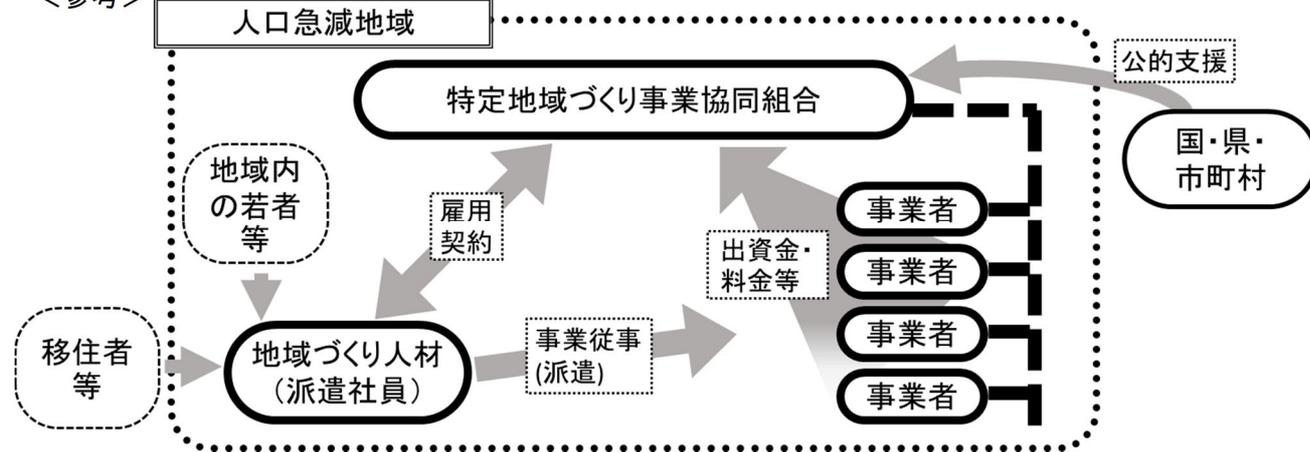
特定地域づくり事業協同組合の設立に関し、地域の事業者等を対象として、先進事例の紹介やワークショップにより理解を深め、組合員確保に向けた機運を醸成するセミナーを開催する。

(2) 特定地域づくり事業推進補助金 (12,000千円)

特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する取組等に対し、当該組合の安定的な運営を確保するため、運営に要する経費の一部を支援する。

区 分	事業内容
特定地域づくり事業推進支援	特定地域づくり事業協同組合の運営に要する経費の一部を支援 [県補助率] 市町村が事業協同組合に補助する額の1/4 (運営費に対する負担割合：国1/4、県1/8、市町村1/8) 又は、事業協同組合の運営費の1/4 (運営費に対する負担割合：国1/8、県1/8) [実施主体] 特定地域づくり事業協同組合

<参考>



令和2年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

3目 交通対策費

地域交通政策課 (内線: 7641)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)地域交通体系《鳥取モデル》構築事業	242,276	0	242,276	13,175			229,101	(債務負担行為) 184,133
トータルコスト	251,720千円 (前年度0千円) [正職員: 1.2人]							
主な業務内容	補助金の交付、研究会の開催、補助事業実施のための市町村・事業者との調整							
工程表の政策目標(指標)	地域の実情・ニーズに応じた生活交通体系の確保							
事業内容の説明	【「地方創生推進交付金」充当事業】							
<b>1 事業の目的・概要</b>	<p>県内、特に中山間地域においては、自家用車依存、人口減少等による公共交通利用者の減少やドライバー不足によりバス事業者の撤退や路線の廃止、縮小が進み公共交通体系の再構築が必要となっていることから、今までバス中心であった公共交通の確保・維持に係る県支援制度を地域の実情に応じて、バス、共助交通やタクシーを適材適所で組み合わせ可能な市町村に対する自由度の高い新たな補助金を創設し、地域住民とともに観光客も見据えて利便性の高い交通体系の構築を目指す。</p>							
<b>2 主な事業内容</b>								
(1) 新たな地域交通体系構築支援補助金	(単位: 千円)							
区分	補助メニュー	補助対象者	補助率	補助上限額	予算額			
タクシー助成支援	ア小規模高齢化集落等に居住する75歳以上の高齢者、障がい者等 イバス路線縮減に伴い新設、拡充するもの ウ相乗り促進のため上乗せするもの	市町村	1/2	70,000 ※	215,200			
共助交通への支援	ア NPO 等による交通空白地有償運送に係る運行経費(人件費、燃料費等)等 イ住民ドライバー活用のための研修費、保険料等							
市町村のデマンドバスや多角化等への支援	ア市町村によるデマンドバスや乗合タクシー等の運行に係る運行経費(人件費、燃料費等)等 イ市町村バスの多角化等 (ア)貨客混載の取組に係る設備費等 (イ)運行者の異業種参入に係る資格取得費等 (ウ)自動車学校、介護施設等の送迎バス空席利用に係る調査費等							
システム導入等新たな仕組みづくりへの支援	配車システム導入等の新たな仕組みづくりに係る調査費・導入費等 ※市町村を跨ぐ広域的な取組も補助対象とする							
その他県が特に認める事業								
※ うち、市町村バス運行経費は上限 50,000 千円								
(2) 車両購入費補助	(単位: 千円)							
補助内容	補助対象者	補助率	補助上限額		予算額			
市町村が生活交通路線を運行するための車両購入費	市町村	1/3	定員 11 人以上 5,000 千円/台 定員 11 人未満 1,000 千円/台		26,726			
NPO 等が交通空白地有償運送を行うための車両購入費		1/2	1,000 千円/台					
(3) 新たな地域交通体系構築のための研究会	350 千円							
ア地域交通に係る先進事例セミナー開催 イ既存配車アプリ等のメリット・デメリットの整理・分析や適材適所又は広域での有効活用策の研究を行い、市町村へフィードバック ウ国制度改正に伴う新たなモビリティサービスの検討								
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>R1.8 に「新たな地域交通体系構築のための研究会(座長: 鳥取大学谷本教授)」を立ち上げ、県内の地域交通の問題点の把握(ドライバー不足、バスの低乗車率、共助交通の継続性等)、先進地視察や県内市町村との意見交換を実施した。</li> <li>R1.11 に開催した第3回研究会で、今までの検討を踏まえて、各市町村の実情に応じた新たな地域交通体系《鳥取モデル》の方向性について理解が得られた。</li> </ul>								

令和2年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7859)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの居場所推進事業	11,646	13,279	△1,633				11,646	
トータルコスト	16,368千円 (前年度 18,042千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	子どもの居場所づくり事業の推進、補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- ・平成28年度から実施してきた「子どもの居場所づくり推進モデル事業」の成果を踏まえ事業の見直しを行い、「子どもの居場所づくり事業」として、生活困窮世帯等を中心にしてすべての世帯を対象とした子どもの居場所づくりの拡充及び運営継続の支援を行う。
- ・地域コミュニティで自発的に取り組まれている「こども食堂」の拡大及び運営継続を支える「とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”」に対する活動支援を行う。

2 主な事業内容

(1) 子どもの居場所づくり事業 (6,367千円)

行政と連携し子どもの居場所づくりに取り組む市町村又は民間団体に対し、立上げ及び運営経費を支援する。

項目	予算額 (千円)	内 容								
立上経費	0	補助率：県2/3 市町村1/3 補助上限額：2,000千円/1カ所 補助対象経費：冷蔵庫等の備品、調理室や居室の修繕、会場借上げに係る初期経費など (令和2年度当初予算では該当案件なし)								
運営費	6,367	補助率：県、市町村各1/2 補助上限額： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>開催回数</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月16回以上 (週4回等)</td> <td>2,000千円</td> </tr> <tr> <td>月4～15回 (週1回等)</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>月1～3回</td> <td>1,000千円</td> </tr> </tbody> </table> 補助対象経費：会場使用料、食材費、調理・学習支援スタッフ人件費、交通費、保険料など	開催回数	補助上限額	月16回以上 (週4回等)	2,000千円	月4～15回 (週1回等)	1,500千円	月1～3回	1,000千円
開催回数	補助上限額									
月16回以上 (週4回等)	2,000千円									
月4～15回 (週1回等)	1,500千円									
月1～3回	1,000千円									

(2) とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業 (5,279千円)

こども食堂等の居場所づくりの関係団体で構成する「とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”※」に対して活動助成を行うことにより、全県的な居場所の増設や取組充実につなげる。

※令和元年度6月に団体名称変更：旧「とっとり子ども未来サポートネットワーク」

ネットワークは、正会員であるこども食堂等と賛助会員 (鳥取県社会福祉協議会、とっとり県民活動活性化センター、鳥取県生活協同組合、鳥取県隣保館連絡協議会、県、(株)マルイ、(株)エスマート等で構成。事務局はNPO法人ワーカーズコープ

[事業内容]

ネットワーク事務局に支援員 (1名) を配置して、食材や寄付金の確保・配布、こども食堂開設相談、情報交換会や勉強会の開催、情報発信等を行う経費を助成する。

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 子どもの居場所づくり事業

- ・県内のこども食堂等の居場所は51箇所 (12市町) 開設され、このうち20箇所が本補助金を活用している。
- ・モデル事業の活用により、こども食堂等の居場所と行政等が連携し、地域の中にサポート機能を有する場づくりにつながっている。
- ・これらの成果を踏まえ、支援のあり方を見直し、「子どもの居場所づくり事業」として安定的な運営を支援する。  
 <改善点>・実費徴収 (子どもを除く) の原則化  
 ・開催回数に応じて運営費の補助上限額を設定

(2) とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業

- ・食品メーカーや農家からの随時の食材提供等、賛助会員である県社会福祉協議会や県民活動活性化センター、県生活協同組合、県も連携し、サポートシステム構築や寄附金等の受領・配布を実施している。
- ・西部 (H29年度～) と東部 (H30年度～) で取り組んでいる食材提供システムを中部 (R1.11～) でも開始したことにより、全圏域で食材提供体制が整備された。
- ・こども食堂の関係者を対象とした食品衛生研修会を開催している。
- ・こども食堂の増加に伴い、加盟団体も増加している。40団体 (H30年度末) →44団体 (令和元年度12月末)

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 3 款 民生費

#### 1 項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7889）

#### 12 目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農福連携推進事業	12,938	15,647	△2,709	12,788			150	
トータルコスト	23,956千円（前年度 26,760千円）〔正職員：1.4人〕							
主な業務内容	農福連携マッチング業務、プロジェクトチーム（各福祉圏域）の開催等							
工程表の政策目標（指標）	障がいのある方の工賃の向上							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

農業者と就労系障害福祉サービス事業所のマッチングを行い、安定的な受注促進、受託農作業の円滑実施のための支援を行う。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
農福連携マッチング機能	農業者と就労系障害福祉サービス事業所の受委託を円滑に行うため、東中西の各圏域にコーディネーターを1名ずつ配置する。 ＜業務内容＞ ・農業者、障害福祉事業所双方のニーズ把握及び農福への取組勧奨 ・農作業の情報収集及び障害福祉事業所が受注しやすい農作業の提案 ・農作業のマッチング、契約支援 等	職員人件費(福祉保健課)で予算措置
共同発注を行う農家グループへの謝金	就労系障害福祉サービス事業所が年間を通じた農作業を受託できるよう、共同発注を積極的に進める農家に謝金を支給する。	150
農作業の助言・指導等を行う農業技術支援員への謝金	就労系障害福祉サービス事業所が農家から受託した農作業を円滑に実施出来るよう、助言・指導等を行う農業技術支援員に謝金を支給する。	497 (国10/10)
農福連携による地域づくり事業	農福連携を通じた地域の課題解決や活性化等の仕組みをつくり、障がい者が安定的・継続的に関われる仕事を創出する事業を実施する。これまでの事業所単位の取組から、地域に根差した持続的な地域単位の取組へと発展させるため、新たに鳥取県障害者就労事業振興センターにコーディネーターを1名増員し、SDGsの視点を取り入れたセミナーの開催や地域のネットワークの形成等による新たな連携事業の創出や展開を図る。 また、農福連携マルシェ（ごきげんマルシェ）の開催、県内外マルシェへの出店支援等を行う。	12,291 (国10/10)

##### 3 これまでの取組状況、改善点

- 平成22年度から、全国に先駆けた取組として、各圏域に農福連携コーディネーターを配置し、農業者と障がい福祉サービス事業所による農作業の受委託のマッチングを実施している。平成22年度から30年度の9年間で、約900件の農作業をマッチングし、5,500万円を上回る作業料金が事業所に支払われた。

	H30	H29	H28	H27	H26
マッチング(件)	184	128	112	121	80
作業料金(千円)	12,189	7,822	5,483	6,325	4,056

- 平成28年度から、事業所の利用者が生産等に携わった農産物、農産加工品等を販売する農福連携マルシェ（ごきげんマルシェ）を開催するとともに、単なる販売会でなく、専門家のアドバイス等による商品のブラッシュアップや様々な分野の人の交流による新たな商品開発や販路開拓等の場としている。
- 平成30年度から、農福連携による地域の課題解決や活性化等を図るとともに、障がい者の安定的、継続的な仕事を創出するモデル事業の構築に向けて、鳥取県障害者就労事業振興センターに配置したコーディネーターによる事業所支援や専門家派遣等を実施している。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7889）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源								
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	14,447	13,660	787				14,447								
トータルコスト	19,169千円（前年度 18,423千円） [正職員：0.6人]														
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整 等														
工程表の政策目標（指標）	障がいのある方の工賃の向上														
事業内容の説明															
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>平成30年度からの第3期工賃向上計画を踏まえ、ワークコーポとっとり（※）でのさらなる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図る。</p> <p>※ワークコーポとっとり            単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置（全国初）</p>															
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 共同作業場の運営（14,147千円）            受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業数量とのバランスをふまえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同作業場運営のための人役（3名）の配置</li> <li>・建物・機材の維持管理</li> <li>・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等</li> </ul> <p>(2) 共同作業場の実習にかかる奨励金（300千円）            中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。            1日3,000円／1事業所×最大10日×10事業所＝300千円</p>															
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>鳥取県では、工賃水準を平成18年度の約11,000円から33,000円以上にすることを目指して、工賃3倍計画を策定。平成30年度の月額平均工賃は19,511円で、計画策定時から約54%上昇した。</p> <p>また、平成30年4月に中部地域（倉吉市）に社会福祉法人慶光会が運営する地域はたらくセンターが開所したことで、東部地域（鳥取市）のワークコーポとっとり、西部地域（大山町）で特定非営利活動法人ライヴが水福連携の共同作業場として運営する御崎漁港内の加工場とあわせ、県内3地域に共同作業場の展開が図られた。</p> <p>平成30年度からの第3期工賃3倍計画においても引き続き33,000円を目標とし、特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター等と連携し、共同作業場での取組を始めとする支援策を講じるとともに、日本財団が構想する全国受注センターとの連携による受託作業の拡大など、更なる工賃向上を図る。</p>															
<p><b>【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>設立趣旨</td> <td>鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>設置時期</td> <td>平成16年7月1日</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>94会員 ※R1.12末現在</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45(鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1(ワークコーポとっとり内)</td> </tr> </table>								設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。	設置時期	平成16年7月1日	会員数	94会員 ※R1.12末現在	事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45(鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1(ワークコーポとっとり内)
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。														
設置時期	平成16年7月1日														
会員数	94会員 ※R1.12末現在														
事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45(鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1(ワークコーポとっとり内)														

令和2年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費  
2 項 工鉱業費  
1 目 工鉱業総務費

立地戦略課（内線：7664）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり小規模ラボ開設支援事業	〔債務負担行為〕 10,000 6,100	〔債務負担行為〕 10,000 6,000	〔債務負担行為〕 0 100				〔債務負担行為〕 10,000 6,100	
トータルコスト	7,674千円（前年度 7,588千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	企業との協議、申請書の審査、補助金交付手続							
工程表の政策目標（指標）	製造品出荷額9千億円への挑戦、技術革新・生産性向上・働き方改革等に挑戦する企業支援制度創設							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県外企業等による県内中山間地域への小規模な研究開発拠点（小規模ラボ等）の開設を支援し、空き家を活用した新事業創出や地域課題を解決する事業など中山間地域における産業創出を図る。

2 主な事業内容

(1) 制度概要

補助対象事業	ア) 情報処理・提供サービス業 イ) ソフトウェア業、デザイン・機械設計業 ウ) まんが・アニメーションに関するコンテンツ企画作成に属する事業 エ) 自然科学研究所 上記事業のうち、新たな技術・テーマの研究開発に取り組む事業
補助対象事業者	県外企業等のうち、中山間地域に補助対象事業を行う事業所を開設し、2人以上（代表者を含む）の雇用を行う事業者 ※代表者の3親等以内の親族は雇用者に含めない。 ※中山間地域・・・地域振興三法（過疎法、山村振興法、特定農山村法）で定める地域。
補助対象経費	1) オフィスの改修に要する費用 2) 事業所等の賃借に要する費用 3) 機器・設備の賃借に要する費用 4) 機器・設備費（取得金額30万円未満のものに限る） 5) 減価償却費（取得金額30万円以上の機器・設備について補助事業の実施期間中に発生する減価償却費相当） 6) 直接人件費（従業員の人件費のみ）
補助率・期間	1/2（最長36か月）
補助限度額	5,000千円 ※うち改修経費に係る補助額は2,000千円以内。 ※うち直接人件費に係る補助額は補助金総額の30%以内。

(2) 事業費 6,100千円（債務負担行為 10,000千円）

（内訳） ・ 既交付決定分 2件 1,600千円  
・ 新規交付決定見込分 2件 4,500千円（債務負担行為 10,000千円）

3 これまでの取組状況、改善点

- ・ 令和元年6月補正で本補助金を創設し、現在までに2件の交付決定を行った。  
令和元年度：2件（ドローンビジネス開発（大山町）、地域資源を活用した化粧品開発（若桜町））

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

5 款 労働費

1 項 労政費

1 目 労政総務費

鳥取県立鳥取ハローワーク（電話：0857-51-0501）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）副業・兼業ビジネス関係人口づくり推進事業	25,149	0	25,149	17,269			7,880	
トータルコスト	29,084千円（前年度 0千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	契約事務、業務遂行に係る委託先との調整、補助金支給事務							
工程表の政策目標（指標）	県立ハローワークによる就職者の増加と企業の人材確保に向けた取組の推進							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

### 1 事業の目的、概要

都市部大企業等を中心に、地方企業等での社員の副業・兼業を奨励する動きが高まっている。高い専門性や豊富な経験を有する大企業等のビジネス人材が、県内企業の経営課題の解決にプロジェクト的に参加するよう、求人情報の発信、交通費助成、実施体制強化などにより、副業・兼業関係人口として誘致を推進する。

### 2 主な事業内容

●事業主体 県立ハローワーク及びプロフェッショナル人材戦略拠点（共同事業）

●実施事業

（単位：千円）

区分	内容	予算額
1 民間求人サイトへの求人募集	大手民間求人サイトに県内企業の副業・兼業求人を掲載し、都市部大企業等のビジネス人材を広く募集する。	7,260
2 副業・兼業人材への交通費助成	プロフェッショナル人材戦略拠点のマッチングにより、県内企業での副業・兼業が成立した県外の大企業等ビジネス人材の交通費を支援する。 〔補助率1/2（企業負担1/2） 補助上限額50万円〕	7,500
3 実施体制強化	副業・兼業による大企業等ビジネス人材活用についての県内企業の理解増進やマッチング支援強化のため、プロフェッショナル人材戦略拠点の体制強化等を行う。 ◆サブマネージャー1名増（全体2名→3名） ◆マネージャー等活動日数を21日に統一（戦略MG 6日増、サブMG 4日増） ◆副業・兼業に関する県内普及活動費	10,389
合計		25,149

※上記1と3は、プロフェッショナル人材戦略拠点へ委託

### 3 これまでの取組状況、改善点

〔平成30年6月〕 県立ハローワークの全県展開に伴い、プロフェッショナル人材戦略拠点を県立鳥取ハローワーク内に移設し、ビジネス人材誘致に連携して取り組む体制を構築した。

〔令和元年6月〕 セカンドキャリアとして地方への移住就職を目指す都市部のビジネス人材を、県内企業での就業に繋げるため、6月補正で「ビジネス人材確保とっとりモデル推進事業」を新設し、プロフェッショナル人材戦略拠点と県立ハローワークの人材確保事業を強化した。

（成果） 移住就職への第1ステップとして、「副業・兼業」をキーワードに民間求人サイトで県内14社の募集を行ったところ、1,400人近くの応募登録があり大きな反響があった。令和元年12月末時点で10社18名の副業・兼業が内定した。

（課題） 関係人口として県内企業の経営課題の解決にスポット参加する副業・兼業のビジネス人材誘致の強化が必要である。

【参考】 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）〔抜粋〕

（基本目標2：「地方とのつながりを築く」観点の追加）

地域外から副業・兼業で週末に地域の企業・NPOで働くなど「関係人口」を地域の力にしていこうを目指す。

（専門人材の確保・育成）

当面の3年間に限定し、「地域人材支援戦略パッケージ」を集中的に実施する。

プロフェッショナル人材戦略拠点の体制・機能を抜本的に拡充する。具体的には、地域の幅広い企業に対して、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチング支援を行うため、同拠点の体制を倍増するとともに、地域を越える副業・兼業に伴う移動費について支援を行う。

令和2年度 一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

県土総務課(内線7454)

1目 土木総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
建設産業担い手育成支援事業	9,630	10,114	△484				9,630	
トータルコスト	13,565千円(前年度14,083千円)[正職員:0.5人]							
主な業務内容	補助金等交付、設計、入札、契約業務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>近年の建設投資減少による受注競争の激化を主因として経営環境が厳しくなった建設業において、建設技術者・技能労働者の賃金低下や社会保険未加入等の就労環境の一定の改善は進んできたものの、業界の魅力が十分に浸透していない状況もあり、若年入職者の減少と高齢化が続いている。</p> <p>建設業は災害対応など地域の安全・安心を担うとともに、社会経済システムを下支えするための社会資本の整備及び維持・更新等、「地域の守り手」としての重要な役割を担っており、携わる技術者等に支えられるところが大きい産業である。よって、引き続き、建設従事者の就労環境の改善と若年者や女性のさらなる雇用拡大、入職後の技術力向上に向けた取組を実施する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 女性活躍の推進</p> <p>ア 「建設産業における女性活躍推進シンポジウム(仮称)」の開催(324千円)</p> <p>建設業関係者が幅広く参集し、誰もが働きやすい建設産業を実現するため、情報共有を図るとともに、具体的方策について意見交換するシンポジウム等を実施する。</p> <p>[概要(予定)] 建設業における女性活躍の好事例、先進事例等に関するパネルディスカッション、ワークショップ等を実施する(時期:令和2年8~9月、会場:倉吉未来中心等)。</p> <p>イ とっとり建設☆女星ネットワーク(※)取組支援事業(1,000千円)</p> <p>同ネットワークが行う、建設産業の魅力発信や人材の確保・定着等、建設産業の活性化に資する取組に必要な経費を助成する(補助率1/2、限度額1,000千円)。</p> <p>(※)平成31年4月に県中部地区の建設業関係者が中心となって立ち上げ発足した(会長:井中玉枝氏)。学生との意見交換会や現場見学会、働き方改革についての研修会等の実施により、建設産業における女性活躍推進に努める。</p> <p>(2) 建設技術者等確保</p> <p>インターンシップ受入企業支援事業(1,107千円)[高校在校生]</p> <p>県内建設業への就業意欲向上のため、高校生のインターンシップ研修を受け入れた企業の研修実施費用に対して助成する。</p> <p>(3) 建設技術者育成</p> <p>建設労働者等スキルアップ事業(1,180千円)[若手技術者(40歳以下)]</p> <p>工事現場を管理する建設技術者として必要な資格である一級・二級土木施工管理技士の資格取得に向けて、民間が開催する研修の参加経費を助成する。</p> <p>また、この資格を取得するに当たり、県が実施する集中研修(特に難易度の高い実地試験対策)参加者の研修期間中における業務のフォローに要する建設業者の人件費相当額を助成する。</p> <p>(4) 建設産業の魅力発信</p> <p>ア 建設業の魅力発信事業費補助(1,569千円)(県上限:750千円/件)</p> <p>若年層に建設業に興味・関心を持ってもらうためのイベントを開催するなど、建設業の魅力発信や人材確保に意欲のある企業・団体が行う取組に対して経費の1/2を助成する。</p> <p>イ どぼくカフェ及び土木ツアー(854千円)</p> <p>建設業や土木の魅力と役割を広く県民に発信するどぼくカフェと現地見学ツアーを実施する。</p>								

**(5) 技能労働者の就労環境改善事業 (3, 596千円)**

下請契約書や標準見積書により把握した下請契約額と設計金額とを比較分析し、下請契約額や賃金水準、消費税の転嫁状況等を把握し、必要な助言・指導を行う。

**3 これまでの取組状況、改善点**

- (1) 補助事業の有効性を個別に見直し、年齢や性別を超えた就労環境の改善や業界のイメージアップが期待できる「女性活躍推進」の取組にシフトし、より効果的な支援体制の実現に努めた。
- (2) ICT技術の浸透により多様な働き方が可能となっている現状も踏まえ、教育委員会と連携して、インターンシップの受入が可能な企業の情報を、従来の土木系高校のみへの情報提供から普通科高校等にも拡大し、様々な人材を確保するための取組を始めた。
- (3) 下請契約・賃金水準等の調査において、これまで下請企業のみを対象にしていたが、元請企業にも同時に立ち入り実施し、適正価格での下請契約等の確保に向けて双方に助言、指導を行い、より適正な元請下請関係に資するための取組を進めた。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

子育て王国課（内線：7076）

#### 1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 高校生通学費助成事業	35,792	0	35,792				35,792													
トータルコスト	38,940千円（前年度 0千円）〔正職員：0.4人〕																			
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県内の市町村に住所を有し県内の高等学校等へ通学する生徒に助成する市町村に対して支援することにより、通学費用を理由に子どもたちが高等学校等で希望する学びをあきらめることがないよう支援を行う。</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>実施主体</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助要件</td> <td>           公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校等に通学する生徒の保護者            (1) 公共交通機関：鉄道（JR、智頭急行、若桜鉄道）、路線バス            (2) 高等学校等：高等学校（全日制、定時制）、高等専門学校（3年次まで）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。公立・私立は問わない。            (3) 高等学校等を既に卒業した生徒や3年（定時制は4年）を超えて在学している生徒は対象外とする。            (4) 他の法令等により通学交通費の全額補助を受ける者は助成対象に含めない。         </td> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td style="text-align: center;">35,792</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>           (1) 月額実費負担額 7,000円を超えた額を助成            （県1/2、市町村1/2）            ※控除額は県立高等学校授業料減免制度の基準（1年間の通学定期代85,000円以上）に準拠            (2) 月額実負担額 7,000円以下（寮への下宿費用含む）の部分に対して、市町村が助成する額の1/4を県が助成            ※市町村が通学費用の実態を踏まえて控除額を引き下げて助成を拡充する場合         </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施主体	予算額	補助要件	公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校等に通学する生徒の保護者 (1) 公共交通機関：鉄道（JR、智頭急行、若桜鉄道）、路線バス (2) 高等学校等：高等学校（全日制、定時制）、高等専門学校（3年次まで）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。公立・私立は問わない。 (3) 高等学校等を既に卒業した生徒や3年（定時制は4年）を超えて在学している生徒は対象外とする。 (4) 他の法令等により通学交通費の全額補助を受ける者は助成対象に含めない。	市町村	35,792	補助率	(1) 月額実費負担額 7,000円を超えた額を助成 （県1/2、市町村1/2） ※控除額は県立高等学校授業料減免制度の基準（1年間の通学定期代85,000円以上）に準拠 (2) 月額実負担額 7,000円以下（寮への下宿費用含む）の部分に対して、市町村が助成する額の1/4を県が助成 ※市町村が通学費用の実態を踏まえて控除額を引き下げて助成を拡充する場合		
区分	内容	実施主体	予算額																	
補助要件	公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校等に通学する生徒の保護者 (1) 公共交通機関：鉄道（JR、智頭急行、若桜鉄道）、路線バス (2) 高等学校等：高等学校（全日制、定時制）、高等専門学校（3年次まで）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。公立・私立は問わない。 (3) 高等学校等を既に卒業した生徒や3年（定時制は4年）を超えて在学している生徒は対象外とする。 (4) 他の法令等により通学交通費の全額補助を受ける者は助成対象に含めない。	市町村	35,792																	
補助率	(1) 月額実費負担額 7,000円を超えた額を助成 （県1/2、市町村1/2） ※控除額は県立高等学校授業料減免制度の基準（1年間の通学定期代85,000円以上）に準拠 (2) 月額実負担額 7,000円以下（寮への下宿費用含む）の部分に対して、市町村が助成する額の1/4を県が助成 ※市町村が通学費用の実態を踏まえて控除額を引き下げて助成を拡充する場合																			
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>県内の高等学校に通う生徒の約4割がバス、JR等の公共交通機関を利用しており、特に山間地域などから遠距離通学している生徒の保護者負担が重くなっているため、10市町が通学費に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、何らかの通学費支援制度を行ってきた。令和2年度から全国に先駆けて全県の高校生を対象とした県・市町村協働による通学費助成制度を開始し、県と市町村が連携して子育て世帯の負担軽減に取り組んでいく。</p>																				

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

子育て王国課（内線：7076）

#### 1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
青少年育成推進事業費	11,548	10,876	672				11,548	
トータルコスト	22,566千円（前年度 21,195千円）〔正職員：1.4人〕							
主な業務内容	青少年健全育成条例の運用、健全育成のための環境整備							
工程表の政策目標(指標)	青少年の健全育成のための環境づくり							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b>                      青少年育成に関する施策の総合調整を行い、健全育成のための良好な社会環境の形成を図る。</p>								
<p><b>2 主な事業内容</b></p>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
鳥取県青少年問題協議会の運営	青少年の育成、保護等に関する総合的施策の樹立について調査審議する。							778
青少年育成鳥取県民会議の運営費助成	青少年の健全育成活動を行っている青少年育成鳥取県民会議の運営費に対し助成する。 ・補助率：10/10 ・主な事業：少年の主張、家庭の日の絵画募集、県民大会、青少年育成推進指導員の配置 等							8,077
青少年健全育成条例の運用、啓発	青少年健全育成条例を運用し、青少年のための良好な社会環境を整備する。 ・ペアレンタルコントロールの普及啓発 街頭キャンペーン、講演会等 ・(新) SNS利用に係る危険性を周知するため、ターゲット広告の作成 ・(新) 子どもたちをSNSトラブルから守るための標語募集 ・青少年健全育成協力員の配置 人数：50名 活動内容：有害環境の実態把握							2,374
とっとり若者自立応援プランの推進	「とっとり若者自立応援プラン」に基づき、困難を抱えた若者の自立を支援するため、相談窓口の周知や相談機関相互の連携円滑を図る。 ・困難を抱える若者に寄り添うフォーラムの開催							319
合 計							11,548	

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

子育て王国課（内線：7150）

#### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
病児・病後児保育普及促進事業	15,324	5,160	10,164		<11,000> 11,000		4,324	県費負担 15,324
トータルコスト	16,111千円（前年度 5,954千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	関係機関との連絡・調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	子育て家庭に対する支援の充実							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
病児・病後児保育施設が抱える課題に対して県独自に財政支援を行う等、今後の新たな事業実施を促進し、併せて実施施設における質の向上を支援することにより、県内の病児・病後児保育体制の拡充・強化を図り、保護者が働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(1) 補助事業 (3,449千円) <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
事業名	事業概要							予算額
①病児・病後児保育施設助成事業	国補助制度の必要配置数を超過して職員配置した場合の人件費及び職員配置が国補助要件を満たさない施設の運営費を助成 （負担割合：県1/2、市町村1/2）							2,351
②【新規】病児保育ICT化導入促進支援事業	病児保育の予約・キャンセル等のシステム利用料等を助成 （負担割合：県1/2、市町村1/2、補助基準額：1施設あたり300千円）							600
③【新規】病後児保育施設活性化支援事業	病後児へ保護者を誘導する病児施設の事務費及び病後児へ移る保護者に対する利用料の一部を助成 （負担割合：県10/10、補助基準額：事務費1,000円/人、利用料500円/人）							450
④開設準備経費助成事業	病児・病後児保育施設の新規開設に要する改修費について、国制度（子ども・子育て支援交付金）の補助基準額を上回る部分について助成 （負担割合：県1/3、市町村1/3以上、補助基準額：6,000千円）							—
⑤環境整備助成事業	病児・病後児保育施設の小規模修繕や設備整備を助成 （負担割合：県1/2、市町村1/2、補助基準額：500千円）							
⑥広域利用推進事業	広域利用の中心となる施設所在市町村に対して、施設や市町村間の連絡調整等に要する経費相当分を助成（負担割合：県1/2、市町村1/2、補助額：広域利用1市町村・1施設あたり10千円）							
⑦研修等受講支援事業	全国規模で開催される研修会等への参加経費（旅費等）を助成 （負担割合：県1/2、市町村1/2）							
⑧実地研修受入施設支援事業	病児・病後児保育に携わる新任保育士・看護師等の実地研修として、県内施設が受入を行った場合に当該施設へ助成							48
合 計							3,449	
※実施主体は市町村（⑥を除く）								
※①について、国要件を満たす場合は、子ども・子育て支援交付金（県負担1/3）で支援								
※②はシステム導入年度を含め3年間、③は新增設年度を含め3年間に限り支援								
(2) 病児保育研修会 (129千円)								
県において、病児保育事業に従事する職員等を対象に研修会を開催する。								
(3) 施設整備 (11,746千円)								
市町村が設置する病児保育施設の改修にかかる経費に対して助成する。 （実施主体：市町村、負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3）								
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>								
病児・病後児保育施設は、保護者の要望や県・市町村による事業者支援等を背景に、平成22年度の17施設から令和元年度においては25施設へ増加している。また、鳥取市・米子市・倉吉市内の病児保育施設について近隣町村住民による広域利用が進み、病児または病後児保育を県内全市町村で利用可能となった。								

(注) 起債欄の上段<>書は交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て王国課 (内線: 7 5 7 0)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (寄附金)	一般財源	
保育士確保対策強化事業	107,471	13,440	94,031	97,587		100	9,784	
トータルコスト	109,045千円 (前年度15,028千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、委託契約、補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	子育て家庭に対する支援の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

保育士を目指す学生や潜在保育士(保育士資格を有していながら、保育現場での勤務に従事していない者)等への就業支援等を実施する「保育士・保育所支援センター」を運営するとともに、指定保育士養成施設が行う保育所等への就職を促す取組や修学資金等の貸付を行い、県内における保育士確保を推進する。

2 主な事業内容

- (1) 保育士・保育所支援センター設置・運営事業 11,561千円 (国、県1/2)

潜在保育士等の就職支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置・運営する。

区分	内容
実施主体	県((社福)鳥取県社会福祉協議会に委託)
設置場所	鳥取県福祉人材センター(鳥取県福祉人材研修センター内)
主な事業内容	・保育士再就職支援コーディネーターによる相談支援、巡回相談 ・再就職支援研修、養成校ガイダンスの実施、求人情報等の案内 ・ハローワークと連携した保育所等とのマッチング、現職保育士の相談窓口 ・【拡充】定着向上に向けた取組(エルダー制度普及のための研修会、報告会の開催) ・【新規】人材育成等に取り組む事業者の認証申請審査等
主な経費	コーディネーター・相談員人件費、センター運営費、研修実施費等

- (2) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業 260千円 (国、県1/2)

県内の指定保育士養成施設が学生に対して行う保育所等への就職を促す取組を支援する。

区分	内容
実施主体	鳥取短期大学
補助事業の内容	保育所等(児童福祉施設全般)への就職促進の一環として実施する取組に要する経費(主なもの) 保育所等に特化した就職説明会、保育者として働く意識を高める保育現場見学等
要件	保育所等への就職内定割合が、前年度と比較して同率以上かつ全国平均を上回っていること

- (3) 保育士等修学資金貸付事業 95,250千円

鳥取県社会福祉協議会が行う貸付事業に対し補助を行う。

<貸付制度の概要等>

(単位: 千円)

区分	概要	貸付上限額	予算額	
			国庫支出金	一般財源
①就職準備金貸付	潜在保育士が保育士として復帰する場合に貸付	40万円	92,544	2,706
②保育料貸付	未就学児を有する保育士に対し未就学児の保育料の一部を貸付	月額5.4万円の半額(1年間)		
③修学資金貸付	保育士養成施設に在学する県内出身者で、卒業後に県内保育施設等に就労しようとする場合に貸付	160万円 (月額5万円×24月 入学金、就職準備金各20万円)		

※県内の保育所等で保育士として従事した場合は返還免除(①・②は2年間、③は5年間[過疎地域の場合は3年])

- (4) 県外学生に対する県内実習等支援 400千円

県外学生に対し、県内保育施設で実習や就業体験等を行う場合の旅費の一部を助成し、Uターン就職を促進する。

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成30年度に実施した潜在保育士を対象としたアンケート結果を踏まえ、就業の可能性のある保育士等への働きかけを強化する。
- 保育士確保・定着支援を図るため、国制度に加え、本県独自の加配制度(1歳児加配、障がい児加配等)における処遇改善を図っている。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

子育て王国課（内線：7570）

#### 8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																					
私立幼稚園等運営費補助金	238,037	276,421	△38,384	67,706			170,331																																					
トータルコスト	241,972千円（前年度280,390千円）〔正職員：0.5人〕																																											
主な業務内容	運営費補助金の申請書の審査・交付決定・補助金の支払																																											
工程表の政策目標(指標)	—																																											
事業内容の説明																																												
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>私立幼稚園等の教育内容の充実、保護者負担の軽減、学校経営の健全性を高めるため、私立幼稚園等の運営費に対して助成を行う。</p>																																												
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>補助対象経費</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">私立幼稚園運営費補助金</td> <td style="text-align: right;">147,264</td> </tr> <tr> <td>一般分</td> <td>定額（単価）</td> <td>私立幼稚園の運営に係る経費（人件費、教育管理費、整備費）</td> <td style="text-align: right;">130,528</td> </tr> <tr> <td>処遇改善加算分</td> <td>定額（単価）</td> <td>私立幼稚園の教員の処遇改善（＋5％）に要する経費</td> <td style="text-align: right;">5,452</td> </tr> <tr> <td>人権教育推進事業費補助金</td> <td>1／2</td> <td>私立幼稚園で行われる人権教育の推進に係る経費</td> <td style="text-align: right;">212</td> </tr> <tr> <td>ティーム保育推進事業費補助金</td> <td>1／3</td> <td>幼児教育の充実のためのティーム保育導入に係る教員人件費</td> <td style="text-align: right;">11,072</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育研究推進事業費補助金</td> <td>定額（単価）</td> <td>障がい児への加配教員の人件費 ※認定こども園に在籍する1号認定を受ける障がい児も対象</td> <td style="text-align: right;">50,176</td> </tr> <tr> <td>子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金</td> <td>定額（単価）</td> <td>預かり保育、子育て支援に係る経費 ※認定こども園も対象</td> <td style="text-align: right;">40,597</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">238,037</td> </tr> </tbody> </table>									区分	補助率	補助対象経費	予算額	私立幼稚園運営費補助金			147,264	一般分	定額（単価）	私立幼稚園の運営に係る経費（人件費、教育管理費、整備費）	130,528	処遇改善加算分	定額（単価）	私立幼稚園の教員の処遇改善（＋5％）に要する経費	5,452	人権教育推進事業費補助金	1／2	私立幼稚園で行われる人権教育の推進に係る経費	212	ティーム保育推進事業費補助金	1／3	幼児教育の充実のためのティーム保育導入に係る教員人件費	11,072	特別支援教育研究推進事業費補助金	定額（単価）	障がい児への加配教員の人件費 ※認定こども園に在籍する1号認定を受ける障がい児も対象	50,176	子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金	定額（単価）	預かり保育、子育て支援に係る経費 ※認定こども園も対象	40,597	合 計			238,037
区分	補助率	補助対象経費	予算額																																									
私立幼稚園運営費補助金			147,264																																									
一般分	定額（単価）	私立幼稚園の運営に係る経費（人件費、教育管理費、整備費）	130,528																																									
処遇改善加算分	定額（単価）	私立幼稚園の教員の処遇改善（＋5％）に要する経費	5,452																																									
人権教育推進事業費補助金	1／2	私立幼稚園で行われる人権教育の推進に係る経費	212																																									
ティーム保育推進事業費補助金	1／3	幼児教育の充実のためのティーム保育導入に係る教員人件費	11,072																																									
特別支援教育研究推進事業費補助金	定額（単価）	障がい児への加配教員の人件費 ※認定こども園に在籍する1号認定を受ける障がい児も対象	50,176																																									
子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金	定額（単価）	預かり保育、子育て支援に係る経費 ※認定こども園も対象	40,597																																									
合 計			238,037																																									
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>平成26年度の私立幼稚園(27園)のうち、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い認定こども園等に移行した施設(20園)の運営費については、市町村が国の公定価格に基づいた補助(施設型給付)を行うこととされた。</p>																																												

令和2年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て王国課 (内線：7148)

1目 児童福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり婚活応援プロジェクト事業	35,728	35,379	349	5,703			30,025	
トータルコスト	43,598千円 (前年度39,348千円) [正職員：1.0人]							
主な業務内容	えんトリー (とっとり出会いサポートセンター) の運営、婚活イベント開催補助、山陰両県が連携した婚活メール配信等							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

民間団体や市町村との連携による会員獲得、会員ニーズを踏まえた婚活力スキルアップセミナーの実施など、婚活応援事業の効果がより高まるよう取組の改善を図り、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へと繋げられるよう、出会いから結婚までを総合的に支援する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内容
①とっとり出会いサポート事業	19,627	えんトリー (とっとり出会いサポートセンター) の運営を行う。(1対1のマッチング事業 (お見合い) を実施する。)
②事業所間婚活コーディネーター設置事業	5,326	異業種間、事業所間の交流を仲介するコーディネーターをえんトリーに配置し、既存の人間関係を越えた出会いの機会を創出する。
③スキルアップ研修等開催補助金	1,090	婚活力スキルアップセミナー及び婚活イベントの実施経費を助成する。 ＜補助対象＞えんトリー運営受託者 ＜補助率＞県 10/10
④【新規】えんトリー機能強化事業	3,632	えんトリーの会員確保、事業効果を高めるために、新たに地域の仲人さんによる結婚支援強化・ネットワーク化 (仲人同士の未婚者情報交換会・マッチングスキル研修、仲人活動費支援) を図る。また、自宅からでも会員のプロフィール情報が閲覧できる機能の追加を行う。
⑤婚活イベント情報メール配信システム等運営事業	395	山陰両県の婚活イベントのメール配信システム及びカップルが割引等のサービスを受けられる協賛店情報等掲載サイトの管理を行う。
⑥【新規】婚活イベント向け実施者研修	300	婚活イベントのカップル成立数の増加を図るため、新たに主催者を対象とした効果的なイベント運営やマッチングスキル向上の研修を実施する。
⑦婚活イベント開催事業補助金	2,000	＜補助対象＞非営利団体 ＜補助率＞県 10/10 ＜補助限度額＞単発イベント：300千円、連続イベント：600千円
⑧結婚に向けた出会いの機会等創出事業	2,000	＜補助対象＞市町村、一部事務組合等 ＜補助率＞県 1/2 ＜補助限度額＞市町村：300千円、一部事務組合等：1,000千円
⑨結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー事業	858	高校生、大学生、新社会人等に対し、結婚や出産の基礎知識に関するセミナーを実施する。
⑩出会いを通じてUターン	500	民間が実施する都市部での本県出身者対象の婚活イベントに、結婚を機にUターンしたカップル等を派遣し、とっとり暮らしの魅力PRや就職情報の提供等を行う。
合計	35,728	

3 これまでの取組状況、改善点

えんトリーは、登録者数1,057名、カップル成立数延べ636組、成婚組数112組 (会員同士54組、会員と会員外358組) (令和元年12月末時点) となっている。今後も、えんトリー会員増加・会員の利便性向上のため、市町村、民間、地域の仲人等と連携し婚活支援の取組を進める。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

子育て王国課 (内線: 7570)

#### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
保育料無償化等子育て支援事業	236,364	447,099	212,323			(基金繰入金) 25,300	211,064																	
トータルコスト	237,938千円 (前年度448,687千円) [正職員: 0.1人]																							
主な業務内容	補助金交付事務																							
工程表の政策目標(指標)	子育て家庭に対する支援の充実																							
事業内容の説明	【「鳥取県子ども未来基金」充当事業】																							
<b>1 事業の目的・概要</b>	<p>子どもを生き育てやすい環境を整備し、出生率及び出生数の向上を促進するため、保育料の無償化等を行い保護者負担の軽減を行う市町村に対し助成を行う。なお、2019年10月から幼児教育・保育無償化が実施されており、その対象となる3歳以上の児童(0～2歳児は住民税非課税世帯が対象)は本事業からは除く。</p>																							
<b>2 主な事業内容</b>	<p>(1) 保育料無償化等子育て支援事業 206,202千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村(中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業との選択制)</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>第3子以降(所得制限・年齢制限なし)及び年収約360万円未満世帯の第2子(第1子と同時在園の場合のみ)にかかる国基準保育料から無償化する経費 (対象施設: 認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業)</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業 30,162千円                      少子化、人口減少の危機に直面している中山間地域において、自治体独自の保育料無償化等の子育て支援施策により、若者の移住定住など地域活性化に果敢に挑戦する市町村に対して助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>中山間地域(鳥取県中山間地域振興条例で定める中山間地域)のある市町村 (予定市町村: 8町)</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>中山間地域に居住し、その地域の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用している子どもの保育料等を無償化・軽減するのに必要な経費。 対象経費 = (町が定める保育料額※) - (町が行う無償化・軽減後の保育料) ※平成28年4月1日時点で各市町村が定める保育料等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>								区分	内容	実施主体	市町村(中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業との選択制)	対象経費	第3子以降(所得制限・年齢制限なし)及び年収約360万円未満世帯の第2子(第1子と同時在園の場合のみ)にかかる国基準保育料から無償化する経費 (対象施設: 認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業)	補助率	1/2	区分	内容	実施主体	中山間地域(鳥取県中山間地域振興条例で定める中山間地域)のある市町村 (予定市町村: 8町)	対象経費	中山間地域に居住し、その地域の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用している子どもの保育料等を無償化・軽減するのに必要な経費。 対象経費 = (町が定める保育料額※) - (町が行う無償化・軽減後の保育料) ※平成28年4月1日時点で各市町村が定める保育料等	補助率	1/2
区分	内容																							
実施主体	市町村(中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業との選択制)																							
対象経費	第3子以降(所得制限・年齢制限なし)及び年収約360万円未満世帯の第2子(第1子と同時在園の場合のみ)にかかる国基準保育料から無償化する経費 (対象施設: 認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業)																							
補助率	1/2																							
区分	内容																							
実施主体	中山間地域(鳥取県中山間地域振興条例で定める中山間地域)のある市町村 (予定市町村: 8町)																							
対象経費	中山間地域に居住し、その地域の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用している子どもの保育料等を無償化・軽減するのに必要な経費。 対象経費 = (町が定める保育料額※) - (町が行う無償化・軽減後の保育料) ※平成28年4月1日時点で各市町村が定める保育料等																							
補助率	1/2																							
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年から実施してきた第3子以降の保育料軽減については、さらなる少子化対策の促進を図ることを目的に、平成27年9月より、所得制限、年齢制限を設けない「第3子以降保育料完全無償化」を市町村と連携して実施しており、平成28年度からは、低所得世帯に特化した第2子無償化(第1子と同時在園の場合)を実施し、低所得世帯の支援を強化している。</li> <li>・また、平成26年度より、中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施し、人口減少の著しい中山間地域において保育所等の保育料を大幅に軽減することで、出生率の上昇を促すとともに、経済的な理由から子どもを諦めている若い世代の流入と定住を促進し、人口の増加と多子化の実現を図る市町村を支援している。</li> <li>・これらの保育料軽減や医療費助成など各種の子育て支援を実施してきたことで、平成20年に1.43(全国17位)であった合計特殊出生率が、平成30年においては1.61まで上昇し、効果が出始めていることから、少子化対策に向け引き続き支援を行っていく。</li> </ul>																							

## 令和 2 年度一般会計当初予算説明資料

### 3 款 民生費

#### 2 項 児童福祉費

子育て王国課（内線：7573）

#### 1 目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
鳥取県自然保育促進事業	26,048	26,519	△471	9,000			17,048																			
トータルコスト	30,770千円（前年度31,282千円）〔正職員：0.6人〕																									
主な業務内容	認証作業、補助金事務、指導監査																									
工程表の政策目標(指標)	—																									
事業内容の説明				【「地方創生推進交付金」充当事業】																						
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>近年、多様な保育・幼児教育が求められ、また、自然体験活動の大切さが見直される中、本県の恵まれた環境を活かして子どもたちが、「豊かな自然」で“遊びきる”経験を持てる環境を構築するための取組を行う。</p>																										
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 65%;">事 業 内 容</th> <th style="width: 20%;">予 算 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①とっとり森・里山等自然保育事業費助成</td> <td>とっとり森・里山等自然保育認証制度において認証された園（以下「認証園」という。）の運営費を助成する。 【負担割合】 県 1/2（市町村は任意） 【補助基準】 利用定員区分ごとの 1 人当たり月額単価により、利用児童数に応じて補助</td> <td style="text-align: center;">18,000</td> </tr> <tr> <td>②とっとり森・里山等自然保育認証園に対する保育料の軽減</td> <td>国の保育料無償化は対象児童のうち国制度対象外となる児童を対象とする。ただし、2 歳児については保護者と生計を一にする第 2 子（世帯の市町村民税額所得割額が 77,101 円未満であり、第 1 子が認証された園に在園する園児に限る。）及び第 3 子以降の児童。 【負担割合】 県 1/2（市町村は任意） 【補助基準】 各園が軽減した額とし、各園が定める保育料の 1/2 又は 1 月あたり 12,850 円のいずれか低い額を限度とする。</td> <td style="text-align: center;">6,322</td> </tr> <tr> <td>③保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度の推進</td> <td>県内で自然保育を定期的に行う保育所・幼稚園等をとっとり自然保育認証制度により認証するとともに、認証園に対して必要経費を助成する。 【補助率】 県 1/3(市町村は任意) 【補助基準額】 1 施設 200 千円を限度</td> <td style="text-align: center;">1,460</td> </tr> <tr> <td>④自然保育研修会の実施</td> <td>保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するため、保育従事者を対象とした野外活動に関する研修を実施する。</td> <td style="text-align: center;">266</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">26,048</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	事 業 内 容	予 算 額	①とっとり森・里山等自然保育事業費助成	とっとり森・里山等自然保育認証制度において認証された園（以下「認証園」という。）の運営費を助成する。 【負担割合】 県 1/2（市町村は任意） 【補助基準】 利用定員区分ごとの 1 人当たり月額単価により、利用児童数に応じて補助	18,000	②とっとり森・里山等自然保育認証園に対する保育料の軽減	国の保育料無償化は対象児童のうち国制度対象外となる児童を対象とする。ただし、2 歳児については保護者と生計を一にする第 2 子（世帯の市町村民税額所得割額が 77,101 円未満であり、第 1 子が認証された園に在園する園児に限る。）及び第 3 子以降の児童。 【負担割合】 県 1/2（市町村は任意） 【補助基準】 各園が軽減した額とし、各園が定める保育料の 1/2 又は 1 月あたり 12,850 円のいずれか低い額を限度とする。	6,322	③保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度の推進	県内で自然保育を定期的に行う保育所・幼稚園等をとっとり自然保育認証制度により認証するとともに、認証園に対して必要経費を助成する。 【補助率】 県 1/3(市町村は任意) 【補助基準額】 1 施設 200 千円を限度	1,460	④自然保育研修会の実施	保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するため、保育従事者を対象とした野外活動に関する研修を実施する。	266	合 計		26,048
区 分	事 業 内 容	予 算 額																								
①とっとり森・里山等自然保育事業費助成	とっとり森・里山等自然保育認証制度において認証された園（以下「認証園」という。）の運営費を助成する。 【負担割合】 県 1/2（市町村は任意） 【補助基準】 利用定員区分ごとの 1 人当たり月額単価により、利用児童数に応じて補助	18,000																								
②とっとり森・里山等自然保育認証園に対する保育料の軽減	国の保育料無償化は対象児童のうち国制度対象外となる児童を対象とする。ただし、2 歳児については保護者と生計を一にする第 2 子（世帯の市町村民税額所得割額が 77,101 円未満であり、第 1 子が認証された園に在園する園児に限る。）及び第 3 子以降の児童。 【負担割合】 県 1/2（市町村は任意） 【補助基準】 各園が軽減した額とし、各園が定める保育料の 1/2 又は 1 月あたり 12,850 円のいずれか低い額を限度とする。	6,322																								
③保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度の推進	県内で自然保育を定期的に行う保育所・幼稚園等をとっとり自然保育認証制度により認証するとともに、認証園に対して必要経費を助成する。 【補助率】 県 1/3(市町村は任意) 【補助基準額】 1 施設 200 千円を限度	1,460																								
④自然保育研修会の実施	保育・幼児教育と自然活動双方に精通した野外保育の担い手を育成するため、保育従事者を対象とした野外活動に関する研修を実施する。	266																								
合 計		26,048																								
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>平成 21 年に智頭町で「森のようちえんまるたんぼう」が開設されて以降、園数は増加しており（現在は県内 7 箇所開設）、子どもの発達の促進以外に、中山間地域振興、移住定住対策の側面で効果をもたらしている。全国に先駆けて、平成 26 年度に官民学の協働提案・連携推進事業として森のようちえんの認証制度の検討を行い、平成 27 年 3 月に「とっとり森・里山等自然保育認証制度」を創設し、園の運営費を助成するとともに、認証園の保育料軽減に対する助成を行っている。</p> <p>また、平成 26 年度より、認証園以外の保育所・幼稚園等の自然保育に対しての支援、保育従事者に対する自然保育の研修を実施し、自然保育の認知・普及を図った。</p> <p>さらに、平成 29 年度に保育所・幼稚園等が行う自然体験活動に対する認証制度を創設し、25 園認証した（令和 2 年 1 月 10 日時点）。</p>																										

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

子育て王国課(内線:7570)

#### 1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
子どものための教育・保育給付費県負担金	3,034,373	2,721,088	313,285				3,034,373													
トータルコスト	3,037,521千円(前年度2,724,263千円)[正職員:0.4人]																			
主な業務内容	負担金の申請・交付、関係機関(市町村等)との連絡調整、指導監督																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
<b>1 事業の目的・概要</b>																				
市町村が、認可教育・保育施設に対して行う施設型給付及び地域型保育事業に対して行う地域型保育給付に要する費用について県がその一部を負担する。																				
給付の種類		施設区分																		
施設型給付 (保育所は「委託費」)		認定こども園、幼稚園、保育所																		
地域型保育給付		地域型保育事業所 ※市町村が以下の保育事業を実施する事業者を認可し、事業者に対して財政支援を行う ・小規模保育(利用定員6人以上19人以下) ・家庭的保育(利用定員5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育(従業員以外の児童を定員に応じて一定数受け入れる場合に限る)																		
<b>2 主な事業内容</b>																				
区分	内 容																			
実施主体	市町村																			
負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4(国負担分は、国から市町村へ直接交付) ※地方単独費用部分のみ 県1/2、市町村1/2 ※0歳~2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合																			
対象経費	施設の通常の運営に要する経費として国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を減じた額																			
予算額	3,034,373千円																			
対象施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>給付区分</th> <th>対象施設</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設型給付費</td> <td>私立の認定こども園、幼稚園(※)、保育所 ※私立幼稚園については、新制度へ移行した施設のみ対象</td> <td style="text-align: center;">98</td> </tr> <tr> <td>地域型保育給付費</td> <td>公立、私立の地域型保育事業所</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">134</td> </tr> </tbody> </table>								給付区分	対象施設	施設数	施設型給付費	私立の認定こども園、幼稚園(※)、保育所 ※私立幼稚園については、新制度へ移行した施設のみ対象	98	地域型保育給付費	公立、私立の地域型保育事業所	36	合 計		134
給付区分	対象施設	施設数																		
施設型給付費	私立の認定こども園、幼稚園(※)、保育所 ※私立幼稚園については、新制度へ移行した施設のみ対象	98																		
地域型保育給付費	公立、私立の地域型保育事業所	36																		
合 計		134																		
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>																				
国の定める公定価格において、保育士等の処遇改善が年々図られており、保育ニーズへの対応、保育環境の改善等に寄与している。																				

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

子育て王国課 (内線: 7570)

#### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
子ども・子育て支援施設等利用県負担金	115,180	56,242	58,938				115,180													
トータルコスト	115,967千円 (前年度57,036千円) [正職員: 0.1人]																			
主な業務内容	負担金の申請・交付、関係機関(市町村等)との連絡調整、指導監督																			
工程表の政策目標(指標)	—																			
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>令和元年10月から実施されている幼児教育・保育無償化にともない、新たに無償化の対象となった私立幼稚園(新制度未移行園)及び認可外保育施設等について、当該対象施設を利用した際に要する費用の一部を県が負担する。</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>国1/2、県1/4、市町村1/4 ※国立の認定こども園、幼稚園、特別支援学校については国の子育てのための施設等利用給付交付金10/10</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>施設等利用給付認定を受けた子どもが、子どものための教育・保育給付の対象外であり市町村の確認を受けた施設、事業を利用した場合にかかる費用。 月額上限額(一人当たり) ・新1号認定こども 25,700円 ・新2号認定こども 37,000円 ・新3号認定こども 42,000円</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>115,180千円</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td>以下の施設、事業。 ①幼稚園(子ども・子育て新制度未移行) ②届出(認可外)保育施設 ③預かり保育事業 ④一時預かり事業 ⑤病児保育事業 ⑥子育て援助活動支援事業 ※鳥取県以外の者が設置するもので、県内に現存する施設に限る。③～⑥は公立も含む。</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	実施主体	市町村	負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4 ※国立の認定こども園、幼稚園、特別支援学校については国の子育てのための施設等利用給付交付金10/10	対象経費	施設等利用給付認定を受けた子どもが、子どものための教育・保育給付の対象外であり市町村の確認を受けた施設、事業を利用した場合にかかる費用。 月額上限額(一人当たり) ・新1号認定こども 25,700円 ・新2号認定こども 37,000円 ・新3号認定こども 42,000円	予算額	115,180千円	対象施設	以下の施設、事業。 ①幼稚園(子ども・子育て新制度未移行) ②届出(認可外)保育施設 ③預かり保育事業 ④一時預かり事業 ⑤病児保育事業 ⑥子育て援助活動支援事業 ※鳥取県以外の者が設置するもので、県内に現存する施設に限る。③～⑥は公立も含む。
区 分	内 容																			
実施主体	市町村																			
負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4 ※国立の認定こども園、幼稚園、特別支援学校については国の子育てのための施設等利用給付交付金10/10																			
対象経費	施設等利用給付認定を受けた子どもが、子どものための教育・保育給付の対象外であり市町村の確認を受けた施設、事業を利用した場合にかかる費用。 月額上限額(一人当たり) ・新1号認定こども 25,700円 ・新2号認定こども 37,000円 ・新3号認定こども 42,000円																			
予算額	115,180千円																			
対象施設	以下の施設、事業。 ①幼稚園(子ども・子育て新制度未移行) ②届出(認可外)保育施設 ③預かり保育事業 ④一時預かり事業 ⑤病児保育事業 ⑥子育て援助活動支援事業 ※鳥取県以外の者が設置するもので、県内に現存する施設に限る。③～⑥は公立も含む。																			
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>子どものための教育・保育給付の対象とならない施設、事業を利用した際の費用の一部を県が負担し、子育て世帯の負担軽減に貢献している。</p>																				

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

子育て王国課 (内線: 7573)

#### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て応援市町村 交付金	18,000	18,000	0			(基金繰入金) 10,000	8,000	
トータルコスト	21,148千円 (前年度21,175千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	交付金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明				【「鳥取県子ども未来基金」充当事業】				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>創意工夫を行い、地域の実情に応じた子育て応援事業・活動・環境づくり等に主体的に取り組む市町村に対して交付金を交付し、取組を支援、促進する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>子育て王国とっとり条例推進のため、子育て支援施策に取り組む市町村に対し交付金を交付する。 (交付率: 1/2以内)</p> <p>(1) 市町村別限度額 市: 4,000千円、町村: 2,500千円</p> <p>(2) 1事業分野あたりの限度額 市: 800千円、町村: 500千円 ※ただし、重点を置いて取り組む分野については、市町村別限度額の5割の範囲内での増額を認める。</p> <p>(3) 対象事業分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策</li> <li>・安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策</li> <li>・安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策</li> <li>・きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策</li> <li>・特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する</li> </ul>								

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

子育て王国課 (内線: 7868)

#### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																				
子ども・子育て支援交付金	615,763	615,763	0				615,763																																																				
トータルコスト	619,698千円 (前年度619,732千円) [正職員: 0.5人]																																																										
主な業務内容	補助金の申請・交付、関係機関との連絡調整																																																										
工程表の政策目標(指標)	—																																																										
事業内容の説明																																																											
<p><b>1 事業の目的・概要</b> 市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」に必要な費用に充てるため、交付金を交付する。</p>																																																											
<p><b>2 主な事業内容</b> 負担割合: 国1/3、県1/3、市町村1/3 (単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①利用者支援事業</td> <td>子どもや保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報の提供、相談・助言等や、関係機関との連絡調整等を行う</td> <td style="text-align: center;">20,477</td> </tr> <tr> <td>②延長保育事業</td> <td>通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等での保育を実施する</td> <td style="text-align: center;">33,992</td> </tr> <tr> <td>③実費徴収に伴う補給給付を行う事業</td> <td>特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等教育・保育に必要な物品の購入費又は行事への参加費等を助成する</td> <td style="text-align: center;">10,257</td> </tr> <tr> <td>④多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td> <td>教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する(各市町村へ照会したところ、令和2年度は実施予定がなかったため計上していない)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</td> <td>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に、余裕教室、児童館等を利用し適切な遊び及び生活の場を提供する</td> <td style="text-align: center;">367,576</td> </tr> <tr> <td>⑥子育て短期支援事業</td> <td>保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う</td> <td style="text-align: center;">2,013</td> </tr> <tr> <td>⑦乳幼児家庭全戸訪問事業</td> <td>生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行う</td> <td style="text-align: center;">4,668</td> </tr> <tr> <td>⑧養育支援訪問事業</td> <td>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う</td> <td style="text-align: center;">4,382</td> </tr> <tr> <td>⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</td> <td>子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の専門性強化、連携強化を図る</td> <td style="text-align: center;">1,531</td> </tr> <tr> <td>⑩地域子育て支援拠点事業</td> <td>地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行う</td> <td style="text-align: center;">69,490</td> </tr> <tr> <td>⑪一時預かり事業</td> <td>保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な保育サービスを提供する</td> <td style="text-align: center;">47,049</td> </tr> <tr> <td>⑫病児保育事業</td> <td>病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育を行う</td> <td style="text-align: center;">45,340</td> </tr> <tr> <td>⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</td> <td>児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う</td> <td style="text-align: center;">8,988</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">615,763</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table>									事業名	事業概要	予算額	①利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報の提供、相談・助言等や、関係機関との連絡調整等を行う	20,477	②延長保育事業	通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等での保育を実施する	33,992	③実費徴収に伴う補給給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等教育・保育に必要な物品の購入費又は行事への参加費等を助成する	10,257	④多様な事業者の参入促進・能力活用事業	教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する(各市町村へ照会したところ、令和2年度は実施予定がなかったため計上していない)	—	⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に、余裕教室、児童館等を利用し適切な遊び及び生活の場を提供する	367,576	⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う	2,013	⑦乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行う	4,668	⑧養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う	4,382	⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の専門性強化、連携強化を図る	1,531	⑩地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行う	69,490	⑪一時預かり事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な保育サービスを提供する	47,049	⑫病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育を行う	45,340	⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う	8,988	合 計		615,763						
事業名	事業概要	予算額																																																									
①利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、地域の子育て支援情報の提供、相談・助言等や、関係機関との連絡調整等を行う	20,477																																																									
②延長保育事業	通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等での保育を実施する	33,992																																																									
③実費徴収に伴う補給給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等教育・保育に必要な物品の購入費又は行事への参加費等を助成する	10,257																																																									
④多様な事業者の参入促進・能力活用事業	教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する(各市町村へ照会したところ、令和2年度は実施予定がなかったため計上していない)	—																																																									
⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に、余裕教室、児童館等を利用し適切な遊び及び生活の場を提供する	367,576																																																									
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う	2,013																																																									
⑦乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行う	4,668																																																									
⑧養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う	4,382																																																									
⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の専門性強化、連携強化を図る	1,531																																																									
⑩地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行う	69,490																																																									
⑪一時預かり事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な保育サービスを提供する	47,049																																																									
⑫病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育を行う	45,340																																																									
⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う	8,988																																																									
合 計		615,763																																																									
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b> 放課後児童クラブの登録児童数が、H29 7,198人、H30 7,663人、R1 8,086人と年々増加している。 以上のような状況の下、支援員の確保につながる、処遇改善事業を今後も継続的に自治体に対して、周知をしていく。</p>																																																											

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

子育て王国課 (内線: 7570)

#### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
低年齢児受入施設 保育士等特別配置 事業	198,605	189,147	9,458				198,605															
トータルコスト	199,392千円 (前年度189,941千円) [正職員: 0.1人]																					
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関(市町村等)との連絡調整、指導監督																					
工程表の政策目標(指標)	—																					
事業内容の説明																						
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>1歳児担当保育士等数の割合を国の基準(6:1)を上回って配置(4.5:1)する施設に対し加配を行うための経費を助成することで、保育所等に配置される保育士等の増員を図り、児童の健全な育成に資することを目的とする。</p>																						
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村(私立の施設については、間接補助)</td> </tr> <tr> <td>補助要件</td> <td>施設に配置している保育士等数が、1歳児と1歳児担当保育士の割合が4.5:1とした場合に必要保育士等数以上となるよう加配すること [正職員単価を適用する場合] ・配置している保育士等のうち正規職員が、施設全体における県配置基準上必要な保育士数以上であること。</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td>認定こども園、保育所、地域型保育事業所</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>非正規職員単価 198,000円/月、正規職員単価 288,000円/月 ※単価は加配後の職員数から国の定める基準による職員数を引いた人役差1.0人当たり</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>補助基準額の1/2</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	実施主体	市町村(私立の施設については、間接補助)	補助要件	施設に配置している保育士等数が、1歳児と1歳児担当保育士の割合が4.5:1とした場合に必要保育士等数以上となるよう加配すること [正職員単価を適用する場合] ・配置している保育士等のうち正規職員が、施設全体における県配置基準上必要な保育士数以上であること。	対象施設	認定こども園、保育所、地域型保育事業所	補助基準額	非正規職員単価 198,000円/月、正規職員単価 288,000円/月 ※単価は加配後の職員数から国の定める基準による職員数を引いた人役差1.0人当たり	補助率	補助基準額の1/2	負担割合	県1/2、市町村1/2
区分	内容																					
実施主体	市町村(私立の施設については、間接補助)																					
補助要件	施設に配置している保育士等数が、1歳児と1歳児担当保育士の割合が4.5:1とした場合に必要保育士等数以上となるよう加配すること [正職員単価を適用する場合] ・配置している保育士等のうち正規職員が、施設全体における県配置基準上必要な保育士数以上であること。																					
対象施設	認定こども園、保育所、地域型保育事業所																					
補助基準額	非正規職員単価 198,000円/月、正規職員単価 288,000円/月 ※単価は加配後の職員数から国の定める基準による職員数を引いた人役差1.0人当たり																					
補助率	補助基準額の1/2																					
負担割合	県1/2、市町村1/2																					
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度から本事業(1歳児加配)を開始し、平成25年度からは3歳児に対する加配も追加した。また、保育士の正規雇用の促進を図るため、平成24年度より補助単価に正規職員単価を追加した。</li> <li>・平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度における質の改善に伴って、3歳児については国制度による加算に組み込まれたが、1歳児については先送りされたことから、引き続き県制度により国に先行する形で実施している。</li> <li>・平成30年度から正規職員単価の適用要件を緩和し、保育所等の施設職員の処遇改善を図っている。令和2年度は、加配保育士等一人当たりの月額単価を見直し、さらなる処遇改善を図る。</li> </ul>																						

令和2年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て王国課(内線:7570)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育サービス多様化促進事業(障がい児保育、医療的ケア児保育、乳児保育)	89,407	87,289	2,118				89,407	
トータルコスト	91,768千円(前年度89,670千円)[正職員:0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関(市町村等)との連絡調整、指導監督							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

保護者の勤務形態の多様化、核家族化の進行、特別な支援を必要とする児童の増加などに伴う様々な保育需要に柔軟に対応することにより、安心して子どもを生み育てやすい環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 主な事業内容

事業実施主体:市町村(負担割合:県1/2、市町村1/2)

(単位:千円)

補助金名	補助対象事業・補助対象経費	県補助上限額	予算額
障がい児保育事業	各市町村が特別な支援が必要と認められた2号認定こども、3号認定こども(※1)に対して、保育士等を配置する経費	対象保育士1人につき 72,250円 (県負担 1/2=36,125円)	74,448
医療的ケア児保育事業	各市町村が医療的ケアが必要と認められた2号認定こども、3号認定こども(※1)に対して、看護師等を配置又は訪問看護を利用する経費	対象看護職員1人につき 127,250円 (県負担 1/2=63,625円)	2,438
乳児保育事業	特定教育・保育施設及び地域型保育事業所(私立のみ)において、年度中途の乳児の入所に対応するため、年度当初から3ヶ月分の保育士を配置する経費	○年度途中入所見込みが3人以上、担当職員1人配置⇒6,790円/日×21日×実施月数×1人 ○年度途中入所見込みが6人以上、担当職員2人配置⇒6,790円/日×21日×実施月数×2人	12,521
合計			89,407

(※1)施設型給付等を受ける子どものうち、保護者の労働等により家庭において必要な保育を受けることが困難である者(子ども・子育て支援法第19条第1項第2、3号)

3 これまでの取組状況、改善点

対象児童や配置職員の範囲拡大等により多様な子どもの受け入れを支援してきたが、令和2年度においては、各細事業の保育士、看護師の補助単価を見直し、雇用環境の改善を図る。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

家庭支援課（内線：7572）

#### 5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 願いに寄り添う妊娠・出産応援事業	158,301	0	158,301	41,974			116,327	
トータルコスト	176,780千円（前年度 0千円）〔正職員：2.1人、会計年度任用職員：0.7人〕							
主な業務内容	特定不妊治療・検査等に係る助成関係業務							
工程表の政策目標(指標)	不妊治療費助成の継続							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
不妊検査から不妊治療、不育症治療までの一体的な精神的、経済的負担軽減と啓発の強化を図り、「子どもをもちたい」と考えている夫婦の願いに寄り添いながら支援を行う。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区分	内容							予算額
不妊検査費助成事業	不妊症の診断に必要な保険外の検査費用を助成する。（所得制限なし） ○対象：婚姻後3年以内又は妻が35歳未満の夫婦がともに検査を受けた方 ○助成額：検査費用（保険適用外）の10/10（上限26,000円）							7,176
人工授精助成金交付事業（単県）	人工授精に要した経費のうち、保険外の費用の一部を助成する。 ○助成額：自己負担額の1/2（上限100,000円/年） ただし、35歳未満の者は、自己負担額の7/10（上限140,000円/年） ○助成期間：通算2年度							7,435
特定不妊治療費助成金交付事業（国庫）	特定不妊治療に要した経費の一部を国の助成金額に上乗せして助成する。 ○助成額 初回治療：330,000円/回〔国150,000円、県180,000円〕 採卵あり：250,000円/回〔国75,000円、県175,000円〕 採卵なし：110,000円/回〔国37,500円、県72,500円〕 ○通算助成回数：初回40歳未満：6回、初回43歳未満：3回							109,997
特定不妊治療費（男性不妊治療）助成金交付事業（国庫）	特定不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合、要した経費の一部を助成する。 ○助成額：初回 300,000円/回〔国150,000円、県150,000円〕 2回目以降 150,000円/回〔国75,000円、県75,000円〕							1,850
特定不妊治療費助成金交付事業（単県）	国の助成回数に、以下の回数を上乗せして助成する。 ○助成額：78,000円/回 ○通算助成回数 初回40歳未満：通算6回、初回40歳以上：通算3回 （43歳以上は、残りの回数または3回のいずれか少ない回数を限度）							27,074
不妊専門相談センター運営事業	鳥取県立中央病院及び医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニックに委託し、不妊や不育症で悩んでいる夫婦等を対象に、医師・不妊症看護認定看護師等による専門的な相談・指導を実施する。							2,815
不育症治療費等支援事業	市町村が、不育症の検査や治療に係る費用の助成事業を実施する場合に、県がその市町村に対して補助を行い、不育症に対する支援を推進する。 ○助成額：市町村が不育症の検査・治療に助成した金額の1/2							1,000
事務費	不育症に関するセミナー開催 等							954
合 計							158,301	

**【特定不妊治療費共通対象要件】**

治療開始時に法律上の婚姻をしている者で、申請時に夫婦の一方または両方が県内在住であり、夫婦の合計所得が730万円未満である者。

### 3 これまでの取組状況、改善点

平均初婚年齢の上昇に伴う第1子出産時における母の平均年齢の上昇や医療技術の進歩等に伴い、特定不妊治療へのニーズも年々増加している。従来から県単独で助成金額や回数の上乗せを行ってきたが、治療費用は増加傾向であり、経済的負担が大きくなっていることから、助成額の増額を行うとともに、より治療効果が期待できる早期の治療開始を誘導しながら支援を行っていく。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

家庭支援課（内線：7572）

#### 5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 産後ママと赤ちゃんすくすく応援事業	13,000	0	13,000	0	0	0	13,000	
トータルコスト	13,787千円（前年度 0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

産後に強い育児不安を抱えているにも関わらず、家族等からの育児の支援が十分に受けられずに育児を行う者に対しては、産後うつ及び児童虐待防止のため産後ケア事業で支援を行っている。産後健診で把握した要支援者に確実に支援を届け、産後うつ及び児童虐待を防止するとともに、子育ての円滑なスタートを支援することを目的として、産後ケア事業に係る利用者自己負担額の無償化を図る。

また、産後ケア（宿泊型）サービスの受け皿拡大を図るため、支援体制の充実を図る。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容	予算額
産後ケア無償化事業	市町村が実施する産後ケア事業の個人利用料相当額を県が助成し、個人負担額を無料とする。 ○実施主体 市町村 ○助成額 産後ケア個人負担額を無償とするために必要な額（委託事業費の2割を上限とする） ○補助率 県10/10	10,000
助産所施設・設備整備事業	産後ケア（宿泊型）を行う助産所を増やすため、有床設備のある助産所の設置に必要な増改築又は改修に要する工事費、設備購入費及び賃借料を助成する。 ○実施主体 市町村又は事業所 ○補助上限額 1か所あたり 3,000千円 ○補助率 ・市町村の補助がある場合 県1/2、市町村1/4、事業者1/4 ・市町村の補助がない場合 県1/2、事業者1/2	3,000
合 計		13,000

##### 3 これまでの取組状況、改善点

産後における児童虐待やうつ病を予防・早期発見するために、各市町村において保健師による訪問・面談や産後健診が行われ、支援が必要な産婦に対しては産後ケア事業等が行われている。産後ケア事業は産婦に対する心身のケアに効果がある一方、各市町村で定める利用料を徴収しており、ケアを受けることが必要であるにも関わらず、産後ケアを受けることをためらう方の中には利用料がネックとなっているケースがある。

産後ケア事業を実施する市町村は増加しているが、支援が必要な方がより利用しやすい事業となるよう、利用料の軽減や受け皿整備を検討していく必要がある。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

家庭支援課（内線：7869）

#### 3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ひとり親家庭子ども養育支援事業	1,456	0	1,456	653			803	
トータルコスト	2,243千円（前年度 0円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整、委託契約事務							
工程表の政策目標(指標)	ひとり親家庭の自立支援を図る							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
<p>父母が離婚した子どもの健全な成長を支えるとともに、ひとり親家庭の自立を支援するため、離婚時における養育費及び面会交流に係る取り決めの促進と面会交流の実施の支援を行う。</p>								
<b>2 主な事業内容</b>								
(1) 養育費110番事業（予算額 700千円）（負担割合 国1/2、県1/2）								
<p>養育費の算定方法、合意書の債務名義化など養育費全般、親権、面会交流等の法律に関する問題について、弁護士等による電話による法律相談を行う。</p>								
(2) 子どもの養育啓発事業（予算額 506千円）（負担割合 国1/2、県1/2）								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚前後の父母に向けた養育費・面会交流に係る啓発リーフレット等の作成し、市町村窓口で配布する。</li> <li>・離婚前後の父母を対象にした養育費と面会交流に関する学習会等を開催する。</li> </ul>								
(3) 養育費にかかる公正証書等作成促進事業（予算額 100千円）								
区分	内 容							
事業概要	養育費の取り決めの債務名義化を促進するため、公正証書作成等にかかる費用を助成する。							
助成内容	養育費の対象となる児童を現に扶養しているひとり親で養育費に係る債務名義を有する者（県内在住者）に対し、公正証書の作成に必要な公証人手数料等又は裁判に要する収入印紙代等の全額を助成する。上限：20,000円/回							
実施主体	県、市及び福祉事務所設置町村							
負担割合	国1/2、県1/2							
(4) 面会交流支援事業（予算額 150千円）								
区分	内 容							
事業概要	公益社団法人、NPOなどが行う面会交流援助事業を利用する場合の費用を助成する。							
助成内容	中学生以下（概ね15歳未満）の子との面会交流を希望する別居親または子どもと別居親との面会交流を希望する同居親（県内在住者）が利用料として負担した全額を助成する。上限：5,000円/回、最大12回/人まで							
実施主体	市町村							
負担割合	県1/2、市町村1/2							
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>								
<p>離婚後の子どもの養育は親の責務であり、離れて暮らす親にも扶養義務があるが、養育費及び面会交流の取決め・実施をしていない割合が依然として多い。（養育費の取決めをしていない：42.6%、養育費を現在受給している：25.5%。H30年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査より）</p>								

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

家庭支援課（内線：7149）

#### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 児童虐待防止対策関係事業	520	0	520	160			360	
トータルコスト	4,455千円（前年度0千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	フォーラムの開催、関係機関との連絡調整、補助金の交付							
工程表の政策目標(指標)	児童虐待防止対策の推進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

###### (1) 地域で子どもを守る推進事業

地域における子どもの見守りサポーター等の養成、県民向けの啓発フォーラムの開催等を通じて、「虐待をおこさない」、「虐待をおこさせない」社会づくりの実現を目指す。

###### (2) 子どもの権利学習支援事業

児童養護施設等で生活する子どもが、子どもの権利を学び、日頃の生活や将来について、身近な大人や行政機関等に自らの意見や提案を意見表明できるようになるための活動を支援し、子どもの権利擁護の推進を図る。

##### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額	財源内訳
地域で子どもを守る推進事業	「虐待をおこさせない」「虐待をおこさない」社会づくりの実現を目指し、地域における子ども見守りサポーター等の養成、県民向けの啓発フォーラムの開催等を実施する。	320	国1/2 県1/2
子どもの権利学習支援事業	児童養護施設等で生活する子どもが、自分達の意見や考えを自ら発することの重要性やその手法を学ぶために、自ら企画して実施する勉強会等の活動に要する経費を補助する。 【実施主体】鳥取県児童養護施設協議会 【補助率】定額補助	200	単県
合 計		520	

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

家庭支援課 (内線：7149)

#### 1目 児童福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童相談所体制強化事業	16,691	13,609	3,082	7,902			8,789	
トータルコスト	61,751千円 (前年度43,226千円) [正職員：3.6人、会計年度任用職員：6.0人]							
主な業務内容	業務や体制の検証・見直し、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	児童虐待防止対策の推進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

米子児童相談所の一時保護所での施設内虐待事案を踏まえ、施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、一時保護所の第三者評価の受審に新たに取り組む。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。

併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。

##### 2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額	財源内訳
(新) 一時保護所の第三者評価の受審	一時保護所の適正な運営と質の向上を図るため、一時保護所の第三者評価を受審する。(令和2年度は米子児童相談所が受審)	308	単県
(拡充) 児童虐待防止対策研修事業	施設内虐待の発生予防に関する研修を新たに行うほか、市町村、児童相談所、施設等の虐待対応のスキルアップを図るための研修を実施する。	1,136	国1/2 県1/2
児童虐待防止関係機関援助体制充実事業	市町村、児童相談所、児相福祉施設等の児童の支援に携わる機関が児童虐待に対する取組を協議するための連絡会等を実施する。	576	単県
虐待発生後フォローアップ事業	児童相談所に定期的に弁護士が駐在し、法的解決が必要となる案件に係る法律相談の実施等により児童虐待への相談体制の充実を図る。	11,292	国1/2 県1/2
児童相談所サポート体制強化事業	児童相談所の運営に関し、外部有識者から助言指導を得る。	180	国1/2 県1/2
児童虐待防止広報啓発強化事業	児童虐待防止を県民へ周知するため、児童虐待防止啓発業務の企画・実施を民間委託する。	3,199	国1/2 県1/2
合計		16,691	

※児童相談所の体制強化として、中央児童相談所に1名(児童福祉司)、米子児童相談所に3名(一時保護課長、児童指導員、警察官)の増員。併せて、米子児童相談所は、一時保護の機能強化を図るため、「一時保護課」を新設する。

##### 3 これまでの取組と評価

児童虐待事案に係る県医師会、県警、県での3者協定の締結等のこれまでの取組に加え、令和元年度からは児童相談所が受理した虐待通告案件の全てを警察と情報共有する運用を開始している。

人員体制においては、新しい児童福祉司の配置基準(3万人に1人)に対応するため、4月には米子児童相談所に児童福祉司を1名配置し、7月には市町村支援のための児童福祉司を中央児相に1名配置し、10月には中央児相に現職警察官1名を配置するなどの体制強化を図ってきた。また、8月からは児童虐待に精通した医師を各児童相談所に配置し、専門的な知識等に基づいた所見を持って、適切な支援が実施できる体制を整え、9月からは弁護士が定期的(月2～4回)に各児童相談所に駐在する形態により、日常的に弁護士から助言指導を得る体制を整備した。

令和元年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

家庭支援課 (内線：7869)

3目 母子福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童扶養手当支給事業	75,745	103,436	△27,691	25,050	0	0	50,695	
トータルコスト	80,107千円 (前年度105,024千円) [正職員：0.2人、会計年度任用職員：1.0人]							
主な業務内容	認定等の審査・手続等事務、債権管理・回収に係る事務、現況届処理、未提出者指導、手当支給事務、市町村指導、給付費国庫負担金関係事務							
工程表の政策目標(指標)	ひとり親家庭の自立支援を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

児童扶養手当の支給、調査・認定・市町村指導監査等に要する経費である。

児童扶養手当：父母の離婚などにより父親(又は母親)と生計を同じくしていない児童が養育されている。

母子家庭(父子家庭)の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

【根拠法令】 児童扶養手当法

【事業主体】 県、市、福祉事務所設置町村(法定受託事務)

※県は、福祉事務所未設置の町分のみ

【財源内訳】 児童扶養手当給付費 国1/3、県等2/3

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額	財源内訳
児童扶養手当	受給者数 約160人 (福祉事務所未設置町村の受給者のみ：三朝町、大山町) 手当額(全部支給) 42,910円/月 多子加算(全部支給) 第2子：10,140円 第3子：6,080円	75,152	国1/3 県2/3
委託料	児童扶養手当システム保守管理経費	593	単県
合計		75,745	

3 これまでの取組状況、改善点

児童扶養手当法に基づき、離婚、死別等により父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母等に対して児童扶養手当を支給した。(県は福祉事務所未設置町在住者を対象)

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

総合教育推進課(内線:7815)

#### 8目 私立学校振興費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 不登校対策事業	2,139	0	2,139	1,188			951													
トータルコスト	3,713千円(前年度0千円) [正職員:0.2人]																			
主な業務内容	補助金交付事務等																			
工程表の政策目標(指標)	県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供すること																			
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用に対して支援を行う。</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業料等に対する補助事業(単県)</td> <td>市町村が、年収約590万円未満の世帯の児童生徒の授業料(会費等)に対して助成を行う場合に、当該市町村の助成事業費に対して助成を行う。 ○補助率: 県1/2 ○上限額: 児童生徒1人あたり 6,600円/月</td> <td style="text-align: center;">951</td> </tr> <tr> <td>交通費、体験活動等に要する実費に対する経費支援の委託事業(国庫)</td> <td>要保護・準要保護世帯の児童生徒がフリースクール等に通うための交通費、体験活動等に要する実費に対する経費支援事業を、当該児童生徒の居住地のある市町村に委託する。(国の「不登校児童生徒の実態把握等に関する調査研究」委託事業の受託を前提) ○上限額: 児童生徒1人あたり 3,000円/月</td> <td style="text-align: center;">1,188</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">2,139</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	授業料等に対する補助事業(単県)	市町村が、年収約590万円未満の世帯の児童生徒の授業料(会費等)に対して助成を行う場合に、当該市町村の助成事業費に対して助成を行う。 ○補助率: 県1/2 ○上限額: 児童生徒1人あたり 6,600円/月	951	交通費、体験活動等に要する実費に対する経費支援の委託事業(国庫)	要保護・準要保護世帯の児童生徒がフリースクール等に通うための交通費、体験活動等に要する実費に対する経費支援事業を、当該児童生徒の居住地のある市町村に委託する。(国の「不登校児童生徒の実態把握等に関する調査研究」委託事業の受託を前提) ○上限額: 児童生徒1人あたり 3,000円/月	1,188	合 計		2,139
区分	内容	予算額																		
授業料等に対する補助事業(単県)	市町村が、年収約590万円未満の世帯の児童生徒の授業料(会費等)に対して助成を行う場合に、当該市町村の助成事業費に対して助成を行う。 ○補助率: 県1/2 ○上限額: 児童生徒1人あたり 6,600円/月	951																		
交通費、体験活動等に要する実費に対する経費支援の委託事業(国庫)	要保護・準要保護世帯の児童生徒がフリースクール等に通うための交通費、体験活動等に要する実費に対する経費支援事業を、当該児童生徒の居住地のある市町村に委託する。(国の「不登校児童生徒の実態把握等に関する調査研究」委託事業の受託を前提) ○上限額: 児童生徒1人あたり 3,000円/月	1,188																		
合 計		2,139																		
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>本県では、フリースクールの教育的意義等を踏まえ、平成26年度から、フリースクールの運営費に対して補助を行っている(上限:3,000千円、補助率1/2、対象施設数(R元年度):4施設)。</p> <p>県内のフリースクールの通所には、15~25千円/月の授業料(会費)に加え、交通費や体験活動等の要する実費などが必要となることから、通所する、または、通所を希望する児童生徒の保護者にとっては、義務教育段階でありながら経済的負担が大きく、通所を断念するケースなども見られる。</p> <p>なお、国において、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における教育段階に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第7条を踏まえ、平成29年3月に「義務教育の段階における教育段階に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」が策定され、不登校児童生徒への多様かつ適切な教育機会の確保が重要視されている。</p>																				

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

総合教育推進課 (内線: 7022)

#### 8目 私立学校振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 私立中学・高校生への学びの応援事業	102,574	0	102,574				102,574	
トータルコスト	103,361千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	就学支援金等の支給に係る事務 (申請書等の審査、交付決定、支払等)							
工程表の政策目標(指標)	県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

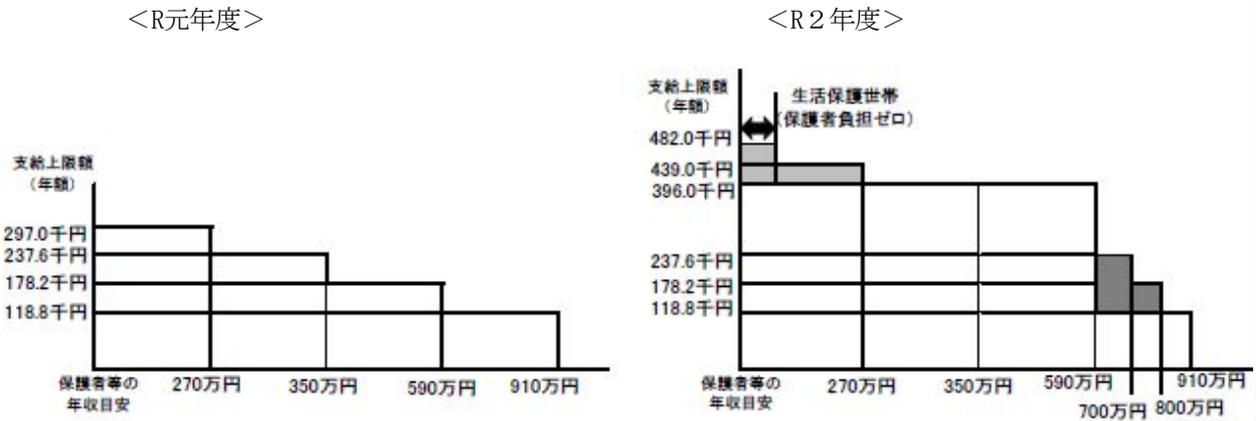
家庭の状況にかかわらず、すべての中学生、高校生等に対して多様な選択肢を提供するとともに、安心して勉学に打ち込める環境を作るため、就学支援金制度に上乗せの補助を行い、家庭の教育費負担を軽減する。

##### 2 主な事業内容

- (1) 生活保護世帯に対し、保護者負担額から授業料を差し引いた残りの額を補助 (保護者負担ゼロ)
- (2) 年収270万円未満世帯に対し、保護者負担額から授業料を差し引いた残りの額の1/2を補助
- (3) 年収590万円以上700万円未満世帯に対し、118,800円を上限に就学支援金と授業料の差額に対して補助
- (4) 年収700万円以上800万円未満世帯に対し、59,400円を上限に就学支援金と授業料の差額に対して補助
- (5) 高等学校等就学支援金の上限額引き上げに伴い、県独自の支援である中学校就学支援金の上限額も引き上げる。

【予算額: 私立高等学校等(含私立専修学校(高等課程)) 74,889千円、私立中学校 27,685千円】

(例) 高等学校のイメージ



##### 3 これまでの取組状況、改善点

私立中学校に通う生徒については、平成22年度(6月補正)に、国の高等学校等就学支援金制度に準じた県版の中学校就学支援金制度を創設し、平成29年度からは、年収270万円未満世帯の生徒に対する支給額を、私立高等学校等と同額とし、財源の一部に、国の「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的な支援に関する実証事業」補助金を充当している。

また、国の私立高等学校及び専修学校の就学支援金制度が、令和2年度から年収590万円未満世帯を対象に支給額の上限額が引き上げられることに伴い、私立中学校に対する就学支援金についても高校等と同様に県単独での上限額の引き上げを行う。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

観光戦略課 (内線: 7237)

1目 観光費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (寄付金)	一般財源	
世界に誇れる「星取県」づくり推進事業	15,500	16,500	△1,000	7,250		500	7,750	
トータルコスト	23,370千円 (前年度24,438千円) [正職員: 1.0人]							
主な業務内容	星取県にかかる情報発信、受入体制整備・星空メニュー開発、関係機関との連携・連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	観光キャンペーンの展開等による鳥取県の認知度の向上							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

国内外における星取県の星空観光メニューの充実及び認知度向上に取り組むとともに、国による「ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出」とも協調しながら県全域の観光振興等につなげていく。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
<b>■ 星空観光メニュー開発</b>		
ニューツーリズム普及促進支援補助金(星取県推進型)	4,500	星空を活用した観光メニューを造成する事業者に対し助成を行う。[補助率: 2/3、上限額: 1,000千円]
星空人材育成	500	全国で成功している観光プログラムのガイドを招聘し、お宿や観光事業者がそのノウハウを学ぶ場を提供する。
<b>■ 星取県の情報発信・ブランドイメージ向上</b>		
SNSを活用したプレゼントキャンペーンの企画・運営	1,000	インスタグラム等への写真投稿により応募してもらい、抽選で星取県オリジナルグッズや特産品等をプレゼントする。
メディア等とのタイアップによる情報発信	9,500	ウェブや雑誌などのメディア等とのタイアップにより情報発信を行う。また、星取県特設ウェブサイトを引き続き運営する。
合 計	15,500	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成29年度から、星空を観光振興、環境教育、地域づくり等に活用する「星取県」の取組を開始した。県内では官民双方による情報発信やイベント開催、星空を楽しむ観光プログラムの実施が増え、地域全体に星取県関係の動きが広がりつつある。引き続き、県内事業者が観光メニュー等に星空を活用しやすい環境づくりを行う。
- ・なお、観光庁は令和2年度の新たな取組として、「ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出」に向け地域における夜間・早朝の回遊性を高め、訪日外国人等による旅行消費額の増加や更なる長期滞在を国策として積極的に進める方向性を打ち出している。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
2項 環境衛生費  
4目 環境保全費

環境立県推進課（内線：7409）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 〈寄附金〉	
鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業	23,942	25,501	△1,559	2,507		300	21,135
トータルコスト	47,552千円（前年度 49,315千円）〔正職員：3人〕						
主な業務内容	関係機関・者との各種調整 会議・イベント等準備・運営 補助金交付事務						
工程表の政策目標（指標）	鳥取の美しい星空を「守り」・「活かす」取組の拡大						

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

鳥取県星空保全条例（平成30年4月1日施行）の推進に向け、星空の普及啓発や星空保全地域の取組支援、光害防止等に必要なる事業を実施する。

2 主な事業内容

項目	内容	予算額 （単位：千円）
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○【新規】（株）ALEが実施する世界初の人工流れ星プロジェクトと連携し、星空保全地域等で人工流れ星及び星空の観測会を行う。</li> <li>○令和元年度に導入した移動プラネタリウムの追加整備（約50人収容の大型ドーム等）を行う。</li> <li>○大学の天文サークル等若者グループのネットワークと連携して星空の普及啓発等を行う。参画グループの能力向上や啓発活動等の取組を支援する。</li> </ul> [補助率] 10/10 [補助上限] 100千円 ○その他、環境省の星空調査を活用した県民参加の全県調査や鳥取県の推進に顕著な功績のあった個人・団体の表彰を行う。	4,392
星空保全地域の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○星空保全地域において市町村や団体等が実施する星空を活用した地域振興事業を支援する。</li> <li>・【拡充】市町村…補助率1/2、補助上限2,000千円</li> <li>※公共施設の環境整備に要する経費を新たに補助対象とし、補助限度額を増額する。（改正前 500千円）</li> <li>・団体等…補助率10/10、補助上限500千円</li> </ul>	5,000
光害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○星空保全地域内の屋外照明等の改修を支援する。</li> <li>・屋外照明器具…補助率1/2、補助上限130千円/基</li> <li>・【新規】建築物や看板を照射する照明器具…補助率1/2、補助上限200千円/式</li> <li>○市町村や自治会による光害対策型LED防犯灯の設置を支援する。（補助率：市町村負担の1/4）</li> </ul>	14,000
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○【新規】星空案内に意欲ある者の「星空案内人資格※」取得を支援する。</li> <li>[補助率] テキスト・受講料10/10、交通費1/2 [補助上限] 50千円</li> <li>※全国組織「星空案内人資格認定制度運営機構」が運営する資格制度。</li> <li>○星空を案内できる人材を育成するための研修会等を実施する。</li> </ul>	550
合計		23,942

3 これまでの取組状況、改善点

- ・令和元年度は新たに若桜町、倉吉市関金町を星空保全地域に指定し、平成30年度指定の鳥取市佐治町、日南町と合わせ4地域に拡大した。同地域内における地域振興事業（R1補助：4件交付決定）のほか、他地域でも自主イベント等が活発に実施されるなど、星空を活用した取組が着実に広がっている。
- ・令和元年度に県で移動プラネタリウムを導入し、希望団体等への貸出しを開始した。社会教育施設等でのイベントや公民館活動、小学校での出前授業等に広く活用され、星空の魅力や大切さの普及に繋がっている。（貸出件数22件・参加者数約1,500人/令和2年1月末時点）

令和2年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
2項 環境衛生費  
4目 環境保全費

環境立県推進課（内線：7895）  
→事業実施：低炭素社会推進課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)再エネ100%を目指す企業応援・支援事業	2,686	0	2,686	1,343			1,343	
トータルコスト	4,260千円（前年度 0千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	セミナー開催、補助金の制度設計・周知説明・申請書の審査・支払い							
工程表の政策目標(指標)	企業・事業所における再エネの自家消費の取組推進							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

県内企業等が率先的に環境配慮経営を行っていく社会環境を構築することは、低炭素・脱炭素化社会の実現に必要なことであり、使用電力の再生可能エネルギー100%転換を目指す取組の普及啓発や実効性を図るための取組に対して支援等を行う。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額 (単位：千円)
再エネ100%目標設定セミナー開催等事業	・目標設定セミナーの開催 企業が使用電力を再エネ100%に転換する目標を設定し、取り組んでいく手順等を学ぶとともに、「再エネ100宣言 RE Action」※1 への参加を推奨するセミナーを商工会議所、商工会、鳥取県産業振興機構等と連携して開催する。 ・リーフレット等作成経費	1,936
再エネ100%目標設定支援事業	環境経営の専門家に、省エネ、再エネ導入などの環境配慮経営及び目標設定の手順等のアドバイスを受ける費用を支援する。 [補助件数] 5件 [補助率] 1/2 [補助限度額] 150千円	750
太陽光発電設備導入支援事業	企業が自家消費のために太陽光発電設備を導入する費用を支援する。 [補助件数] 10件 [補助限度額] 23千円/kW、かつ1件当たりの上限額230千円 (地域エネルギー社会構築支援事業で実施)	(2,300)
再エネ100%目標設定に向けた省エネ診断支援事業	無料で省エネ診断できる一般財団法人省エネルギーセンターの「省エネ支援サービス」のPR、県内企業等への活用推奨を行う。	(標準事務費)
合計		2,686

※1 再エネ100宣言RE Action(令和元年10月9日発足):「RE100」※2 に参加できない消費電力量10GWh未満の中小企業や、自治体、教育機関、医療機関等を対象とした、使用電力の再エネ100化を表明し、ともに行動していくイニシアティブ

※2 RE100:2014年に発足した事業運営を100%再エネで調達することを目標に掲げる企業が加盟する国際イニシアティブ

3 これまでの取組状況、改善点

- ・これまでの県外企業による大規模開発を伴う発電事業の導入から、県内企業などが主体となった地域資源を活用した再エネ導入の取組を通じた自立分散型エネルギー社会に方向転換していく必要がある。
- ・県内の再エネ導入量は、県内の民生部門の電力量を賄う水準に達しており、今後は、エネルギー使用量の約5割を占める企業部門の自家消費型の太陽光などの再エネ導入、使用電力の再エネ由来の電気への転換などを呼びかけていく必要がある。
- ・県は令和元年12月に「再エネ100宣言RE Action」のアンバサダー（応援者）に就任した。県内企業等に対し、活動への参加推奨及びPRを行うとともに、脱炭素化に向けた環境配慮経営などの情報提供、再エネ100%化に向けた取組をサポートしていく。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
2項 環境衛生費  
4目 環境保全費

環境立県推進課（内線：7205）  
→事業実施：低炭素社会推進課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) CO2を減らして未来を守る県民運動推進事業	3,979	0	3,979	1,989			1,990	
トータルコスト	5,553千円（前年度 0千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	啓発事業企画・実施、委託・補助業務 等							
工程表の政策目標(指標)	NPOや地域、企業などと連携・協働した県民エコ運動の拡大							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

脱炭素に係る全県的な機運醸成を推進し、家庭のCO2排出削減に向けた実践的な取組の充実を図るため、事業者や鳥取県地球温暖化防止活動推進センター等と連携して普及啓発に取り組むとともに、市町村が実施する住民向けの環境実践活動を支援する。

2 主な事業内容

項目名	内容	予算額 (単位：千円)
「とっとりゼロ・カーボン・チャレンジ」啓発キャラバン	温暖化対策の現状や取り組むべき課題等について幅広く県民の理解を広げるため、県、市町村、事業者等が主催する県民向けフォーラムやイベント等と連携した啓発キャラバンを実施する。 [内容] 動画・パネル展示、省エネ相談会、環境実践ワークショップ等を開催する。	1,608
「とっとりゼロ・カーボン・チャレンジ」キャンペーン	省エネ機器への買換えやライフスタイルの見直しを推進するため、自宅の電気・ガス使用量を前年より一定以上削減した家庭を対象として、抽選で記念品を贈呈するキャンペーンを展開する。	550
CO2削減・省エネ活動の支援	地域における省エネ意識の定着や先進的事例の他市町村への拡大を推進するため、市町村が実施する住民向けの取組を支援する。 [補助事業者] 国が推進するゼロカーボン宣言を表明した市町村 [補助率] 1/2 [補助限度額] 500千円	1,000
チーム「とっとりゼロ・カーボン・チャレンジ」	環境活動実践者等による研究チームを立ち上げ、具体的な手法を県民に提言する業務を鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに委託し、相談会や出前講座等の様々な場面で率先して県民への働きかけを行う。	821
合計		3,979

3 これまでの取組状況・改善点

- ・国際的な温暖化対策の枠組「パリ協定」(2016年11月発効)のもと深刻化する地球温暖化対策は世界中が取り組むべき重要課題となっており、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃以内に抑えることを目標に、脱炭素化に向けた世界的な潮流が加速している。
- ・わが国でも、温室効果ガス削減の目標として、2030年度に26%減(2013年度比)、2050年度に80%減(2013年度比)を掲げ、エネルギー消費量の削減、使用するエネルギーの低炭素化等に取り組んでいる。
- ・本県では、令和2年1月に2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す旨の宣言を行った。今後は、より一層の温室効果ガス削減に向けて、団体・事業者、行政等による連携・協働体制を強化するとともに、県民の意識を高め行動に繋げるための具体的な施策に取り組んでいく必要がある。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
2項 環境衛生費  
4目 環境保全費

環境立県推進課（内線：7874）  
→事業実施：低炭素社会推進課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境教育・実践推進事業	22,733	23,841	△1,108			＜寄附金 1,000、 基金繰入金 15,756、 財産収入2,226＞ 18,982	3,751	

トータルコスト	47,130千円（前年度 52,418千円） [正職員：3.1人]							
主な業務内容	啓発事業企画・実施、他団体との調整、委託・補助金業務 等							
工程表の政策目標（指標）	NPOや地域、企業などと連携・協働した県民エコ運動の拡大							

事業内容の説明 【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

温室効果ガス削減、持続可能な社会の構築、気候変動への適応を推進するため、県民、団体、事業者、行政等の各主体で一体となった県民エコ運動を展開する中で、県民の環境への関心を高め行動につなげるための環境教育、普及啓発、活動支援等に取り組む。

2 主な事業内容

項目	内容	予算額 (単位：千円)
「クールシェア」の推進	夏季に涼しい共有空間で過ごし省エネ・節電や熱中症防止につなげる「クールシェア」の取組を支援する。 ・商業施設による「クールシェア・スポット」新設の支援 [補助率] 1/2 [限度額] 150千円 ※クールシェア・スポット：店舗等の一部を誰もが涼しく快適に過ごせる場所として提供される場所	1,125
環境保全・創造活動の支援	団体や地域による環境保全・創造活動を支援する。 ・他の模範となる環境保全・創造活動の支援 [補助率] 10/10 [補助限度額] 100千円 ・こどもエコクラブ活動の支援 [補助率] 市町村負担額の1/2 [補助限度額] 700円/人	2,811
「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」運営業務委託	地球温暖化防止の普及啓発等や環境教育に関する業務を「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」に委託する。（債務負担行為設定済） ・地球温暖化防止の普及啓発、地域で普及啓発を行う人材（推進員）の育成 ・学校や保育所・幼稚園等と連携した小学生・幼児向け環境教育 ※鳥取県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止の普及啓発等を行うため、地球温暖化対策推進法に基づき知事が指定した機関	9,598
環境保全・創造に関する普及啓発業務委託	環境保全・創造に関する普及啓発の業務を民間企業に委託する。 ・月毎に重点項目を決めて環境保全・創造につながる行動の呼びかけ ・廃物を利用した「エコ工作」、環境に関する記事をまとめる「エコスクープ」の小学生向け「エコアイデアコンテスト」の実施	6,573
その他	会議・研修会開催等の経費	2,626
合計		22,733

3 これまでの取組状況、改善点

- ・エネルギー使用量は、平成22年度以降長期的に減少傾向にあるが、平成28年度からは猛暑等の影響により増加傾向にある。
- ・県内の熱中症による搬送者も増加しており、省エネ・節電や熱中症防止にもつながる「クールシェア」や星取県の魅力向上を図る「星取県ライトダウンキャンペーン」を始めとした本県の特徴を活かした環境活動・環境教育を市町村や団体・事業者等と連携・協働して引き続き推進していく。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費  
2項 環境衛生費  
4目 環境保全費

環境立県推進課（内線：7895）  
→事業実施：低炭素社会推進課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本海沖メタンハイドレート調査促進事業	20,546	20,779	△233				20,546	
トータルコスト	30,777千円（前年度 31,098千円）〔正職員：1.3人〕							
主な業務内容	セミナー等開催、大学院寄附講座、研究会等							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

メタンハイドレートに関する県民の理解促進や機運醸成、調査・研究や技術開発を支える人材育成、産学官連携による資源回収技術や環境影響評価手法の検討に取り組む。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額 (単位：千円)
県民への普及啓発 (普及啓発)	・一般向け公開講座：1回/年 ・学生企業向け公開セミナー：1回/年 ・小中学生向け実験教室：1回/年	792
寄附講座の開設 (技術開発促進・ 人材育成)	鳥取大学大学院に設置している寄附講座（平成28年度～）により、引き続きメタンハイドレート関連技術者の育成等を行う。 ・寄附講座人件費等（15,950千円：債務負担設定済） ・維持費（2,238千円）	18,188
その他	ワークショップ、研究会の開催など	1,566
合計		20,546

3 これまでの取組状況、改善点

- ・国は、平成31年2月に表層型メタンハイドレートの工程表を示し、太平洋側と同様に令和5年度から9年度の間民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指すとしている。また、令和元年度末までに資源回収技術の調査研究の評価と有望技術の絞込みを行い、次年度から有望技術に対する研究開発へ移行していくこととしている。
- ・県は、鳥取大学に開設した寄附講座で引き続き技術者の育成等を行う。  
（これまで寄附講座の1期生3名、2期生2名が大学院を修了）

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

4 目 環境保全費

環境立県推進課（内線：7875）

→事業実施：低炭素社会推進課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
次世代自動車普及促進事業	5,898	12,463	△6,565				5,898	
トータルコスト	11,407千円（前年度 18,020千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	会議の開催・運営、委託事業の発注・契約業務など							
工程表の政策目標（指標）	低炭素社会の実現に向けた社会システムの転換							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的、概要</b>								
<p>次世代型エコツーリズムの創造とライフスタイルの転換を取組方針とした「第2期鳥取県EV・PHVタウン構想（平成26年12月策定）」に基づき、EV・PHV・FCVなどの次世代自動車の普及を促進する。</p> <p>※EV：電気自動車 PHV：プラグインハイブリッド車 FCV：燃料電池自動車</p>								
<b>2 主な事業内容</b>								
<p>EV・FCVを公用車として率先導入することにより、次世代自動車の体験機会を創出し、災害時には非常用電源として活用するなど普及啓発を行う。</p> <p>[導入台数] EV：9台（※）、FCV：1台（外部給電器1基）</p> <p>（※）EV9台のうち8台は、令和2年7月末でリース期間満了となる。</p>								
<b>3 これまでの取組状況、改善点</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・充電インフラ整備の支援等を行い、急速充電器の都道府県別普及率（人口当たり、及び、自動車保有台数当たり）は、令和元年12月末現在で全国1位となるなど一定の成果があった。</li> <li>・次世代自動車の普及台数は、令和2年1月末現在で1,251台（EV:624台、PHV:625台、FCV:2台）となっており、年々増加している。</li> <li>・令和元年9月には「とっとりEV協力隊」を設立し、県民や県内企業などの協力の下、災害時や屋外イベント等において次世代自動車を電源として活用することにより、防災体制の向上を図るとともに、蓄電池としての価値を訴求することにより、次世代自動車の一層の普及に努めている。</li> </ul> <p>（令和2年1月末現在の登録台数：38台）</p>								

令和2年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費  
2 項 環境衛生費  
4 目 環境保全費

環境立県推進課（内線：7875）  
→事業実施：低炭素社会推進課  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水素エネルギー推進事業	5,473	8,691	△3,218				5,473	
トータルコスト	16,491千円（前年度 19,804千円）〔正職員：1.4人〕							
主な業務内容	会議の開催・運營業務、委託先への発注業務、契約業務など							
工程表の政策目標（指標）	低炭素社会の実現に向けた社会システムの転換							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

パリ協定の発効により、CO2排出量の大幅な削減が求められる中「脱炭素社会」実現に向けた取組として、再生可能エネルギーの一層の推進に不可欠な水素の利活用を進める。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額 (単位：千円)
水素エネルギー実証（環境教育）拠点整備プロジェクト	子どもから大人まで水素エネルギーを学習できる施設「鳥取すいそ学びうむ」の管理運営を行う。（負担金） 【事業主体】鳥取県水素エネルギー推進協議会 （構成団体：鳥取ガス、積水ハウス、本田技研工業、とっとり市民電力、アクシス、ホンダカーズ鳥取、鳥取環境大学、鳥取市、鳥取県）	3,466
水素利活用にかかる会議等の開催	・スマート水素タウンの検討 再生可能エネルギーのみで暮らす「脱炭素コミュニティ」実現に向けた取組として、産学金官連携により、モデル的なスマートタウン※の構想を検討する。 ※スマートタウン：再生可能エネルギーを活用したまち ・水素ステーション設置にかかる勉強会 民間による水素ステーションの整備を促進するため、県内企業を対象とした勉強会を実施し、事業リスクや課題等について検討を行う。 ・その他会議開催等の経費	2,007
合計		5,473

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成28年1月に鳥取県水素エネルギー推進コンソーシアムを設立し、子どもから大人まで幅広く体験学習できる施設『鳥取すいそ学びうむ（とっとり水素学習館）』を平成29年9月に開設した。  
（令和元年12月末現在の累計来場者数：3,336人）
- ・令和元年8月には、鳥取県水素エネルギー推進コンソーシアムを発展的に解散し、新たに地域新電力や教育機関、地元自治体などを含めた「鳥取県水素エネルギー推進協議会」を設立し、水素社会実現に向けて一層の推進を図っている。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

環境立県推進課（内線：7879）

→事業実施：低炭素社会推進課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域エネルギー社会構築支援事業	66,896	75,410	△8,514			<基金繰入金> 5,876	61,020	
トータルコスト	81,849千円（前年度 90,492千円） [正職員：1.9人]							
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査、補助金の支払い、企画・運営・実施、普及啓発							
工程表の政策目標（指標）	自然・環境・暮らしに調和した安心・安全な再生可能エネルギーの推進							

事業内容の説明 【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の主な目的

エネルギーの地産地消による地域内経済循環や安全・安心な地域社会を構築するため、地域や家庭、エネルギー事業者等が取り組む事業を支援し、本県における地域エネルギーの導入を促進する。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額 (単位：千円)
地域向け補助金	<p>体制づくり・啓発支援 地域団体、NPO、企業等による地域エネルギー事業に係る人材育成や協議会等の体制づくり、普及啓発等を支援する。 [補助率] 定額 [補助上限額] 300千円</p> <p>構想・計画策定及び実現支援 市町村による計画の策定・検証、協議会の開催及び施設整備等を支援する。（地域団体、NPO等への間接補助を含む） [補助率] 市町村補助額の1/2 [主な補助上限額] 2,000千円（計画の策定・検証、協議会の開催等） [補助事業期間] 最長2年（債務負担行為限度額：2,000千円（令和3年度））</p>	900
事業者向け補助金	<p>事業可能性調査支援 再生可能エネルギー（バイオマス、小水力、地熱、地中熱）や開発途上の自然エネルギー（波力、潮汐力、温度差エネルギー等）を活用した発電等事業の可能性調査の実施を支援する。 [補助率] 1/3 [補助上限額] 3,000千円 [主な要件] ・実施地域へ事業計画を説明し、調査の実施について同意を得ていること。 ・工事請負費及び委託料は、県内事業者が発注したものに限定。 [補助事業期間] 最長2年（債務負担行為限度額：9,000千円（令和3年度））</p> <p>発電設備導入支援 発電所の整備に伴う系統連系設備の整備に係る費用及び借入金の利子相当額等を支援する。 [主な補助率] 系統連系用電源線5百万円/km [補助上限額] 10,000千円 [主な要件] ・売電収益等の一部により発電事業の実施地域に貢献する取組を行うこと。 ・事業実施地域の同意を得ていること。 ・売電する場合は、県内に本店を置く電力小売り登録事業者を供給先とすること。 ・工事請負費及び委託費は、県内事業者が発注したものに限定。 [補助事業期間] 最長3年（債務負担行為限度額：10,000千円（令和3～4年度））</p>	12,000
家庭向け補助金	<p>家庭用小規模発電設備等導入支援 太陽光発電（10kW未満）、太陽熱利用機器、定置用蓄電池等の小規模設備等の導入を支援する。 [補助率] 市町村補助額の1/2 [補助事業期間] 最長2年（債務負担行為限度額：25,150千円（令和3年度））</p> <p>その他 地域エネルギーの普及啓発に要する経費等</p>	25,150
合計		66,896

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成30年度末の再生可能エネルギーによる発電量は、家庭等の民生需要をすべて賄うだけの電力を発電する水準に達した。（県内総需要に対する電力自給率（再エネ率）は36.8%）
- ・再生可能エネルギーは温室効果ガス削減に必須であり、地域住民の理解のもと、自然環境と調和した再生可能エネルギーの導入を引き続き推進していく。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

循環型社会推進課（内線：7198）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ごみゼロ社会 実現化県民プ ロジェクト事 業	5,252	2,735	2,517	1,209		2,250 <基金繰入金>	1,793	
トータルコスト	15,483千円（前年度 13,054千円）〔正職員：1.3人〕							
主な業務内容	協議会運営、委託事業に係る事務、補助金等交付事務、各種啓発							
工程表の政策目標 (指標)	一般廃棄物のリサイクル率アップ							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」、「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

### 1 事業の目的、概要

ごみゼロ社会の実現に向けたごみ排出量の一層の削減を図るため、引き続き食品ロス削減に重点的に取り組み、県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図る。

また、SDGsの目標「12 つくる責任、つかう責任」が果たされる社会を目指し、更に4Rの取組を推進する。

### 2 主な事業内容

#### (1) 食品ロス削減の取組

区 分	内 容	予算額 (単位：千円)
鳥取県食品ロス削減推進協議会の運営	食料支援活動団体、食品流通事業者、商工団体、消費者団体及び行政等で設置する協議会において、食品ロスの発生抑制と削減に向けた方策を検討する。	482
幼児を対象とした意識啓発活動	幼少期から食べ残しを減らす意識や物を大事にする意識を醸成するため、実践活動団体に委託して、歌や紙芝居などを使った啓発活動を継続して行う。	750
フードドライブ事業の推進	フードバンク活動への理解と認知度向上を図るとともに取組拡大を促進するため、民間団体に委託してイベントを活用した「フードドライブ」を実施する。	1,000
【新規】食品ロス発生実態調査等事業	食品ロスの発生実態調査を実施し、県民運動として推進するための具体的な取組を検討する。	996
【新規】食品ロス削減県民運動の推進とフードシェアリングアプリの普及	食品ロス削減の取組を県民運動として盛り上げるためのイベントを開催する。また、飲食店等で発生する余剰食品と安価に食品等を購入したい消費者とをマッチングし、食品ロス問題の解決に資するフードシェアリングアプリの県内利用の普及拡大を行う。	1,424
スーパー等でのキャンペーン実施など啓発活動	食品を取り扱うスーパー等の店頭で、期限表示の正しい理解や過度な鮮度志向など消費行動の見直しを促す啓発を実施する。	(標準事務費)
とっとり30・10食べきり運動の推進	忘新年会や歓送迎会など、宴会での食べ残しを減らす「30・10食べきり運動」の実施と定着を図るため、商工団体や食べきり協力店等と連携して啓発を行う。	(標準事務費)
合 計		4,652

#### (2) 実践活動団体及び市町村の取組支援

補助金名	内 容	実施主体	県補助率 (限度額)	予算額 (単位：千円)
Let's 4R実践活動推進補助金	イベント等でのリユース食器の利用や食品ロスを減らす料理講習会の開催など、ごみ減量・リサイクルの実践活動を支援する。	実践活動団体	1/2 (500千円)	500
4R推進交付金	地域の実情に応じたごみ減量・リサイクルの取組を支援する。	市町村等	・ソフト事業 1/2 (5,000千円) ・ハード事業 1/3 (20,000千円)	100
合 計				600

### 3 これまでの取組状況、改善点

- ・ごみ排出量の削減に向け、可燃ごみのうち割合の大きい「食品ロス」の削減を促進するため、宴会時の食べ残しを減らす「30・10食べきり運動」、保育所等への訪問による子ども向けの意識啓発活動を実施している。
- ・全県的な食品ロス削減運動の展開を目的に設立した「鳥取県食品ロス削減推進協議会」で啓発キャンペーンを実施したほか、余剰食品の有効活用の促進に向けた、食品提供に関する関係者の手引きを作成した。
- ・家庭の余剰食品（余っている贈答品、保存期限が間近となった災害用備蓄食料等）を集め、食品を必要とする団体（フードバンク、こども食堂等）へ提供する「フードドライブ」を実施した。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

4 目 環境保全費

循環型社会推進課（内線：7562）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業	15,433	10,590	4,843	7,716			7,717	
トータルコスト	23,303千円（前年度 10,590千円）〔正職員：1人〕							
主な業務内容	補助金交付業務、委託契約事務、講習会等開催業務							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

### 1 事業の目的、概要

膨大な量の使い捨てプラスチックごみ（以下「プラごみ」という。）が及ぼす環境問題が国際問題となっているなか、本県においても、県民・企業・行政が一体となりプラごみ排出ゼロに向けた取組を行う。

### 2 主な事業内容

区 分	内 容	予算額 (単位：千円)
【新規】マイボトル協力店マップ作成とマイボトル持参キャンペーンの実施	○マイボトル協力店マップ及び啓発ポスターの作成 プラスチック製品の使用抑制の取組を県民に促すため、マイボトル等での飲料提供に協力いただける事業者を募集し、マップの作成・紹介を行う。また、県民から募集し選考した啓発ポスターを協力店に掲示することで、プラごみ問題への意識啓発を図る。 ○マイボトル持参キャンペーンの実施 キャンペーン期間中に協力店で一定回数マイボトルを使用した者に対して、抽選で賞品を進呈し、マイボトルの使用促進を図る。	3,072
【新規】とっとりプラごみゼロプロジェクト	○リユース食器活用の助成 飲食を伴うイベントを行う団体を対象に、初めてリユース食器を活用する場合に限りその経費の全額を支援する。〔補助率〕10/10 ○河川を流れるプラごみ調査 河川に流れ込むプラごみの実態調査を行っていただく県民（小学生～大学生）を募集し、調査を通じて実態を知っていただくことにより、プラごみ問題の認識を深める。	723
鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金	○脱プラスチックに係る研究・開発支援 脱プラスチックへの変換や再生材の利用を促進するため、紙、バイオ・生物分解性プラスチック等の再生可能資源を開発または既存のプラスチック代替素材を活用した製品の開発、プラスチックの循環利用のための研究・開発等に取組む県内企業等を支援する。 〔補助率〕1/2 〔補助限度額〕5,000千円 〔債務負担行為〕5,000千円（令和3年度）	10,000
【新規】プラごみ問題に係る意識啓発推進委託事業	プラごみ問題の理解促進を図るため、大学生やボランティア団体と連携し、将来の環境問題を担う子どもに対してプラごみ問題に関する体験学習を行う。また、大学生やボランティア団体に対しては、プラごみに関する知識等を習得するための研修を行う。	638
プラごみ削減県民運動の推進	○リユース食器活用の推進や海岸清掃等、プラごみ削減の取組に対して支援する。（4R実践活動推進補助金活用）〔補助率〕1/2 〔補助限度額〕500千円 ○県庁における率先的取組 県主催イベントでの不必要な使い捨てプラスチック使用の自粛などに率先して取組む。 ○プラごみ削減協力企業の登録やマイボトル・マイカップ運動の推進、キャラバン隊による関係団体訪問や清掃活動への参加による「とっとりプラごみゼロ」チャレンジへの協力要請などを行う。	1,000
合 計		15,433

### 3 これまでの取組状況、改善点

- ・本県では、プラごみ排出ゼロに向け「とっとりプラごみゼロ」チャレンジを県民運動として進めており、フォーラムの開催や脱プラスチックに係る研究・調査への助成、プラごみ削減協力団体の登録、リユース食器の活用の推進等、プラスチックの資源循環に係る取組を推進している。
- ・国際的な課題となっているプラごみの削減に向けて、県民・企業・行政が連携し、引き続きプラごみ排出ゼロに向けた取組を行う必要がある。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

4 目 環境保全費

緑豊かな自然課（内線：7200）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 大山入山料実証事業	5,863	0	5,863				5,863	
トータルコスト	6,650千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	大山入山協力金制度検討							
工程表の政策目標(指標)	自然公園の適正な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

大山山頂の植生回復に取り組む一木一石運動や、トイレ汚泥キャリアダウンボランティアなど、登山者自らが参画して自然環境保護活動を行っている一方、登山が大山の自然環境に負荷を与える側面もあり、課題となっている。

今後、持続的に大山の自然環境を保全する取組を進めるため、登山者から入山協力金を募り、自然環境保全活動や施設維持管理経費等に充当する新たな仕組みを検討する。

### 2 主な事業内容

区 分	内 容	予算額 (単位：千円)																		
国立公園大山入山協力金社会実験業務委託	大山の特性を踏まえた大山らしい入山協力金制度を検討するため、登山者から入山協力金を募る社会実験を実施する。なお、今回行う社会実験では、無人による入山協力金の收受を試行するなど、経費を抑えた收受方法を検討する。	5,863																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 35%;">内容</th> <th style="width: 50%;">目的・必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会実験計画作成</td> <td>・社会実験計画作成 (收受方法、金額、アンケート等)</td> <td>県内に事例がないため、専門的知識や経験を活かした社会実験の計画作成が必要である。</td> </tr> <tr> <td>社会実験の実施</td> <td>・協力金收受 ・アンケート実施 ・協力金の保管・管理</td> <td>県内に事例がないため、専門的知識や経験を活かした社会実験を実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>社会実験に係る広報</td> <td>・チラシ作成 ・現地看板作成 ・広報活動 等</td> <td>登山者に分かりやすいチラシ、現地看板の作成及びホームページを活用した広報活動を依頼する。</td> </tr> <tr> <td>制度設計案の作成</td> <td>・本格実施に向けた制度設計案の作成</td> <td>協力金を効果的に使用するため、専門的知識を活かした收受経費を抑えた制度設計を依頼する。</td> </tr> <tr> <td>実行委員会の開催</td> <td>・実行委員会の開催</td> <td>大学教授などの有識者の意見やアドバイスを制度設計に反映させるため、実行委員会を開催する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	目的・必要性	社会実験計画作成	・社会実験計画作成 (收受方法、金額、アンケート等)	県内に事例がないため、専門的知識や経験を活かした社会実験の計画作成が必要である。	社会実験の実施	・協力金收受 ・アンケート実施 ・協力金の保管・管理	県内に事例がないため、専門的知識や経験を活かした社会実験を実施する必要がある。	社会実験に係る広報	・チラシ作成 ・現地看板作成 ・広報活動 等	登山者に分かりやすいチラシ、現地看板の作成及びホームページを活用した広報活動を依頼する。	制度設計案の作成	・本格実施に向けた制度設計案の作成	協力金を効果的に使用するため、専門的知識を活かした收受経費を抑えた制度設計を依頼する。	実行委員会の開催	・実行委員会の開催	大学教授などの有識者の意見やアドバイスを制度設計に反映させるため、実行委員会を開催する。	
項目	内容	目的・必要性																		
社会実験計画作成	・社会実験計画作成 (收受方法、金額、アンケート等)	県内に事例がないため、専門的知識や経験を活かした社会実験の計画作成が必要である。																		
社会実験の実施	・協力金收受 ・アンケート実施 ・協力金の保管・管理	県内に事例がないため、専門的知識や経験を活かした社会実験を実施する必要がある。																		
社会実験に係る広報	・チラシ作成 ・現地看板作成 ・広報活動 等	登山者に分かりやすいチラシ、現地看板の作成及びホームページを活用した広報活動を依頼する。																		
制度設計案の作成	・本格実施に向けた制度設計案の作成	協力金を効果的に使用するため、専門的知識を活かした收受経費を抑えた制度設計を依頼する。																		
実行委員会の開催	・実行委員会の開催	大学教授などの有識者の意見やアドバイスを制度設計に反映させるため、実行委員会を開催する。																		
合 計		5,863																		

### 3 これまでの取組状況、改善点

・令和元年度に環境省が大山における入山料の検討に向けた社会実験を実施した。その結果、アンケート回答者の78.6%が入山協力金の導入に賛成と回答しており、一定の理解が得られた。（「入山協力金調査」集計結果概要（速報）より）

・入山協力金制度の本格実施に向けては、入山協力金の額や具体的な收受方法を検討する必要がある。

#### 【令和元年度環境省「入山料協力金調査」結果概要】

項目	実験結果
○入山協力金制度導入の賛否	賛成78.6% 反対2.2% どちらでもない14.3% 無回答4.9% (調査回答者数1,713人)
○協力金額（平均）	390円/人
○協力金の使途についての意見	登山道の整備、トイレの維持管理経費、自然環境保全に係る経費等
○導入反対と回答した方の主な意見	・協力金の使途を明確化するべき ・協力金の額を決めるにあたっては、リピーターや小中高校生について配慮すべき

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

4 目 環境保全費

緑豊かな自然課（内線：7872）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生物多様性保全事業	〔債務負担行為〕 4,970 13,525	8,968	〔債務負担行為〕 4,970 4,557				〔債務負担行為〕 4,970 13,525	
トータルコスト	25,937千円（前年度 20,081千円）〔正職員：1.4人、会計年度任用職員：0.5人〕							
主な業務内容	希少野生動植物の保護、外来生物の防除、自然環境の保全推進に資する取組							
工程表の政策目標（指標）	生物多様性地域戦略を策定するとともに、イベント開催を通じて広く県民に戦略の内容を周知し、地域住民等による野生動植物保護の普及啓発や教育実践に取り組む活動を支援していく。							

事業内容の説明

**1 事業の目的、概要**

県内における希少野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全、外来生物の防除、自然環境の保全により、県民参加による生物多様性の保全を推進するとともに、本県の豊かで美しい自然を守り、未来の世代に伝えていく機運の醸成を図る。

**2 主な事業内容**

区 分	内 容	予算額 (単位：千円)			
希少野生動植物保護対策事業	・生物多様性GISハードウェア更新・保守管理業務委託	4,753			
	・希少野生動植物の保護等活動団体への支援				
	補助金名		補助対象事業・補助対象経費	事業主体	補助率
	鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金		生物多様性の保全に資するために行われる保護・防除等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額 (上限250千円)
	とっつりの自然の豊かさとの魅力発信事業補助金	生物多様性の保全に資するために行われる保護・防除等に係る経費	県内に住所又は活動の本拠地を有した、組織及び運営に関する規定等を定めた団体	定額 (上限100千円)	
生物多様性推進事業	・【新規】鳥取県「地域連携保全活動支援センター」の設立（令和2年10月予定） 鳥取県生物多様性地域戦略に基づき、生物多様性の保全・利活用を行う推進体制を構築するため、官民学が連携した「地域連携保全活動支援センター」を設立し、希少種に関する情報の管理、生物多様性への配慮や次世代に向けた人材育成等を行う。 ・「レッドデータブックとっつり」改訂作業 「レッドデータブックとっつり」は、令和3年度末で前回改訂から10年目となるため、次期改訂版の改訂作業を行う。〔債務負担行為〕4,970千円（令和3年度）	8,402			
外来生物防除事業	外来生物捕獲技術講習会の開催	70			
自然環境保全地域管理事業	自然環境保全地域（15地域）における制札板の適正な維持管理や自然保護監視員による巡視等を行う。	300			
合 計		13,525			

**3 これまでの取組状況、改善点**

- ・平成27年度から「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト」掲載種の保全活動、特定外来生物の防除活動などへの支援を行ってきた。
- ・平成30年度には、保護等活動団体同士の交流や保全地域の活用に対する支援を追加し、生物多様性の保全と持続的な利用を推進した。
- ・これまでの有識者や関係団体等のご意見を踏まえ、令和元年度中に鳥取県生物多様性地域戦略を策定することとしている。令和2年度では更に戦略に基づく生物多様性の保全・利活用の推進を目指して関係団体と連携した取組を一層強化するとともに、「地域連携保全活動支援センター」の設立を目指す。



## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

4 目 環境保全費

緑豊かな自然課（内線：7200）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然公園等管理費	86,669	49,203	37,466	18,487	<14,000> 17,000	<雑入> 2,473	48,709	県費負担 62,709
トータルコスト	150,843千円（前年度 111,119千円）〔正職員：7.8人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	維持補修工事の実施、公園施設の管理業務、許認可事務の関係機関との調整、規制・マナーの普及啓発							
工程表の政策目標（指標）	山の日の制定などを契機として身近な自然に親しむ機運の醸成を図り、鳥取の緑豊かな自然の保護・保全を進めながら、自然公園における利用の促進を目指す。							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的、概要</b>								
自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、県が管理する自然公園施設、自然歩道等の整備・修繕工事、維持管理委託等を実施する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
				（単位：千円）				
区 分	内 容			予 算 額				
自然歩道・登山道及び自然公園施設等の安全対策等	○自然環境整備交付金（国定公園等：国補助率45/100） ・氷ノ山休憩舎太陽光発電設備更新（31,584） ・扇ノ山登山道整備（9,500） ○修繕工事等（単県） ・大山頂上避難小屋合併浄化槽清掃（14,496） ・公園施設修繕工事枠（9,800） （うち大山登山道年間管理委託（1,600））			65,380				
自然公園施設等の管理委託	・公衆トイレ及び自然歩道等の管理（16,787） ・公園施設に係る借地料（1,221） ・施設賠償責任保険（411）			18,419				
国立公園清掃活動への補助	○自然公園清掃活動費補助金 国立公園内の日常清掃を行う民間団体等に対して支援する。 〔負担割合〕国1/4、県1/4、市町村1/2			2,870				
合 計				86,669				

（注）起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費  
4 項 林業費  
9 目 狩猟費

緑豊かな自然課（内線：7872）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特定鳥獣保護管理事業	99,220	101,672	△2,452	45,065			54,155	
トータルコスト	142,999千円（前年度 137,393千円）〔正職員：4.5人、会計年度任用職員：3人〕							
主な業務内容	調査業務委託、各種情報収集・整理、計画推進体制整備、関係機関との調整							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

特定鳥獣であるツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシについて、人身被害や農林業被害の発生など人との軋轢が問題となっていることから、「第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画・第二種特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）管理計画」に基づき、科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

また、近年のツキノワグマの出没や被害の増加を踏まえ、追い払い等の体制強化を図る。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
生息状況調査及び対策検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定鳥獣生息状況調査の実施（8,077） ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシの生息情報・被害情報の整理、行動分析等を行う。（専門機関への委託）</li> <li>・特定鳥獣保護管理検討会の開催等（672） 保護管理検討会を開催し、生息状況調査の結果を踏まえて保護管理計画の達成状況や対策等について検討する。</li> </ul>	8,749
ツキノワグマ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツキノワグマ遭遇回避対策費（1,109） 出没時の追い払い、注意喚起看板の作成、学習会の開催等、住民の安全・安心を確保するための活動を支援する。 〔事業主体〕市町村、地元自治会〔補助率〕1/2（間接補助の場合1/3）</li> <li>・【新規】追払研修会の開催（75） 人里へのクマ出没増加に対応するため、動物駆逐用花火を使用した安全かつ効果的なクマ追い払いに関する講習及び屋外実習を行い、市町による追い払い体制の整備を支援する。</li> <li>・堅果類豊凶調査（482） 秋の人里へのクマ出没動向を予測し、対策の参考とするため、ブナ科堅果類（ドングリ）の豊凶を調査する。</li> <li>・放獣と追跡調査の実施（10,225） 人里離れた場所で錯誤捕獲されたクマを放獣する際に電波発信器を装着し、行動を把握することで人里への接近による事故を未然に防止する。また、クマ専用檻を購入し、安全な放獣作業の実施と有害捕獲を行う市町村への貸出しに使用する。</li> <li>・近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金（500） クマの広域的な保護管理・被害対策のため、地域個体群単位の個体数推定に必要なデータ収集システムを運用する。 （京都・兵庫・岡山・鳥取の4府県で均等負担）</li> </ul>	12,391
ニホンジカの捕獲強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理鳥獣捕獲等事業（調査業務）（8,290） シカに係る「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」の策定調査及び効果検証を行う。（専門機関への委託）</li> <li>・指定管理鳥獣捕獲等事業（捕獲業務）（62,000） 「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」に基づきシカを捕獲する。（認定鳥獣捕獲等事業者への委託）〔対象地域〕県全域の奥山〔捕獲目標〕約2,100頭</li> <li>・3県広域連携捕獲実践会議（370） 兵庫県・岡山県と連携した奥山・県境域でのシカ捕獲体制を整備する。 （10月の捕獲強化月間の実施、合同研修会の開催等）</li> </ul>	70,660
ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟により捕獲したイノシシ・シカを処理加工施設に搬入した狩猟者と施設に対し支援を行う。 狩猟者：8,500円/頭（2頭目から）、施設：廃棄物処理経費等を支援</li> </ul>	7,420
合 計		99,220

### 3 これまでの取組状況、改善点

- ・クマの個体数は、これまでの保護施策により回復・増加しており、平成29年度からゾーニング管理（棲み分け）を行うことにより、適正な個体数を見極めながら集落周辺における有害捕獲を強化し、人身被害や農林業被害の発生防止を図っている。
  - ・シカ・イノシシの個体数抑制のため、「指定管理鳥獣捕獲等事業」による県境付近の奥山でのシカ捕獲の実施や、狩猟によるシカ・イノシシの捕獲への支援により、捕獲強化を継続する。
- ＜管理計画における捕獲目標＞ シカ 9,000頭以上、イノシシ 6,000頭以上  
 ＜平成30年度の捕獲実績＞ シカ 7,519頭、イノシシ 11,027頭

令和2年度一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費  
4 項 林業費  
9 目 狩猟費

緑豊かな自然課 (内線：7872)  
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣捕獲者確保環境整備事業	11,843	8,743	3,100	3,134			8,709	
トータルコスト	14,991千円 (前年度 11,918千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、補助事業業務、委託業務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

中山間地域における有害鳥獣の被害は深刻であり、県や関係市町村が連携した対策が必要である。しかし、現場の対策を担う狩猟者は高齢化等により減少しており、特にニホンジカ・イノシシの捕獲の即戦力となる若手や銃猟者の確保・育成は喫緊の課題となっている。このため、狩猟者の資格取得や技能向上に対する支援を行うほか、銃猟者の射撃練習・技能講習等に係る負担を軽減するための環境整備を行う。

2 主な事業内容

区 分	内 容	予算額 (単位：千円)																				
狩猟者の養成	猟友会に委託してニホンジカ、イノシシなどの有害鳥獣捕獲を担う狩猟者を養成する。 ・狩猟免許取得のための事前講習会の実施 ・ベテラン猟師による新人ハンターへの実猟・実技指導の実施 ・狩猟者確保のための広報活動 ・安全な捕獲を行うための猟具の取扱講習会の実施 ・散弾銃、大口径ライフル銃等射撃技能向上対策（射撃大会）の実施 ・大口径ライフル技能講習受験のための事前講習会の実施 ・獣肉処理・加工衛生講習会の実施 等	3,447																				
ハンター養成スクールの運営	ニホンジカ及びイノシシ捕獲の即戦力を確保するためハンター養成スクールを運営する。 ・募集定員：40名程度 ・参加資格：わな猟、第一種銃猟の免許取得者 ・受講期間：令和2年9月～令和2年11月（全8回）	4,268																				
【拡充】新規狩猟者の参入促進	狩猟免許の取得と狩猟者登録に係る経費の一部を支援する。 ・対象者：狩猟免許を取得し次期更新時までには狩猟者登録した者。支援は初回登録1回限り。 ※従来の年齢制限（50歳未満）を撤廃する。なお、令和2年度は経過措置として、従前どおり平成27年度以降に狩猟免許を取得した者全員を対象とする。	3,400																				
銃猟者への直接的な支援	有害鳥獣捕獲従事者等による射撃練習、技能講習の受講に支援を行う市町村への支援等を行う。	728																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>補助対象事業・補助対象経費</th> <th>実施主体</th> <th>県補助率(上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>射撃練習奨励補助金</td> <td>射撃練習を行うのに要する経費</td> <td>猟銃を使用して有害鳥獣捕獲に従事する者</td> <td>1/3&lt;市町村1/3&gt; (5,000円/人)</td> </tr> <tr> <td>散弾銃技能講習受講経費支援</td> <td>銃刀法に定める技能講習の受講奨励金の交付に要する経費</td> <td>市町村</td> <td>1/2 (3,000円/人)</td> </tr> <tr> <td>ガバメントハンターの育成支援</td> <td>猟銃を所持するための所持許可証取得に要する経費</td> <td>鳥獣被害対策に携わる市町村職員</td> <td>1/3&lt;市町村1/3&gt;</td> </tr> <tr> <td>大口径ライフル技能講習のための県外射撃場への旅費支援</td> <td>ライフル銃等の所持許可に係る技能講習を受講する場合に必要な経費</td> <td>銃刀法に定める技能講習終了証明書の交付を受けた者</td> <td>5,000円(定額)</td> </tr> </tbody> </table>	補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率(上限額)	射撃練習奨励補助金	射撃練習を行うのに要する経費	猟銃を使用して有害鳥獣捕獲に従事する者	1/3<市町村1/3> (5,000円/人)	散弾銃技能講習受講経費支援	銃刀法に定める技能講習の受講奨励金の交付に要する経費	市町村	1/2 (3,000円/人)	ガバメントハンターの育成支援	猟銃を所持するための所持許可証取得に要する経費	鳥獣被害対策に携わる市町村職員	1/3<市町村1/3>	大口径ライフル技能講習のための県外射撃場への旅費支援	ライフル銃等の所持許可に係る技能講習を受講する場合に必要な経費	銃刀法に定める技能講習終了証明書の交付を受けた者	5,000円(定額)	
補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率(上限額)																			
射撃練習奨励補助金	射撃練習を行うのに要する経費	猟銃を使用して有害鳥獣捕獲に従事する者	1/3<市町村1/3> (5,000円/人)																			
散弾銃技能講習受講経費支援	銃刀法に定める技能講習の受講奨励金の交付に要する経費	市町村	1/2 (3,000円/人)																			
ガバメントハンターの育成支援	猟銃を所持するための所持許可証取得に要する経費	鳥獣被害対策に携わる市町村職員	1/3<市町村1/3>																			
大口径ライフル技能講習のための県外射撃場への旅費支援	ライフル銃等の所持許可に係る技能講習を受講する場合に必要な経費	銃刀法に定める技能講習終了証明書の交付を受けた者	5,000円(定額)																			
合 計		11,843																				

3 これまでの取組状況、改善点

- ・本事業の実施により、近年、新規狩猟免許取得者は、若手を中心にわな猟、銃猟ともに増加傾向にあり、高齢化が進んでいた狩猟者の若返りが進みつつある。
- ・シカ、イノシシの捕獲数を今後も増加・維持していくためには、若手に限らず狩猟者全体の底上げが必要である。
- ・このため、狩猟免許取得及び狩猟者登録に係る経費の支援について、令和2年度から年齢制限を撤廃し、60歳前後の退職層の新規参入を促す見直しを行う。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費  
5 項 都市計画費  
3 目 公園費

緑豊かな自然課（内線：7403）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域で進める緑のまちづくり事業	10,975	21,020	△10,045				10,975	
トータルコスト	15,697千円（前年度 25,783千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	緑化推進イベントの支援、緑化技術講座の実施、補助金交付事務、全国都市緑化ひろしまフェアへの出展							
工程表の政策目標（指標）	鳥取の自然を活かした緑づくりを地域全体で進めていく。緑化活動を支える関係団体との連携や住民主体の活動への支援に重点的に取り組む。							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的、概要

「第30回全国都市緑化とっとりフェア（平成25年9月～11月）」及び「第30回全国『みどりの愛護』のつどい（令和元年5月）」の開催を契機に高まった都市緑化推進の機運を継承し、鳥取の幅広い緑化の普及啓発等を継続して行うとともに、新しい時代に相応しい鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりを推進する。（みどりの愛護推進事業を統合）

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

事業区分	内 容	予算額
地域活動の拡充及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取県みどりの伝道師」の派遣（612） 県内で実施する地域の緑化活動に対し、活動団体等のニーズに応じた指導、助言を行い活動のスキルアップ等につなげるため、県に登録した緑化の専門的知識や経験等を有する「みどりの伝道師」を派遣する。</li> <li>・鳥取みどりの交流会の開催（882） 県内の緑化活動団体等がそれぞれの活動を参考としながら、互いに連携し情報交換や仲間づくりなどができる交流会を開催する。</li> <li>・「とっとり緑のまちづくり」コンテストの実施（551） 県内の「みどりの愛護」活動を行う者を表彰することにより、県民の花と緑のまちづくりへの意欲向上を図り、質の高い地域主体の緑のまちづくりの推進を図る。</li> <li>・【新規】とっとり「みどりの愛護」実践指針の作成（1,980） 全国みどりの愛護のつどいの開催を契機として高まった県内の都市緑化推進に係る取組等を整理し、今後の県内の緑のまちづくり活動のよりどころ（取組の指針や活動の参考事例）をとりまとめる。県内の優良な取組等を具体的に紹介し、活動のステップアップや新規活動の立ち上げ等、実践のための活用を広く推進する。</li> </ul>	4,025
緑化の普及啓発への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花と緑のまちづくり支援事業補助金（600） 県民が主体的に行う地域の緑化活動を推進するため、地域住民の緑化活動を支援する市町村の取組を支援する。 〔補助率〕市町村負担額の1/2〔補助上限〕50千円/件</li> <li>・地域緑化活動育成支援補助金（4,000） ととりの緑化を広く県内へ普及し、緑化を推進する人材育成など、花と緑のまちづくりを実施する団体等を支援する。 〔補助率〕定額〔補助上限〕1,000千円/件</li> <li>・花と緑のフェアの開催負担金（1,350） 県内3箇所で開催する「花と緑のフェア」の開催経費の一部を負担する。 （東中西部実行委員会への負担金：負担率1/3）</li> <li>・全国都市緑化ひろしまフェアへの出展（1,000） 県外へ緑を通じた「ととりの魅力」を発信するとともに、県内造園技術の育成、向上及び伝承の機会として、「全国都市緑化ひろしまフェア」（令和2年3月下旬～5月下旬）に出展する。 （令和2年度は、維持管理及び撤去を実施する。）</li> </ul>	6,950
合 計		10,975

#### 3 これまでの取組状況、改善点

- ・「第30回全国都市緑化とっとりフェア（平成25年9月～11月開催）」を契機に高まった緑化推進の機運を継承し、鳥取の幅広い緑化の普及啓発、人材育成等の取組に努めたことで、ナチュラルガーデンをはじめとした鳥取ならではの魅力的な緑のまちづくりが芽生えた。
- ・令和元年5月には秋篠宮皇嗣同妃両殿下をお迎えして「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」を開催し、県内外のみどりの愛護活動を行う団体が顕彰されたことで、緑のまちづくりへの関心や機運が更に高まった。
- ・この契機を活かし、地域に根ざした継続的な緑のまちづくり活動が県内全域に更に広がるよう、取組の普及啓発や支援を行っていく。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費  
3 項 観光費  
1 目 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-72-8987）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費	47,901	72,043	△24,142				47,901	
トータルコスト	81,382千円（前年度 103,001千円）〔正職員：3.9人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	中核拠点施設としての整備、ツーリズムの推進、世界に向けた魅力発信、研究・教育活動の推進							
工程表の政策目標（指標）	ユネスコ世界ジオパーク『山陰海岸ジオパーク』の魅力発信を通じて、ジオパークの認知度向上及び国内外からの誘客促進を図る。							

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

ユネスコ世界ジオパーク「山陰海岸ジオパーク」でのロングトレイルやシーカヤック等アクティビティ活動の推進、国際化に向けた取組、その他様々なジオパーク活動への支援など山陰海岸ジオパークの魅力向上を図り、国内外からの誘客促進を図るとともに、地域住民の機運醸成を図る取組を推進する。

### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容	予算額
中核拠点施設としての整備	・情報発信デジタルサイネージの運用 山陰海岸ジオパークの中核拠点施設としてエリア全体の情報発信を行うデジタルサイネージの運用及びトレイルコース全通に伴うデータ更新を行う。	1,109
ツーリズムの推進	・【新規】トレイル全ルート完成記念イベント 山陰海岸ジオパークのトレイルコースが全通したことを記念するイベントを開催し、国内外に向けた魅力発信を行う。	3,400
国内外に向けた魅力発信	・【臨時】ガイドスキルアップ研修（670） 島根県で開催される日本ジオパーク全国大会（令和2年10月）に付随する本県でのツアーの機会を捉え、専門の講師を招くなどガイド技術とおもてなしに特化した研修を実施する。 ・ユネスコ世界ジオパーク道府県連合の取組（2,000） ユネスコ世界ジオパーク関係道府県と連携し、ユネスコ世界ジオパークの情報発信を行う。 ・雑誌・テレビ等メディアの活用等による情報発信（3,000）	5,670
民間活力の振興	・山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金（18,611） 産業振興、ツーリズム振興、普及・啓発の推進などジオパークに関連した取組を支援する。 ・山陰海岸ジオウォーク補助金（1,500） 民間主体で開催されるウォーキング大会を支援する。	20,111
研究・教育活動の推進	・体験学習の開催（1,519） 子ども向け体験学習講座、野外観察会、ジオハイク、サイエンスカフェ等を開催する。 ・山陰海岸ジオパーク調査・研究委託（3,407） 鳥取大学等の学術関係者と自然館学芸員が共同で調査・研究を行う。	4,926
国際化対応	・テレビ電話通訳サービスの運用 テレビ電話通訳サービス（12か国語対応）を利用できるタブレットをジオパーク拠点施設等へ配備する。	665
その他	・自然遊歩道の眺望景観回復（1,000） ・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金（4,908） ・鳥取県政ジオバイザリースタッフ経費（99） ・標準事務費（6,013）	12,020
合 計		47,901

### 3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成27年11月に世界ジオパークがユネスコの正式事業に承認されたことを受け、ジオパーク活動の一層の推進を図るため、平成28年4月に、「山陰海岸学習館」から「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」に再編するとともに、隣接する「岩美町立渚交流館」を含めたエリア一帯を『岩美ジオフィールド』として、岩美町及び関係団体等との連携による取組を推進している。
- ・近年は、シーカヤックやロングトレイルなど、山陰海岸ジオパークをフィールドとした活動（アクティビティ）が人気を集めており、それらを利用したツーリズムの推進を図ることで、山陰海岸ジオパークへの誘客を図っている。
- ・平成28年度の香港定期便就航を契機に、香港ジオパークなど海外との交流を促進し、海外への情報発信や誘客促進を図っている。
- ・平成29年度に日本ジオパークの再認定審査があり、山陰海岸ジオパーク推進協議会の組織運営や地域間の連携について指摘を受け、条件付き再認定（2年間）となった。
- ・平成30年度にユネスコ世界ジオパークネットワークの再認定審査があり、平成31年2月に再認定となった。これを受け、平成31年4月に、平成29年度日本ジオパークの条件付き再認定が解除された。
- ・令和元年度においては、来館者の受入体制を強化するため、自然館の裏庭に山陰海岸の岩石を展示・学習できる庭園を整備し、山陰海岸ジオパークエリア内の中核拠点施設としての機能向上を図った。

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

2 目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線：7398)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	3,776	1,208	2,568	1,687			2,089	
トータルコスト	7,711千円 (前年度 2,002千円) [正職員：0.5人]							
主な業務内容	認証事務、広報物作成、技術資料作成、技術研修							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準により建設される高性能省エネ住宅（とっとり健康省エネ住宅）の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO2排出量の削減を目指す。

### 2 主な事業内容

とっとり健康省エネ住宅の普及を図るため、基準に適合する住宅の認証制度を創設するとともに、消費者向けの広報・普及啓発及び技術者の養成を行う。

項目	内容	予算額 (単位：千円)									
設計・工務店の研修等	健康省エネ住宅の施工ができる技術者の養成等を行う。 ・技術資料作成 ・技術研修開催（2回に分けて研修会を開催し、修了者を登録する。）	787									
キックオフイベントの開催	普及促進のため、県による認証制度の開始に合わせてキックオフイベントを開催する。 ・医療・建築の有識者による講演 ・健康省エネ住宅が体感できるハウス展示（トレーラーハウス設置）	722									
普及・情報発信等	健康省エネ住宅の普及に向け、消費者向けの広報・普及啓発を行う。 ・PR 動画制作（SNSで拡散できるような1～2分程度の動画作成） ・ホームページ作成・情報発信（登録事業者の紹介、見学会等の情報提供） ・PRパンフレット版下作成、印刷（健康効果、助成制度等の紹介） ・認証マーク作成（認証住宅の普及、性能証明への活用） ・居住者モニターアンケート（健康、省エネ効果検証）	2,240									
認証住宅への助成事業（再掲）	「とっとり住まいる支援事業」において認証住宅に対し助成する。  <とっとり住まいる支援事業における上乗せ助成額> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">とっとり健康省エネ住宅</td> <td style="width: 30%;">T-G 1 (冷暖房費30%削減)</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">10万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>T-G 2 (冷暖房費50%削減)</td> <td style="text-align: right;">30万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>T-G 3 (冷暖房費70%削減)</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> </tr> </table> ※現行のとっとり住まいる支援事業の上限100万円に上乗せして助成する。 (最大150万円) ※表中の冷暖房費削減率は国の省エネ基準で建設された住宅との比較。	とっとり健康省エネ住宅	T-G 1 (冷暖房費30%削減)	10万円		T-G 2 (冷暖房費50%削減)	30万円		T-G 3 (冷暖房費70%削減)	50万円	(3,000)
とっとり健康省エネ住宅	T-G 1 (冷暖房費30%削減)	10万円									
	T-G 2 (冷暖房費50%削減)	30万円									
	T-G 3 (冷暖房費70%削減)	50万円									
標準事務費	基準に適合する住宅の認証に係る事務費	27									
合計		3,776									

### 3 これまでの取組状況・改善点

(1) これまでの取組

基準は、民間団体HEAT20が示す省エネ基準(G1、G2、G3の3段階)を参考に、断熱性能と気密性能の指標による3段階のとっとり健康省エネ住宅性能基準(T-G1～3)を策定した。

この基準は国の省エネ基準に比べ冷暖房費を30%以上削減可能であり、冬季でもWHOが勧告する18℃以上の室温を保つことが可能な水準である。

区分	指標	国の省エネ基準 (H28年)	健康省エネ住宅性能基準		
			T-G1	T-G2	T-G3
断熱	外皮平均熱貫流率 $U_e$ 値(W/m <sup>2</sup> ・K)	0.87	0.48	0.34	0.23
気密	隙間相当面積C値(cm <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )	基準なし	1.0	1.0	1.0

断熱 (U<sub>e</sub>値) : 建物外表面から外部に逃げる熱量を示す指標。値が小さいほど熱が逃げにくく、断熱性、省エネ性が高い。

気密 (C値) : 建物の床面積当りの隙間面積を示す指標。値が小さいほど気密性が高い。(平成14年基準では5.0cm<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)

(2) 普及に向けた今後の取組

・基準を満たす住宅の普及に向け、建築関係者(設計者・工務店等)に対する技術研修を行うとともに、基準に適合する住宅を県が認証する。

・消費者に対しては「とっとり住まいる支援事業」において上乗せ助成を行い、普及を促進する。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

6 項 住宅費

2 目 住宅建設費

住まいまちづくり課 (内線：7408)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	375,047	439,392	△64,345	43,816			331,231	
トータルコスト	386,852千円 (前年度 451,299千円) [正職員：1.5人]							
主な業務内容	補助金事務、相談対応等 関係機関との連絡調整及び制度広報等 事業実施状況分析及び成果検証							
工程表の政策目標 (指標)	在来軸組工法による木造住宅着工割合73% 県内建設業者の施工による木造住宅建設を推進することにより、県産材の活用や伝統技術を普及していくとともに、木造住宅の品質や技術力の向上、大工等の技術後継者育成を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県内事業者を活用した県民の住まいづくりを幅広く支援する。

2 主な事業内容

(1) 住宅の新築に対する支援 (最大100万円/戸 (とっとり健康省エネ住宅を除く)、予算額202,017千円)

- ・県内事業者の施工により、県産材を活用した木造一戸建住宅を新築する場合に支援する。
- ・木造住宅の品質の向上を図るため、より質の高い県産材への支援、県産内装材への支援を新設する。
- ・とっとり健康省エネ住宅の認証を受けた住宅への支援を新設し、最大100万円/戸に上乗せして助成する。

※太字は前年度からの変更点

区分	支援内容	交付決定見込額 (単位：千円)												
【見直し】県産材活用 (基本助成)	県産材10m3以上使用する場合、定額15万円の支援を行う。	114,000												
上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。														
【拡充】県産規格材活用	構造材、下地材の県産規格材使用量1m3につき1万円の支援を行う。ただし、使用量に応じた上限額は次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用量</td> <td>1～14m3</td> <td>15～19m3</td> <td>20～24m3</td> <td>25m3～</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>10万円</td> <td>15万円</td> <td>20万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table>	使用量	1～14m3	15～19m3	20～24m3	25m3～	上限額	10万円	15万円	20万円	25万円	73,050		
使用量	1～14m3	15～19m3	20～24m3	25m3～										
上限額	10万円	15万円	20万円	25万円										
【新規】県産機械等級区分構造材	県産規格材かつ機械等級区分による構造材を使用する場合、1m3につき2万円の支援を行う。ただし、20万円を上限とする。	29,350												
【拡充】県産内装材等	県産CLT材を1m3以上使用する場合、定額5万円/戸、県産材を内外装仕上げ材、木塀に使用する場合1m2につき2千円の支援を行う。ただし、15万円を上限とする。	11,400												
【拡充】伝統技術活用	活用する伝統技術が4ポイント以上の場合に20万円の支援を行う。 4ポイント：木材手刻み加工 2ポイント：下見板張り、瓦葺き (平板瓦を含む。) 1～2ポイント：左官仕上げ、木製建具、構造材現し 1ポイント：畳	21,200												
子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	57,800												
三世帯同居等	子育て世帯等かつ新たに三世帯同居等を行う世帯に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	9,100												
【新規】とっとり健康省エネ住宅	とっとり健康省エネ住宅の認証を受けた住宅に支援を行う。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>基準</td> <td>T-G1</td> <td>T-G2</td> <td>T-G3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷暖房費30%削減</td> <td>冷暖房費50%削減</td> <td>冷暖房費70%削減</td> </tr> <tr> <td>定額</td> <td>10万円</td> <td>30万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ※国の省エネ基準による住宅に比較して削減可能な冷暖房費の目安	基準	T-G1	T-G2	T-G3		冷暖房費30%削減	冷暖房費50%削減	冷暖房費70%削減	定額	10万円	30万円	50万円	3,000
基準	T-G1	T-G2	T-G3											
	冷暖房費30%削減	冷暖房費50%削減	冷暖房費70%削減											
定額	10万円	30万円	50万円											

令和2年度交付決定見込額：318,900千円、うち令和2年度中完成分202,017千円

(2) 住宅の改修等に対する支援 (最大50万円/戸、予算額15,615千円)

県内事業者の施工により、県産材を活用して住宅の改修等を行う場合に支援する。

※太字は前年度からの変更点

区分	支援内容	交付決定見込額 (単位：千円)
【見直し】県産材活用 (基本助成)	県産構造材、下地材で0.3m3以上使用する場合、1m3につき2万円、 <b>県産材を内外装仕上げ材、木塀に使用する場合、1m2につき2千円の支援を行う。</b> ただし、25万円を上限とする。	10,200
上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。		
伝統技術活用	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に応じて最大15万円/戸 (大工技能/左官技能/建具技能) の支援を行う。	2,850
子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	3,400
三世帯同居等	新たに三世帯同居等を行う子育て世帯等又は新たに子・孫世帯と同居する世帯に該当する場合、定額10万円/戸の支援を行う。	900

令和2年度交付決定見込額：17,350千円、うち令和2年度中完成分15,615千円

(3) 令和元年度交付決定済、令和2年度支払分 (予算額：153,415千円)

(4) 工務店等に対する支援 (補助率：1/2 (上限50万円/件) 予算額：4,000千円)

建設、設計、木材供給事業者等が2社以上連携し、住宅見学会等において県産材を活用した住宅の良さ等の普及など県の施策等の広報を行う場合に、広報内容に応じて経費の一部を支援する。

※太字は前年度からの変更点

広報内容		補助金額
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とっとり住まいる支援事業</li> <li>・県産材を活用した木造住宅 (県産材を見えるところに使用する場合に限る。)</li> </ul>	20万円
以下の項目に該当する場合は上記に加算		
【見直し】	<b>とっとり健康省エネ住宅 (認証を受けた住宅に限る。)</b>	20万円
	<b>伝統工法による住宅 (真壁等)</b>	10万円
	<b>長期優良住宅 (認定を受けた住宅に限る。)</b>	10万円
	<b>住宅の耐震化 (耐震等級3を満たす住宅に限る。)</b>	10万円

### 3 これまでの取組状況、改善点

・工務店等への周知、新聞等各種媒体への掲載、住宅見学会等での情報提供により周知が進んだこと及び使いやすい制度に見直した結果、申請数が年々伸びている。

〈新築交付決定数 (H27～H29は県産材10m<sup>3</sup>以上利用する件数)〉

H27：624件、H28：738件、H29：733件、H30：850件、R1：790件 (見込み)

・一戸あたりの県産材使用量が伸び悩んでおり、さらなる県産材利用を促すため、令和元年度に県産材の使用量に応じた支援において10m<sup>3</sup>以上と20m<sup>3</sup>以上の間に15m<sup>3</sup>以上という区分を設けたことで使用量が増加した。

〈新築住宅一戸あたりの県産材使用量〉

H27：14.0m<sup>3</sup>、H28：13.8m<sup>3</sup>、H29：13.2m<sup>3</sup>、H30：13.1m<sup>3</sup>、R1：13.8m<sup>3</sup>

## 令和2年度一般会計当初予算説明資料

### 4 款 衛生費

#### 2 項 環境衛生費

#### 4 目 環境保全費

水環境保全課（内線：7197）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
”ラムサール条約湿地” 中海の水質浄化対策とワイズユース推進事業	13,250	12,253	997			<基金繰入 2,050、雑入 2,000>  4,050	9,200	
トータルコスト	28,990千円（前年度 28,129千円）〔正職員：2人〕							
主な業務内容	環境調査、実証実験、普及啓発（イベント開催）等							
工程表の政策目標（指標）	三大湖沼の浄化と利活用の推進							

事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

### 1 事業の目的、概要

県民の貴重な資源であり、財産である中海の豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、「交流学习」「調査研究」「保全再生」「ワイズユース（賢明な利用）」の各種施策を実施する。

### 2 主な事業内容

区分	細事業	内 容	予算額 (単位：千円)
交流学習	【新規】ラムサール条約湿地登録15周年記念事業（島根県との連携事業）	登録以降の歩みを振り返り、こども達を中心とした次世代の人材育成等に資するシンポジウムを開催する。	3,300
	【新規】環境保全動画による住民への意識啓発	中海の歴史をはじめ、自然、生態系、利活用等の変遷を視点とする映像を制作し、意識啓発を図る。	800
	【新規】美しく豊かな水環境を次世代につなぐ環境教育推進事業補助金（米子市との連携事業）	観察会や出張講座等の環境教育活動を行う（公財）中海水鳥国際交流基金財団に対して支援する。 〔補助率〕 県1/2、米子市1/2	1,250
	こどもラムサール交流事業（島根県との連携事業）	中海や宍道湖で活動するこども達と他のラムサール条約湿地で活動するこども達との交流を通じて、人材育成と人的ネットワークの構築を図る。	400
調査研究	各種ワーキング事業（島根県との連携事業）	中海の水質分析や評価、モニタリングの手法の検討、さらに水質改善に繋がる底質・窪地対策の調査・検討を行う。	1,800
	加茂川水質調査	中海に流入する河川の流入負荷等を把握するため、加茂川等の水質を調査するとともに、環境にやさしい農業の取組について効果検証をする。	1,800
	ファインバブルを活用した水質浄化技術研究	ファインバブル技術について客観的に評価し、中海での水質浄化技術として応用するための基礎研究（米子湾）をする。	2,000
	中海の藻場生物調査	海藻の採取場所や付着生物の調査によって、適正な採取量や付着生物の長期的変化を調査する。	500
保全再生	中海水質汚濁防止対策協議会	鳥取島根両県の県議会議員及び関係自治体等で構成する協議会を運営し、国へ要望活動する。	200
	中海湖沼環境モニター等	県民モニターによる五感（見る・聞く・触れる・臭う・味わう）による湖沼の環境を採点・評価する。	200
賢明な利用	中海利活用イベント（島根県との連携事業）	中海の魅力に触れる体験型の利活用イベントを開催する。	600
	中海・宍道湖一斉清掃開始式運営業務（島根県との連携事業）	中海・宍道湖一斉清掃の開始式を米子市で開催する。 （令和2年度は本県が運営）	400
合 計			13,250

### 3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成元年度に、中海の水質環境基準を達成するための水質保全計画を策定し、国、島根県及び沿岸市等と連携して水質浄化に係る各種施策を実施してきた。その結果、水質は長期的に改善傾向にあるが、引き続き流入負荷対策や湖内対策等について各種モニタリングを継続しつつ、効果的な対策を講じる必要がある。
- ・平成17年度に中海がラムサール条約湿地に登録され、令和2年度に15周年を迎える。15周年記念事業等を契機とし、これまで以上に島根県との連携を強化し、利活用の取組を推進するとともに、次世代の人材育成を進めていく。

令和2年度一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費

4 項 林業費

2 目 林業振興費

5 目 造林費

森林づくり推進課 (内線: 7304)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり環境の森づくり事業	172,257	166,129	6,128			(基金繰入金) 172,257		
トータルコスト	189,571千円 (前年度 183,592千円) [正職員: 2.2人]							
主な業務内容	事業周知、間伐等発注・監督、補助金交付事務、事業評価委員会開催事務等							
工程表の政策目標 (指標)	県による植樹祭、フォーラムの開催や、森林環境保全税を活用した森林体験企画、「とっとり共生の森」活動支援等により森林を県民自ら守り育てる意識の醸成と普及推進 造林事業等の適正な執行管理による間伐実施面積の確保等による森林整備の推進 (間伐面積: 4,200ha/年)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

すべての県民が享受している森林の公益的機能等の恩恵を持続的かつ高度に発揮させるため、森林環境保全税を活用し、森林環境の保全・整備と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	事業内容	実施主体	予算額	補助率
とっとり環境の森緊急整備事業	針広混交林化による森林の機能回復 ・人工林に下層植生の自然発生を促す間伐等	県	2,016	—
とっとり県民参加の森づくり推進事業	森林体験の企画・実施、森林整備活動を支援 ・森林教室、源流探訪、間伐等の作業体験等	ボランティア団体等	10,000	10/10
森林環境保全税関連事業評価委員会	税の使いみちを県民に明らかにし、透明性を図るため、事業の調査、審査、検証等を実施	県	675	—
森林の保全・整備	普通林の間伐 普通林の間伐を支援 ※上乗せ補助率7% (造林事業を活用)	森林所有者等	75,346	7.5/10 〔うち造林事業 6.8/10〕
	保安林の間伐 保安林の間伐を支援 ※上乗せ補助率12% (造林事業を活用)			8/10 〔うち造林事業 6.8/10〕
	保安林内作業道の整備 保安林内の作業道整備を支援 ※上乗せ補助率12% (造林事業等を活用) ※上乗せ補助率30% (森づくり作業道整備事業を活用)			8/10 〔うち森づくり 作業道事業 5/10〕
森林景観対策事業	景観向上のための枯損木の伐採等を支援	市町村	7,182	3/4
竹林整備事業	放置竹林の抜き伐り等、管理道及びアクセス道開設を支援	市町村、森林所有者等	61,922	8/10
制度の普及啓発	税の仕組、使途事業などの県民周知 (各種広報)	県	7,340	—
合計			172,257	

【参考】鳥取県森林環境保全基金の状況 (単位: 千円)

R1 年度末基金残額 (A)	115,880
R2 税収見込み (運用利息含む) (B)	175,301
R2 基金合計 (C=A+B)	291,181
R2 事業費見込み (D)	172,257
R2 年度末基金残額 (C-D)	118,924

○森林環境保全税

- ・税率 個人 500円 法人 5%
- ・適用期間 15年 (平成20~令和4年度)